

平成28年度

専攻科学生便覧

革新する技術，創造する未来
～夢へ翔る熊本高専～

熊本高等専門学校
(八代キャンパス)

1. 専攻科の概要	
(1) 専攻科の制度と特色	1
(2) 専攻科の沿革	1
(3) 教育研究組織	3
2. 専攻科の意義と目標	4
3. 教育方針と教育課程の編成方針	
(1) 専攻科の目的	5
(2) 専攻科の教育課程の編成方針	5
(3) 生産システム工学専攻教育課程	7
4. 熊本高等専門学校学則	9
5. 生産システム工学専攻及び「生産システム工学」教育プログラムの履修に関する規則等	
(1) 熊本高等専門学校専攻科生産システム工学専攻の授業科目の履修等に関する規則	23
(2) 熊本高等専門学校「生産システム工学」教育プログラム履修規則	25
(3) 生産システム工学専攻及び「生産システム工学」教育プログラムの単位認定並びに 修了認定に関する申合せ	41
(4) 履修登録前に修得した科目に対する「生産システム工学」教育プログラム単位の 再評価に関する取扱い	43
(5) 熊本高等専門学校八代キャンパスインターンシップ実施要項	44
6. 教務(履修等)	
(1) はしがき	47
(2) 修業年限, 修了のための修得単位等	47
(3) 授業科目, 単位	47
(4) 履修科目の申告	48
(5) 試験, 成績の評価	48
(6) 追試験	48
(7) 欠課	48
(8) 再履修	49
(9) サマーレクチャー, 大学(放送大学を含む)の科目履修	49
(10) 学位取得	50
7. 学生生活	
(1) 熊本高等専門学校専攻科生産システム工学専攻学生準則	52
(2) 熊本高等専門学校専攻科生産システム工学専攻学生心得	55

(3) 熊本高等専門学校専攻科生産システム工学専攻学生の車両による通学に関する内規	59
(4) 熊本高等専門学校学生表彰規則	63
(5) 熊本高等専門学校八代キャンパスプール使用要項	64
8. 経済援助	
(1) 独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料等の免除及び徴収猶予の取扱いに関する規則	66
(2) 奨学生制度	71
9. 福利厚生	
(1) 福利厚生施設	74
(2) 保健衛生	77
(3) 学生相談室	77
(4) ハラスメント対策	78
(5) 各種保険制度について	80
(6) 学生運賃割引証と通学証明書	82
10. ICT活用学習支援センター	
(1) ICT活用学習支援センター八代キャンパス利用の手引き	84
(2) 熊本高等専門学校 ICT 活用学習支援センター利用規則	90
(3) 熊本高等専門学校 ICT 活用学習支援センター八代キャンパス演習室利用細則	91
(4) 熊本高等専門学校情報セキュリティ学生規則	93
(5) 八代キャンパス図書館の利用について	97
(6) 熊本高等専門学校 ICT 活用学習支援センター八代キャンパス図書館利用規則	99
11. 寮生活	
(1) 熊本高等専門学校学寮規則	102
(2) 熊本高等専門学校八龍寮専攻科フロア管理運営要項	104
12. その他	
納付金一覧	106
校内及び専攻科棟等配置図	107

「生産システム工学」教育プログラム履修の手引き

1. 専攻科の概要

(1) 専攻科の制度と特色

これまで高専は5年間の一貫教育によって実践的技術者を数多く養成してきました。しかし、近年の科学技術の進歩に伴い、より高度な専門知識が必要とされるようになり、高専5年間の課程では覆いきれないようになってきました。そこで、平成2年の大学審議会において、高等専門学校の高等教育のアイデンティティを保持しながら、「精深な程度において特別な事項を教授し、その研究を指導する」専攻科が設置できることになりました。

八代高専には、平成6年度に「生産情報工学専攻」、「環境建設工学専攻」及び「生物工学専攻」の3専攻からなる専攻科が設置されました。これ以降、高専本科5年間の実践教育のうえに、専門的知識修得と充実した実験研究を行うことにより、研究開発や先端技術に対応できるエンジニアの育成に努めてきました。なお専攻科では、学位授与機構が定める一定の要件を満たせば、申請に基づき同機構の審査により学士の学位が取得できます。

その後、平成21年10月1日を以て、熊本電波工業高等専門学校（以下熊本電波高専）及び八代工業高等専門学校（以下八代高専）が、情報・電子・通信・制御などICT教育を特徴とする熊本電波高専の教育研究と、複合学科としての幅広い専門性、さらにその融合・複合を特徴とする八代高専の教育研究を組み合わせることにより、実践的・創造的な技術者の育成を目的として、熊本高等専門学校として高度化再編されたのに伴い、両高専にそれぞれ設置されていた専攻科が統合され、「熊本高等専門学校専攻科」が設置されました。

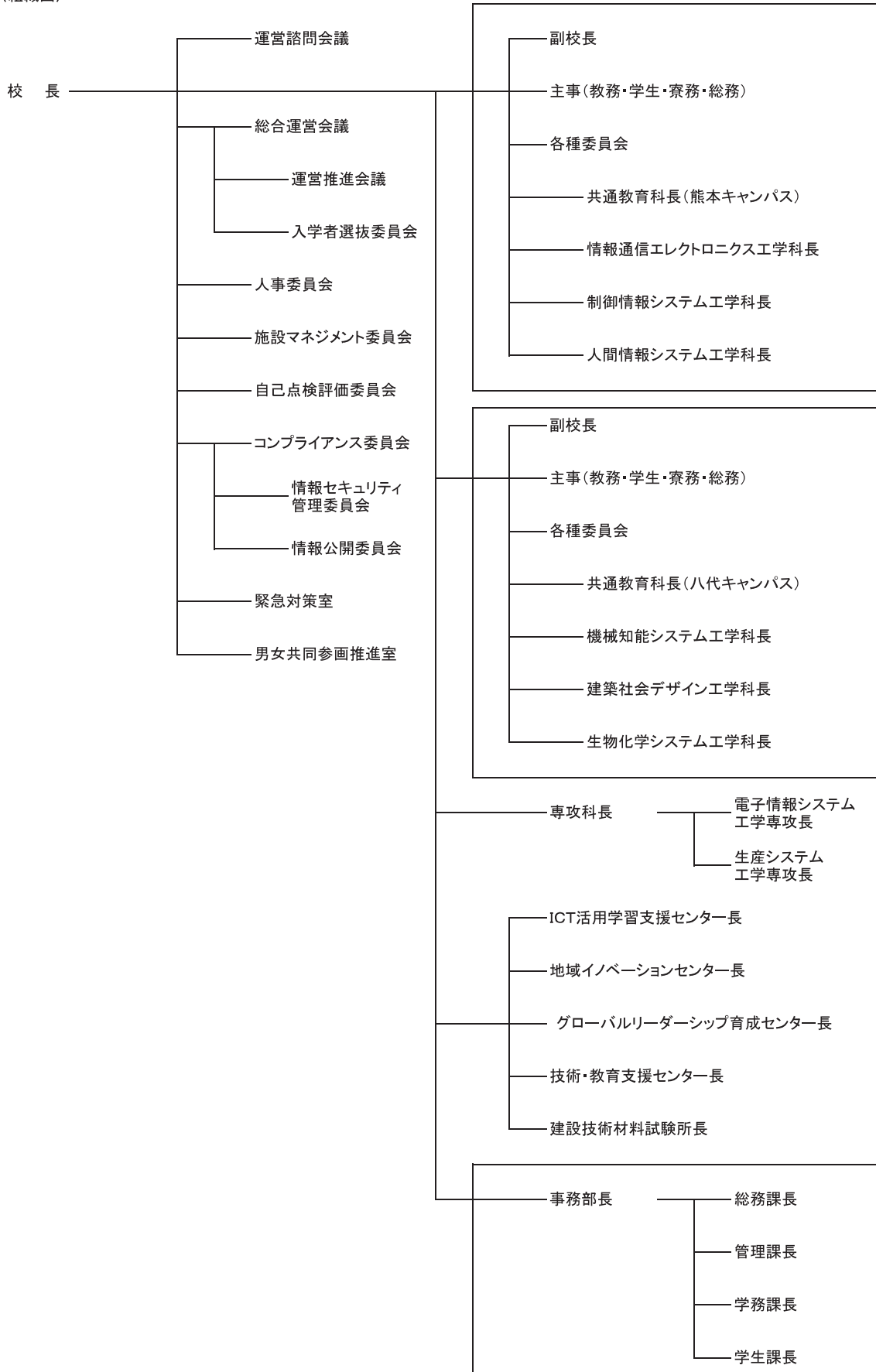
(2) 専攻科の沿革

- 平成6年4月1日 専攻科(生産情報工学専攻、環境建設工学専攻、生物工学専攻)が設置された。
専攻科が学位規則(昭和28年文部省令第9号)第6条第1項に既定する大学評価・学位授与機構が定める要件を満たす専攻科として認定された。
- 4月18日 第1回専攻科入学式を挙行了。(第2回以降は記載を省略)
- 平成8年3月19日 第1回専攻科修了式を挙行了。(第2回以降は記載を省略)
3月21日 専攻科棟が竣工した。
- 平成11年2月10日 生産情報工学専攻及び生物工学専攻が大学評価・学位授与機構での再審査の認定を受ける。(平成11年4月1日から適用)
- 平成12年2月15日 環境建設工学専攻が大学評価・学位授与機構での定期審査の結果、適切と認められる。

- 平成16年 4月 1日 独立行政法人国立高等専門学校機構国立八代工業高等専門学校となった。
- 平成17年 2月 14日 専攻科の認定に関する規則第9条に規定する大学評価・学位授与機構の審査の結果、適切と認められる。
- 平成18年 5月 8日 J A B E E 対応教育プログラムが日本技術者教育認定機構から認定された。
- 平成20年 5月 8日 J A B E E 対応教育プログラムの中間審査により、日本技術者教育認定機構から継続承認された。
- 平成21年 10月 1日 熊本高等専門学校の設置。同時に熊本高等専門学校専攻科が設置される。
- 平成22年 4月 1日 熊本高等専門学校専攻科（電子情報システム工学専攻，生産システム工学専攻）の第1回入学式を挙行了した。
- 平成23年 5月 8日 J A B E E 対応教育プログラムが継続審査により、日本技術者教育認定機構から継続認定された。
- 平成24年 3月 熊本高等専門学校専攻科（電子情報システム工学専攻，生産システム工学専攻）の第1回修了式を挙行了した。

(3) 教員研究組織

〈組織図〉



2. 専攻科の意義と目標

平成6年4月に設置され、「生産情報工学専攻」、「環境建設工学専攻」、「生物工学専攻」の3専攻から構成されていた八代高専の専攻科は、平成21年10月より、熊本高専専攻科生産システム工学専攻へ、高度化再編されました。

高専はこれまで、社会に出てすぐに役立つ実践的技術者の育成に努め、その成果は関連する企業から極めて高い評価を受けています。しかし、近年における技術の高度化、総合化、国際化による急速な産業技術の複雑化に伴い、社会が求める実践的技術者に対する要求も大きく変化してきています。このような社会の変化に柔軟に対応すべく専攻科については、準学士課程の高度化再編に対応し、従来の熊本電波高専専攻科と八代高専専攻科の5専攻をそれぞれ「電子情報システム工学専攻」、「生産システム工学専攻」の2専攻に大括りし充実を図りました。

ここで2専攻からなる本専攻科は、急速に進む科学技術の高度化と国際化に対応するために、高等専門学校で修得した実践的技術をさらに深めた教育を実施するもので、特定の専門工学領域におけるより高度の知識・素養とともに複合領域に対応できる幅広い視野を身につけた実践的・創造的技術者として、工学技術を複合化した高度技術産業分野で即応できる人材の育成を目指しています。

なお、従来と同様に、新専攻科においても所定の単位を修得し、大学評価・学位授与機構の審査に合格することにより「学士（工学）」の学位が授与され、大学院への受験資格も得られます。

3. 教育方針と教育課程の編成方針

(1) 専攻科の目的

専攻科は、技術者としての広い視野と科学技術の基礎的な知識及び専門分野の知識と技術を有し、技術者として必要なコミュニケーション能力と倫理観を備え、様々な問題の解決に主体的に取り組むことのできる実践的技術者の育成を目標としています。

[電子情報システム工学専攻]

電子情報システム工学専攻は、電子情報技術及び応用技術の高度化・グローバル化に対応して、電子情報系の専門知識・技術とコミュニケーション力を身に付け、複合領域にも対応できる幅広い視野と柔軟な創造力を備え、かつ健全な精神を持った広く産業の発展に貢献し国際的にも活躍できる技術者の育成を目的とする。

[生産システム工学専攻]

生産システム工学専攻は、準学士課程における機械知能系・建築社会デザイン系・生物化学系の何れかの複合型専門を基礎として、モノづくりの基礎をデザインしこれを展開して、国際的な視点に立ったイノベーション創成を担うことのできる高度な開発技術者及び地域産業の発展に貢献できる技術者の育成を目的とする。

(2) 専攻科の教育課程の編成方針

専攻科の設置にあたっては、本校の教育目標に基づき、次の4つの事項を育成目標として教育課程を編成しています。

- ア) 専門分野における基礎的な知識と技術を有し、社会や産業技術分野への応用を实践できる技術者の育成
- イ) 技術者としての広い視野と柔軟な発想力を持って、人間に快適なシステムの開発ができる技術者の育成
- ウ) 技術者として必要なコミュニケーション能力を備え、国際的にも活躍できる人材の育成
- エ) 様々な問題の解決に主体的に取り組むことができ、社会性と倫理観のある高度開発型技術者の育成

また、本専攻科は、2つの専攻が熊本キャンパスと八代キャンパスに分かれて設置されていますが、基礎となる専門基盤学科の分野が拡大されたことに伴い、各専攻の特色を活かしつつ複合化した新領域の技術分野への対応を考慮して編成されています。

[電子情報システム工学専攻]

本専攻分野における必須の知識として、5年間の本科教育（準学士課程）を基礎とした「創造性工学」、「感性情報工学」、「技術者倫理」などの総合基盤科目を配置しています。これらと並行して、海外の研究論文の読解による専門技術の吸収と自らの研究を海外に発信するための専門英語技術を身に付けさせるための「技術英語」や研究開発能力の向上を目指す「システム工学特別研究」の科目を設定し、これらを必修科目とします。

また、専門選択科目として、電子・情報・制御系の基礎となる「デジタル信号処理」や「材料工学」、「マルチメディア工学」などの専門基盤群を配置し、その応用選択科目群として「電子デバイス工学」や「ネットワーク工学特論」などの電子通信系科目群と、「シミュレーション工学」や「ロボット工学」などの制御情報系科目群を設けています。

これまでの熊本電波高専 認定専攻科のカリキュラムに加えて、エンジニアリングデザインの素養を身に付けさせる「創生技術デザイン実習」や「インターンシップ実習」の充実、「音響システム工学」や「ネットワーク工学特論」など、旧カリキュラムで不足していた分野の専門科目の追加設定など選択履修科目の充実により、さらに高度な実践的技術力の向上を図っています。

- ①長期インターンシップの充実
- ②PBL／総合教育センター連携による創造性を育むデザイン能力育成科目による実習
- ③表現カススキル（プレゼンテーション能力）向上のための「技術英語」、「技術表現特論」

【生産システム工学専攻】

本専攻は、総合基盤、コミュニケーション、数学・自然科学、基礎工学を学ぶ科目群による共通の必修科目を中心にして、機械知能系、建築・土木系、生物・応用化学系3系それぞれの専門分野に属する専門工学を選択科目として配置することにより、専門性の確立と複眼的視野の獲得を目指しています。

また、共通実験科目の「生産システム工学実験」、エンジニアリングデザイン・創成科目として設置された「応用プロジェクト」や「創成実践技術」など、専門の枠を超えて、得意とする専門工学の知識や技術を活かしながら必ずしも一つの解のみが存在するとは限らない工学的な問題や発展的な研究課題の解決に有効な手段を与える周辺分野の知識や技術を習得できるようなPBL (Problem/Project Based Learning)を導入して、生産への工学的応用へ繋ぐことのできる複合工学における実践的技術力の養成を図っています。

以上のようなカリキュラムに加えて、共通選択科目として①～③に示される科目群を選択履修することにより、さらに高度な実践的技術力の向上を図っています。

- ①国際的視野と地域貢献・産業技術に関連した社会技術系科目
- ②長期インターンシップに対応した共同教育科目、デザイン能力育成科目、企画型実践科目によるテーマ探索型の専門系プログラム
- ③外部研究機関等と連携したコーディネートによる、融合型研究推進科目

(3) 生産システム工学専攻教育課程

共通必修科目

区分 <i>Classification</i>	種別 <i>Category</i>	授業科目 <i>Subjects</i>	単位数 <i>Credits</i>	学年別配当 <i>Credits by Year</i>		備 考	
				1年次 <i>1st</i>	2年次 <i>2nd</i>		
必修科目 <i>Required Subjects</i>	総合基盤 <i>Humane and Social Science</i>	郷土の文学と人間 <i>Literature of Kumamoto</i>	2		2		
		技術倫理 <i>Engineering Ethics</i>	2	2			
		創成実践技術 <i>Technics of creation skill</i>	2	2			
		技術開発と知的財産権 <i>Technical Development and intellectual property right</i>	2		2		
	コミュニケーション <i>Communication</i>	講義 <i>Lecture</i>	上級英語 <i>Advanced English</i>	2	2		
			科学技術英語 <i>English for Science and Technology</i>	2	2		
		演習 <i>Seminar</i>	スピーチ・コミュニケーションⅠ <i>Speech Communication I</i>	1		1	
			スピーチ・コミュニケーションⅡ <i>Speech Communication II</i>	1		1	
	自然科学 <i>Natural Science</i>	講義 <i>Lecture</i>	応用解析 <i>Applied analysis</i>	2	2		
			物理化学 <i>Physical Chemistry</i>	2	2		
			生命基礎科学 <i>Basic Life Science</i>	2	2		
			地球環境科学 <i>Global Environmental Science</i>	2		2	
	基礎工学 <i>Basic Engineering</i>	講義 <i>Lecture</i>	生産システム設計 <i>System Design for Industrial Production</i>	2		2	
			生産デザイン論 <i>Design Theory for Industrial Production</i>	2		2	
			複合材料工学 <i>Complex Materials</i>	2		2	
			応用情報科学 <i>Applied Information Science</i>	2	2		
			計算応用力学 <i>Computational Applied Dynamics</i>	2	2		
	実験研究 <i>Experiments and Research</i>	実験 <i>Experiment</i>	生産システム工学実験 <i>Experiments on production system</i>	2	2		
			応用プロジェクト <i>Projects on advanced engineering</i>	2		2	
			特別研究Ⅰ <i>Graduation Research I</i>	4	4		
特別研究Ⅱ <i>Graduation Research II</i>			6		6		
(開設単位小計) <i>Total of Credits</i>			46	24	22		

選択科目

区分 Classification	種別 Category	授業科目 Subjects	単位数 Credits	学年別配当 Credits by Year		備 考	
				1年次 1st	2年次 2nd		
選 択 科 目 Elective Subjects	機械知能系 <i>Mechanical and Intelligent Systems Engineering</i>	創造設計工学 <i>Creative Design Engineering</i>	2	2			
		数値設計工学 <i>Computer Analysis of Design Engineering</i>	2		2		
		固体力学 <i>Solid Mechanics</i>	2	2			
		機能材料 <i>Functional Materials</i>	2		2		
		流動論 <i>Advanced Fluid Dynamics</i>	2	2			
		熱移動論 <i>Theory of Heat Transfer</i>	2	2			
		エネルギーシステム <i>Energy System</i>	2		2		
		高電圧工学 <i>High Voltage Engineering</i>	2	2			
		デジタル制御 <i>Digital Control</i>	2		2		
		物性工学 <i>Physical property on engineering</i>	2				
		センサ工学 <i>Senser engineering</i>	2		2		
		建設素材工学 <i>Construction Material Engineering</i>	2	2			
		構造解析学 <i>Structural Analysis</i>	2		2		
		振動解析学 <i>Dynamics of Structure</i>	2		2		
	地盤保全工学 <i>Geotechnical Preservation</i>	2	2				
	水環境工学 <i>Water Environmental Engineering</i>	2		2			
	地域計画論 <i>Regional Planning</i>	2	2				
	空間計画学 <i>Spatial Planning</i>	2		2			
	住環境工学 <i>Residential Environment</i>	2		2			
	景観設計演習 <i>Landscape Design and Planning</i>	2		2			
	環境施設設計演習 <i>Design of Environmental Institution</i>	2	2				
	講義 Lecture	建設情報処理 <i>Construction Information Processing</i>	2	2			
	生物・化学系 <i>Biological and Chemical Systems</i>	分子細胞生物学 <i>Molecular Cell Biology</i>	2	2			
		応用微生物学 <i>Applied Microbiology</i>	2	2			
		細胞工学概論 <i>Cell Engineering</i>	2		2		
		生物化学 <i>Biochemistry</i>	2	2			
		応用生物化学 <i>Applied Biochemistry</i>	2		2		
		無機化学 <i>Inorganic Chemistry</i>	2	2			
		有機反応化学 <i>Organic Reaction Chemistry</i>	2	2			
		環境分析化学 <i>Environmental Analytical Chemistry</i>	2		2		
		プロセス化学 <i>Chemical Process</i>	2		2		
		データマイニング概論 <i>Introduction to Data Mining</i>	2	2			
		自動制御技術 <i>Automatic Control Technique</i>	2	2			
		各系共通 <i>Common Subjects</i>	地域経済論 <i>Regional Economics</i>	2	2		
			比較文化論 <i>Comparative Culture</i>	2		2	
			電磁気現象 <i>Electromagnetic phenomena</i>	2	2		
	計算機プログラミング <i>Computer programming</i>		2		2		
	科学技術者と法 <i>Engineer and Law</i>		2	2			
	電子計測技術 <i>Electronic Measurement Technology</i>		1	1			
	情報通信技術 <i>Networking Technology</i>		1	1			
	創成実践セミナー <i>Practical seminar of creative skill</i>		1	1			
	エンジニア実践セミナー <i>Engineer Seminar</i>		2	2			
共同教育 <i>Coop-Subjects</i>	インターンシップ I <i>Internship I</i>		1~4	1~4			
	インターンシップ II <i>Internship II</i>			1~4			
	研究技術インターン <i>Research Internship on Engineering</i>	1	学年に関係なく 1st or 2nd				
学外 <i>Extramural Activities</i>	講義・演習	特別実習セミナー <i>Engineering Seminar</i>	1又は2	学年に関係なく 1st or 2nd		学外単位、サマーレクチャー等 1単位又は2単位	
(開設単位小計) <i>Total of Credits</i>			92	45~52	36~43		
開設単位合計 <i>Total of Takable</i>			138	69~76	58~64	必修科目単位を含む	

○熊本高等専門学校学則

平成21年10月1日制定
平成23年2月24日一部改正
平成23年6月23日一部改正
平成24年2月21日一部改正
平成24年9月18日一部改正
平成25年2月15日一部改正
平成26年2月18日一部改正
平成26年3月19日一部改正
平成26年7月24日一部改正
平成27年2月19日一部改正
平成27年3月5日一部改正
平成28年1月26日一部改正

第1章 本校の目的・理念

(目的・理念)

第1条 熊本高等専門学校（以下「本校」という。）は、教育基本法（平成18年法律第120号）の精神にのっとり、学校教育法（昭和22年法律第26号）及び独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成15年法律第113号）に基づき、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な実践的かつ専門的な知識及び技術を有する創造的な人材を育成することを目的とする。

2 前項の目的に照らし、本校の理念を次のとおりとする。

熊本高等専門学校は、専門分野の知識と技術を有し、技術者としての人間力を備えた、国際的にも通用する実践的・創造的な技術者の育成及び科学技術による地域社会への貢献を使命とする。

3 前項の理念を達成するため、本校教職員は、専門分野における学術の進展に即応するとともに教育方法の改善を目指し、自己研鑽に努めることを責務とする。

第1章の2 自己点検評価及び情報の提供

(自己点検評価等)

第1条の2 本校は、教育水準の向上を図り、高等専門学校の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価についての必要な事項は、別に定める。

3 本校は、第1項の点検及び評価の結果について、本校の職員以外の者による検証を行うよう努めるものとする。

(情報の積極的な提供)

第1条の3 本校は、本校における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を公表するものとする。

第2章 修業年限、学年、学期、休業日及び授業終始の時刻

(修業年限)

第2条 修業年限は、5年とする。

(学年)

第3条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第4条 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第5条 休業日は、次のとおりとする。ただし、特別の必要があるときは、校長は、これらの休業日を授業日に振り替えることがある。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 春季休業

(4) 夏季休業

(5) 冬季休業

(6) 学年末休業

2 前項第3号から第6号までの休業の期間は、校長が定める。

3 第1項に規定する休業日のほか、臨時の休業日は、校長がその都度定める。

(授業終始の時刻)

第6条 授業終始の時刻は、校長が別に定める。

第3章 キャンパス、学科、学級、入学定員及び職員組織

(キャンパス)

第7条 本校が行う教育研究活動等の拠点の呼称及び位置は、次のとおりとする。

呼 称	位 置
熊本キャンパス	熊本県合志市
八代キャンパス	熊本県八代市

(学科、学級数、入学定員及び教育上の目的)

第8条 学科、1学年の学級数、入学定員及び教育上の目的は、次のとおりとする。

学 科	学級数	入学定員	教育上の目的
情報通信エレクトロニクス工学科	1	40人	情報通信エレクトロニクス工学科は、情報通信とエレクトロニクスの専門技術とともに両者を融合した技術を身に付け、情報通信とエレクトロニクスに対する高度化、多様化したニーズに応えられる技術者の育成を目的とする。
制御情報システム工学科	1	40人	制御情報システム工学科は、電気・電子工学、情報工学、計算機工学及び計測・制御工学の基礎技術を身に付け、これを基盤として制御と情報の関連技術を融合し、ソフトウェアとハードウェアを統合した制御情報システムを実現できる技術者の育成を目的とする。

人間情報システム工学科	1	40人	人間情報システム工学科は、ソフトウェア・エレクトロニクス・ヒューマンウェアの技術を加味した情報工学を基本に、人の生活に役立つ情報システムづくりの基礎を身に付け、社会のニーズに応えられる感性豊かな技術者の育成を目的とする。
機械知能システム工学科	1	40人	機械知能システム工学科は、「機械工学」を基本として、「電気・電子・制御・情報・通信システム」等の幅広い技術分野にも対応しながら、様々な生産活動の場において総合エンジニアとして「モノづくり」に貢献できる技術者の育成を目的とする。
建築社会デザイン工学科	1	40人	建築社会デザイン工学科は、建築学と土木工学の専門基礎技術に情報通信技術を加えて、地域の文化や歴史、自然環境や防災などに配慮しながら、建物、社会資本の整備や都市計画などの「地域づくり・まちづくり」に貢献できる技術者の育成を目的とする。
生物化学システム工学科	1	40人	生物化学システム工学科は、生物科学と化学の専門基礎技術に情報電子技術を加え、生物の持つ様々な機能を工学的に応用するバイオ技術を駆使して、医薬医療・食品・化学等の産業分野で展開されている「先進的で高度なモノづくり」に貢献できる実践的バイオ・ケミカル技術者の育成を目的とする。
計	6	240人	

2 前項の規定にかかわらず、教育上有益と認めるときは、異なる学科の学生をもって学級を編成することができる。

(職員)

第9条 本校に、校長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及び技術職員を置く。

2 職員の職務は、学校教育法（昭和22年法律第26号）その他法令の定めるところによる。

(副校長・主事)

第10条 本校に、副校長、教務主事、学生主事、寮務主事及び総務主事を置く。

2 副校長は、校長の命を受け、学校運営全般に関わることを掌理する。

3 教務主事は、校長の命を受け、教育計画の立案その他教務に関することを掌理する。

4 学生主事は、校長の命を受け、学生の支援・指導に関すること（寮務主事の所掌に属するものを除く。）を掌理する。

5 寮務主事は、校長の命を受け、学寮における学生の支援・指導に関することを掌理する。

6 総務主事は、校長の命を受け、地域との連携、研究の推進及び広報等に関することを掌理する。

(事務部)

第11条 本校に、庶務、会計及び学生の支援・指導等に関する事務を処理するため、事務部を置く。

(内部組織)

第12条 前2条に規定するもののほか、本校の内部組織は、別に定めるところによる。

第4章 教育課程等

(1年間の授業期間)

第13条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(教育課程等)

第14条 学年ごとの授業科目及びその単位数は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

2 各授業科目の単位数は、30単位時間(1単位時間は、50分を標準とする。)の履修を1単位として計算するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、別に定める授業科目については、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算することができる。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

4 前項の規定により計算することのできる授業科目の単位数の合計数は、60単位を超えないものとする。

5 前3項の規定にかかわらず、卒業研究等については、これらの学修の成果を評価して単位の修得を認定することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

6 第1項に定める授業科目のほか、特別活動を90単位時間以上実施するものとする。

(他の高等専門学校における授業科目の履修)

第15条 校長は、教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより、学生が他の高等専門学校において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で本校における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(高等専門学校以外の教育施設における学修等)

第16条 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う大学における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本校における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより、単位の修得を認定することができる。

2 前項により認定することができる単位数は、前条により本校において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(教育プログラム)

第17条 第1条第2項の本校の理念を達成するため、本科の第4学年及び第5学年の2年間並びに専攻科の2年間の計4年間からなる「電子・情報技術応用工学コー

ス」及び「生産システム工学」，並びに専攻科の2年間からなる「電子・情報技術専修コース」の3つの教育プログラムを置く。

2 前項の教育プログラムに関し必要な事項は，別に定める。

(評価及び課程修了，卒業)

第18条 各学年の課程の修了又は卒業の認定は，定期試験及び平素の成績を評価して行うものとする。

2 前項に関し必要な事項は，別に定める。

(再履修)

第19条 前条の認定の結果，原学年にとどめられた者は，当該学年に係る所定の授業科目を再履修するものとする。

第5章 入学，転科，休学，転学，留学及び卒業

(入学資格)

第20条 入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 中学校を卒業した者

(2) 中等教育学校の前期課程を修了した者

(3) 外国において，学校教育における9年の課程を修了した者

(4) 文部科学大臣の指定した者

(5) 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(6) 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により，中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者

(7) その他相当年齢に達し，本校が中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(入学者の選抜)

第21条 校長は，入学志願者について，学力検査の成績，出身学校の長から送付された調査書その他必要な書類等を資料として，入学者の選抜を行う。

2 校長は，前項に規定する入学者の選抜方法によるほか，入学定員の一部について，出身学校の長の推薦に基づき，学力検査を免除し，当該出身学校の長から送付された調査書を主な資料として，入学者の選抜を行う。

3 校長は，前2項により選抜した者で，第37条に規定する入学料を納付した者及び入学料免除又は徴収猶予の申請書を受理された者に対して，入学を許可する。

4 入学者の選抜に関し必要な事項は，別に定める。

(編入学)

第22条 第1学年の途中，又は第2学年以上に入学を希望する者があるときは，校長は，その者が相当年齢に達し，当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認められた場合に限り，前条の規定に準じて相当学年に入学を許可することができる。

2 前項に関し必要な事項は，別に定める。

(転入学)

第23条 他の高等専門学校から転学を希望する者があるときは，校長は，教育上支障がない場合には，転学を許可することができる。

2 前項に関し必要な事項は，別に定める。

(入学手続)

第24条 入学を許可された者は，所定の期日までに在学中の保証人と連署した誓約書及び校長が定めた書類を提出しなければならない。

2 前項の手続を終了しない者があるときは，校長は，その者の入学の許可を取り消すことがある。

(転科)

第25条 転科を希望する者があるときは、校長は、進級時に選考の上、転科を許可することができる。

2 転科に関し必要な事項は、別に定める。

(休学)

第26条 学生は、疾病その他やむを得ない事由により、3か月以上継続して修学することができないときは、校長の許可を受けて、休学することができる。

(休学期間)

第27条 休学の期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、更に1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して3年を超えることができない。

3 休学期間は修業年限に算入しない。

(復学)

第28条 休学した者は、休学の事由がなくなったときは、校長の許可を受けて、復学するものとする。

(出席停止)

第29条 学生に伝染病その他の疾病があるときは、校長は、出席停止を命ずることがある。

(退学、再入学)

第30条 学生は、疾病その他やむを得ない事由により退学しようとするときは、校長の許可を受けて、退学することができる。

2 前項の規定により退学した者で再入学を希望するものがあるときは、校長は、選考の上、相当学年に入学を許可することができる。

(在学年限)

第31条 次の各号のいずれかに該当する者については、以後の在学を認めない。

(1) 2年間引き続き進級できない者。ただし、休学による者を除く。

(2) 休学期間を除き、在学年数が8年を超える者

(他の学校への入学等)

第32条 他の学校に入学、転学又は編入学を志望しようとする者は、校長の許可を受けなければならない。

(留学)

第33条 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が外国の高等学校又は大学に留学することを許可することができる。

2 校長は、前項の規定により留学することを許可された学生について、外国の高等学校又は大学における履修を本校における履修とみなし、30単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。

3 校長は、前項の規定により単位の修得を認定された学生について、学年の途中においても、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができる。

4 前3項に関し必要な事項は、別に定める。

(卒業)

第34条 全学年の課程を修了した者には、校長は、所定の卒業証書を授与する。

2 卒業をするためには、別に定める単位数を修得しなければならない。

(称号)

第35条 卒業した者は、準学士と称することができる。

第6章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

(検定料)

第36条 入学を志望する者は、願書提出と同時に、独立行政法人国立高等専門学校

機構における授業料その他の費用に関する規則（平成16年独立行政法人国立高等専門学校機構規則第35号。以下「規則」という。）に定める額の検定料を納付しなければならない。

（入学料）

第37条 入学料の額は、規則に定める額とする。

2 入学料は、所定の期日までに納付するものとする。

（授業料）

第38条 学生は、規則に定める額の授業料を前期及び後期の2期に区分して納付するものとし、それぞれの期において納付する額は、年額の2分の1に相当する額とする。

2 前項の授業料は、前期にあつては4月末日までに、後期にあつては10月末日までに納付するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。

4 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第1項及び第2項の規定にかかわらず、入学を許可されたときに納付することができる。

第39条 学年の中途において入学した者が、前期又は後期において納付する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額に入学の日の属する月から次の納付の時期前までの月数を乗じて得た額とし、入学の日の属する月の末日までに納付するものとする。

第40条 学年の中途で退学する者は、退学する日の属する時期が前期であるときは授業料の年額の2分の1に相当する額の授業料を、退学する日の属する時期が後期であるときは、授業料の年額に相当する額の授業料を、それぞれ納付するものとする。

（寄宿料）

第41条 学寮に入寮している学生は、入寮した日の属する月から退寮する日の属する月までの間、規則に定める額の寄宿料を納付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、学生（保護者を含む。）の申し出又は承諾があつたときは、当該年度内に徴収する寄宿料の額の総額の範囲内で、その申し出又は承諾に係る額を、その際徴収することができるものとする。

（入学料、授業料又は寄宿料の免除及び徴収猶予）

第42条 入学前1年以内において、入学する者の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたこと等により、入学料の納付が著しく困難であると認められる場合には、入学料の全額又は半額を免除することがある。

2 経済的理由により納付期限までに入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合、又は入学前1年以内において、学資負担者が死亡し、若しくは入学する者又は学資負担者が風水害等の災害を受けたこと等により、納付期限までに入学料の納付が困難であると認められる場合には、入学料の徴収を猶予することがある。

3 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合、又は休学、死亡その他やむを得ない事情があると認められる場合には、授業料の全額又は一部を免除し、又はその徴収を猶予することがある。

4 死亡若しくは行方不明のため除籍された場合又は風水害等の災害を受けたことにより、寄宿料の納付が困難であると認められる場合には、寄宿料の全額を免除することがある。

5 前各項に関し必要な事項は、別に定める。

(既納の検定料等の取扱い)

第43条 既納の検定料，入学料，授業料及び寄宿料は，これを返還しない。

2 前項の規定にかかわらず，前期分授業料の徴収の際，後期分授業料を併せて納付した者が，後期分授業料の徴収時期前に休学又は退学した場合には，後期分の授業料相当額を，及び入学を許可されたときに授業料を納付した者が，3月31日までに入学を辞退した場合には，既納の授業料相当額を，その者の申出により返還する。

第7章 外国人留学生及び外国人受託研修員

(外国人留学生)

第44条 外国人で，本校の第2学年次以上に編入学を志願する者があるときは，選考の上，外国人留学生として入学を許可することができる。

第45条 外国人留学生は，定員外とすることができる。

第46条 外国人留学生には，別に定めるもののほか，本学則を準用する。

(外国人受託研修員)

第47条 校長は，教育研究に支障がない場合に限り，外国人受託研修員の受入れを許可することができる。

2 外国人受託研修員に関し必要な事項は，別に定める。

第8章 研究生，聴講生，特別聴講学生及び科目等履修生

(研究生)

第48条 本校において，特定の専門事項についての研究を志願する者があるときは，校長は，本校の教育研究に支障がない場合に限り，選考の上，研究生として入学を許可することができる。

2 研究生に関し必要な事項は，別に定める。

(聴講生)

第49条 本校において，特定の授業科目についての聴講を志願する者があるときは，校長は，本校の教育に支障がない場合に限り，選考の上，聴講生として入学を許可することができる。

2 聴講生に関し必要な事項は，別に定める。

(特別聴講学生)

第50条 学校間相互単位互換協定に基づいて，本校が開設する授業科目のうち，特定の科目について聴講を志願する者があるときは，校長は，本校の教育に支障がない場合に限り，選考の上，特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 特別聴講学生に関し必要な事項は，別に定める。

(科目等履修生)

第51条 本校において，特定の授業科目についての履修を志願する者があるときは，校長は，本校の教育に支障がない場合に限り，選考の上，科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生が履修した単位は，判定の上，その科目を修得したものとして認定する。

3 科目等履修生に関し必要な事項は，別に定める。

第9章 学生準則及び賞罰

(学生準則)

第52条 学生は，この学則に定めるもののほか，別に定める学生準則を遵守しなければならない。

(表彰)

第53条 学生として表彰に値する行為があるときは、表彰することがある。

(懲戒)

第54条 校長は、教育上必要があるときには、学生に退学、停学、訓告その他の懲戒を加えることがある。ただし、退学は、次の各号のいずれかに該当する者について行うものとする。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

(除籍)

第55条 次の各号のいずれかに該当する者は、校長がこれを除籍する。

- (1) 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者
- (2) 第27条に規定する休学期間を超えてなお修学できない者
- (3) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (4) 第42条第1項に規定する入学料免除の申請書を受理され、免除を不許可とされた者及び半額免除の許可をされた者で、所定の期日までに不許可となった額の入学料を納付しない者
- (5) 第42条第2項に規定する入学料徴収猶予の申請書を受理され、徴収猶予を許可及び不許可とされた者で、所定の期日までに入学料を納付しない者

第10章 専攻科

(設置)

第56条 本校に、専攻科を置く。

(目的)

第57条 専攻科は、高等専門学校における教育の基礎の上に、精深な程度において工業に関する高度な専門的知識及び技術を教授研究し、もって広く産業の発展に寄与する人材を育成することを目的とする。

(修業年限及び在学期間)

第58条 専攻科の修業年限は、2年とする。ただし、4年を超えて在学することはできない。

(専攻、入学定員及び教育上の目的)

第59条 専攻、入学定員及び教育上の目的は、次のとおりとする。

専攻	入学定員	教育上の目的
電子情報システム工学専攻	24人	電子情報システム工学専攻は、電子情報技術及び応用技術の高度化・グローバル化に対応して、電子情報系の専門知識・技術とコミュニケーション力を身に付け、複合領域にも対応できる幅広い視野と柔軟な創造力を備え、かつ健全な精神を持った広く産業の発展に貢献し国際的にも活躍できる技術者の育成を目的とする。
生産システム工学専攻	24人	生産システム工学専攻は、準学士課程における機械知能系・建築社会デザイン系・生物化学系の何れかの複合型専門を基礎として、モノづくりの基盤をデザインしこれを展開して、国際的な視点に立ったイノベーション創

		成を担うことのできる高度な開発技術者及び地域産業の発展に貢献できる技術者の育成を目的とする。
計	48人	

(教育課程)

第60条 専攻科の授業科目及びその単位数は、別表第3のとおりとする。

2 履修方法等については、別に定める。

(入学資格)

第61条 専攻科に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等専門学校を卒業した者
 - (2) 短期大学を卒業した者
 - (3) 専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第132条の規定により大学に編入することができるもの
 - (4) 外国において学校教育における14年の課程を修了した者
 - (5) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における14年の課程を修了した者
 - (6) 我が国において、外国の短期大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における14年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - (7) その他本校が高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- (入学者の選抜及び入学の許可)

第62条 校長は、専攻科の入学志願者について、別に定めるところにより選抜の上、入学を許可する。

(休学の期間)

第63条 専攻科学生の休学期間は、通算して2年を超えることができない。

2 休学の期間は、第58条に定める修業年限及び在学期間に算入しない。

(評価及び修了)

第64条 単位の認定は、定期試験及び平素の成績を評価して行うものとする。

2 成績の評価に関し必要な事項は、別に定める。

3 専攻科に2年以上在学し、別に定める修了要件を満たした者については、専攻科の修了を認定する。

4 校長は、修了を認定した者に対し、所定の修了証書を授与する。

(準用規定)

第65条 専攻科学生については、第3条から第6条まで、第13条、第16条第1項、第23条、第24条、第26条、第28条から第30条まで、第33条第1項及び第4項、第36条から第43条まで、並びに第48条から第55条までの規定を準用する。この場合において、第33条第1項中「外国の高等学校又は大学」とあるのは「外国の大学」、第55条第2号中「第27条」とあるのは「第63条」と読み替えるものとする。

(その他)

第66条 本章に定めるもののほか、専攻科に関し必要な事項は、別に定める。

第11章 学寮

(学寮)

第67条 本校に学寮を設置する。

- 2 本校の学生で、入寮を希望する者は、選考の上入寮を許可する。
- 3 学寮の運営に関し必要な事項は、別に定める。

第12章 公開講座

(公開講座)

- 第68条 本校に公開講座を開設することがある。
- 2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この学則は、平成21年10月1日から施行する。
- 2 独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備等に関する法律（平成21年法律第18号）附則第10条の規定に基づき、平成21年9月30日に同法による改正前の独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成15年法律第113号）別表に規定する熊本電波工業高等専門学校及び八代工業高等専門学校に在学する者は、当該高等専門学校を卒業するため又は当該高等専門学校の専攻科の課程を修了するため必要であった教育課程の履修を、本校において行うものとし、本校は、そのために必要な教育を行うものとする。
- 3 前項の場合において、特に定める場合を除き、それぞれ熊本電波工業高等専門学校又は八代工業高等専門学校の学則その他の規則等を適用する。
- 4 第8条第1項及び第59条の規定にかかわらず、第2項に規定する教育を行うため、本校に次の学科及び専攻科の専攻を置く。
 - (1) 情報通信工学科
 - (2) 電子工学科
 - (3) 電子制御工学科
 - (4) 情報工学科
 - (5) 機械電気工学科
 - (6) 情報電子工学科
 - (7) 土木建築工学科
 - (8) 生物工学科
 - (9) 専攻科電子情報システム工学専攻
 - (10) 専攻科制御情報システム工学専攻
 - (11) 専攻科生産情報工学専攻
 - (12) 専攻科環境建設工学専攻
 - (13) 専攻科生物工学専攻
- 5 前項各号に規定する学科又は専攻は、当該学科又は専攻に在学する者が当該学科又は専攻に在学しなくなる日において廃止するものとする。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年6月23日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成24年10月1日から施行し、平成24年4月1日から適用する。
- 2 平成23年度以前に生産システム工学専攻に入学した者に係る授業科目及びその

単位数は、改正後の別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。

2 平成27年度以前に入学した者（専攻科を除く。）に係る授業科目及びその単位数は、改正後の別表第1、別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1

別表第2

別表第3

別表第3

電子情報システム工学専攻

(平成26年度以降入学者用)

区分1	区分2	授 業 科 目	種別	単位数	修得 単位数	学年別配当			
						1年次		2年次	
						前期	後期	前期	後期
必修科目	総合基盤	起業化と社会	講義	2	2	2			
		創造性工学	講義	2	2	2			
		ヒューマンインターフェース技術	講義	2	2	2			
		感性情報工学	講義	2	2		2		
		技術者倫理	講義	2	2	2			
	コミュニケーション	コミュニケーション英語	講義	2	2		2		
		技術英語	演習	2	2			2	
		技術表現特論	演習	2	2			2	
	実験研究	創成技術デザイン実習	実習	2	2		2		
		システム工学特別研究Ⅰ	実験	2	2		2		
システム工学特別研究Ⅱ		実験	8	8				8	
小計				28	28	10	6	12	0
選択科目	専門基盤	デジタル信号処理工学	講義	2	14 単位 以上		2		
		物理数学	講義	2		2			
		数値計算論	講義	2				2	
		離散数学	講義	2			2		
		応用物理科学	講義	2			2		
		材料工学	講義	2		2			
		計測と制御	講義	2		2			
		マルチメディア工学	講義	2		2			
		デジタル電子回路学	講義	2			2		
		情報工学基礎論	講義	2			2		
	画像情報処理工学	講義	2	2					
	電子通信系	回路システム学	講義	2	2				
		応用電磁気学	講義	2	2				
		デジタル通信システム工学	講義	2				2	
		光情報処理工学	講義	2			2		
		通信符号理論	講義	2			2		
		電子物性論	講義	2		2			
		電子デバイス工学	講義	2				2	
		集積回路工学	講義	2	2				
		表面電子工学	講義	2			2		
		波形伝送工学	講義	2			2		
	電磁波計測工学	講義	2		2				
	ネットワーク工学特論	講義	2		2				
	情報制御系	情報処理回路	講義	2	20 単位 以上			2	
		シミュレーション工学	講義	2				2	
		システム制御理論	講義	2		2			
		ロボット工学特論	講義	2			2		
		知的制御システム論	講義	2					2
		数理・OR工学	講義	2			2		
		ファジイ工学特論	講義	2					2
		アルゴリズム工学	講義	2				2	
		画像工学総論	講義	2			2		
		ソフトウェア設計工学	講義	2			2		
	人間生体工学	講義	2	2					
	音響システム工学	講義	2			2			
共同教育	インターンシップ実習1	実習	1		1	いずれか一科目を修得			
	インターンシップ実習2	実習	2		2				
	インターンシップ実習3	実習	3		3				
	インターンシップ実習4	実習	4		4				
	プロジェクト実習	実習	2		2				
	研究技術インターン	実習	1			1			
ナミセ別	特別実習セミナー	講義・演習	1~2				1~2		
開設単位小計				84~85		84~85			
開設単位合計				107		103~107			
修得単位合計					62単位以上				

別表第3

生産システム工学専攻

(平成27年度以降入学者用)

区分1	区分2	授業科目	種別	単位数	修得単位数	学年別配当			
						1年次		2年次	
						前期	後期	前期	後期
必修科目	総合基盤	郷土の文学と人間	講義	2	2			2	
		技術倫理	講義	2	2		2		
		創成実践技術	講義	2	2	2			
		技術開発と知的財産権	講義	2	2			2	
	コミュニケーション	上級英語	講義	2	2	2			
		科学技術英語	講義	2	2		2		
		スピーチ・コミュニケーションⅠ	演習	1	1			1	
	自然科学	スピーチ・コミュニケーションⅡ	演習	1	1				1
		応用解析	講義	2	2	2			
		物理化学	講義	2	2	2			
		生命基礎科学	講義	2	2		2		
	基礎工学	地球環境科学	講義	2	2				2
		生産システム設計	講義	2	2				2
		生産デザイン論	講義	2	2			2	
		複合材料工学	講義	2	2				2
		応用情報科学	講義	2	2	2			
	実験研究	計算応用力学	講義	2	2	2			
		生産システム工学実験	実験	2	2		2		
		応用プロジェクト	実験	2	2				2
		特別研究Ⅰ	実験	4	4		4		
	特別研究Ⅱ	実験	6	6				6	
	開設単位小計			46	46	24		22	
選択科目	機械知能系	創造設計工学	講義	2		2			
		数値設計工学	講義	2				2	
		固体力学	講義	2			2		
		機能材料	講義	2				2	
		流動論	講義	2		2			
		熱移動論	講義	2		2			
		エネルギーシステム	講義	2					2
		高電圧工学	講義	2		2			
		デジタル制御	講義	2					2
		物性工学	講義	2		2			
	建築・土木系	センサ工学	講義	2					2
		建設素材工学	講義	2			2		
		構造解析学	講義	2					2
		振動解析学	講義	2					2
		地盤保全工学	講義	2		2			
		水環境工学	講義	2				2	
		地域計画論	講義	2			2		
		空間計画学	講義	2					2
		住環境工学	講義	2				2	
		景観設計演習	演習	2					2
	生物・化学系	環境施設設計演習	演習	2		2			
		建設情報処理	講義	2		2			
		分子細胞生物学	講義	2		2			
		応用微生物学	講義	2			2		
		細胞工学概論	講義	2				2	
		生物化学	講義	2		2			
		応用生物化学	講義	2				2	
		無機化学	講義	2		2			
		有機反応化学	講義	2			2		
		環境分析化学	講義	2				2	
	各系共通	プロセス化学	講義	2					2
		データマイニング概論	講義	2					2
		自動制御技術	講義	2			2		
		地域経済論	講義	2		2			
		比較文化論	講義	2					2
		電磁気現象	講義	2			2		
		計算機プログラミング	講義	2				2	
		科学技術者と法	講義	2			2		
		電子計測技術	演習	1		1			
		情報通信技術	演習	1		1			
教 育 同	創成実践セミナー	演習	1		1				
	エンジニア実践セミナー	講義	2			2			
	インターンシップⅠ	実習	1~4			1~4			
	インターンシップⅡ	実習	1~4				1~4		
学 外	研究技術インターン	実習	1						
	特別実習セミナー	講義・演習	1又は2						
	開設単位小計			92		45~52		36~43	
	開設単位合計			138		69~76		58~64	
	修得単位合計				62単位以上				

5. 生産システム工学専攻及び「生産システム工学」教育プログラムの履修に関する規則等

(1) 熊本高等専門学校専攻科生産システム工学専攻の授業科目の履修等に関する規則

(趣旨)

第1条 熊本高等専門学校（以下「本校」という。）学則第60条第2項、第64条第2項・第3項及び第66条並びに熊本高等専門学校「生産システム工学」教育プログラム履修規則（以下プログラム履修規則という。）第11条第3項及び第12条に基づき、本校専攻科生産システム工学専攻（以下「専攻」という。）の授業科目の履修方法及び成績の評価並びに修了の認定に関し必要な事項を定める。

(各授業科目の単位数)

第2条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義については、15単位時間をもって1単位とする。
 - (2) 実習、演習については、30単位時間をもって1単位とする。
 - (3) 実験については45単位時間をもって1単位とする。
- 2 授業は、講義、演習、実験及び実習のいずれか、又はこれらの併用により行うものとする。
- 3 1単位時間は、標準50分とし、単位制とする。

(履修方法)

第3条 専攻に開設する授業科目の履修にあたっては、年度当初に、別に定める「受講申告書」を所定の期日までに校長に提出しなければならない。

(試験)

第4条 専攻の試験は、定期試験及び追試験とする。

- 2 定期試験は、各学期末に実施する。
- 3 追試験は、次の各号の一に該当する者のうち、別に定める「追試験受験願」を所定の期日までに校長に提出し、その許可を得た者に対し実施する。
 - (1) 病気（医師の証明がある場合に限る。）
 - (2) 忌引
 - (3) その他やむを得ない事由があると校長が認めた場合

(指導教員)

第5条 専攻の学生は、専攻の指導教員から授業科目の履修及び特別研究の指導を受けるものとする。

(成績の評価)

第6条 成績は、授業科目ごとに第4条に規定する試験の成績その他を総合して評価するものとする。

2 成績の評価は、表1の評点又は評語で表すものとする。

表1 評点及び評語

評 価	評 点	100～80	79～70	69～60	59～0
	評 語	A	B	C	D
		合 格			不合格

(単位の認定)

第7条 前条第2項の規定に基づき、評点が60点以上又は評語がA、B、Cに評価された授業科目については、当該科目を修得したものとして、単位を認定する。

(修了認定会議)

第8条 修了認定会議は、教授、准教授及び講師をもって構成する。

2 修了認定会議は、原則として前期末と学年末の年2回開催する。

(修了要件)

第9条 専攻科の修了の認定は、修了認定会議の議を経て、校長がこれを行う。

2 修了の認定にあたっては、授業科目の履修状況及び次に掲げる条件をすべて満たしていることを基準とする。

- (1) 学則別表第3に定める科目を履修していること
- (2) 表2に定める単位数を修得していること
- (3) 「生産システム工学」教育プログラム履修規則第10条に定める「生産システム工学」教育プログラムの修了要件のうち、学士の学位の取得(第1項第1号)を除く全ての要件を満たしていること

表2 修了に必要な修得単位数

専 攻	修了に必要な修得単位数
生産システム工学専攻	必修 52
	選択 10 計62

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度専攻科入学生から適用する。

(2) 熊本高等専門学校「生産システム工学」教育プログラム履修規則

平成22年2月16日制定

平成23年2月15日一部改正

平成24年10月16日一部改正

平成25年2月15日一部改正

平成27年3月5日一部改正

(趣旨)

第1条 この規則は、熊本高等専門学校学則第17条第2項の規定に基づき、熊本高等専門学校（以下「本校」という。）の「生産システム工学」教育プログラム（以下「教育プログラム」という。）について定める。

(目的)

第2条 教育プログラムは、別に定める本校の理念及び目的に従い、「狭い専門分野に留まらず工学の基礎となる幅広い知識と技術を確実に身につけ、工学の諸分野に発生する諸問題を発見して解決できる能力を備えた技術者、豊かな人間性と規律を持つ技術者、柔軟さと好奇心をもって問題解決に積極的に向き合う技術者」を育成することを目的とする。

(学習・教育目標)

第3条 教育プログラムは、前条の目的を達成するため、別表1に定める学習・教育目標を設定する。

(学習・教育目標の達成度評価方法および評価基準)

第4条 前条に定める学習・教育到達目標の達成度評価基準は別表2のとおりとし、達成度評価対象科目は別表3のとおりとする。

(科目構成)

第5条 教育プログラムの授業科目は、本科第4学年及び第5学年に配当された科目並びに専攻科に配当された科目によって構成するものとし、人文・社会科学（語学を含む）、数学・自然科学・情報技術、基礎工学、専門工学及びその他（デザイン能力、チームワーク、主体的・継続的に学習できる能力科目群）に分類する。

- 2 前項に定める授業科目は、科目群の詳細にあつては別表2のとおりとし、学習・教育到達目標を達成するために必要な主要科目の流れにあつては別表4のとおりとする。
- 3 教育プログラムの学習・教育到達目標及び日本技術者教育認定機構（以下「JABEE」という。）の定める認定基準1の（1）との関係を、別表5のとおりとする。

(履修対象期間及び履修対象者)

第6条 教育プログラムの履修対象期間は、本科第4学年から専攻科第2学年までの4年間とし、履修対象者は、当該期間の在籍学生とする。

- 2 履修対象者は、履修対象期間における学習について、別紙様式1に記録しなければならない

い。

(履修登録)

第7条 本校専攻科入学試験に合格し、専攻科「生産システム工学専攻」に入学した者を教育プログラムの履修生（以下「履修生」という。）として登録する。

- 2 履修生は、専攻科修了までに第11条第1項各号に定める教育プログラムの修了要件のうち、同条第1項第1号を除く全ての修了要件を満たさなければならない。

(履修登録前に修得した単位の認定)

第8条 本校の本科卒業生で専攻科入学前の科目の単位は、専攻科受験時に提出される成績証明書及び入学手続き時に提出されるシラバス等に基づき、専攻科委員会において確認、教育プログラム単位認定会議において審議のうえ、校長が認定するものとする。

- 2 本校の本科卒業生以外で、他の高等教育機関で修得した単位の認定は、別に定める他の高等教育機関で修得した単位及び編入学生が編入前に修得した単位の認定により専攻科委員会において確認、教育プログラム単位認定会議において審議のうえ、校長が行う。
- 3 履修登録前に修得した単位の認定方法等については、別に定める。

(単位の認定)

第9条 教育プログラムの単位の認定は、教育プログラム単位認定会議において審議のうえ、校長が行う。

- 2 教育プログラムの単位認定基準等については、別に定める。

(修了要件)

第10条 教育プログラムを修了するためには、熊本高等専門学校専攻科生産システム工学専攻の授業科目の履修等に関する規則第9条第2項第1号及び第2号に規定する修了要件並びに次の各号の要件を全て満たさなければならない。

- (1) 学士の学位を取得すること。
- (2) 教育プログラムの単位を124単位以上修得すること。
- (3) 口頭で自分の研究内容を発表できること、学外での発表を目指すこと。
- (4) インターンシップを経験し、実践的な課題解決のための基礎力を身につけること。
- (5) 別表2の科目群分類の数学・自然科学・情報技術に関する科目群について、学習・教育到達目標2-1、3-1の達成度評価基準に示す要件を満たして科目を修得していること。
- (6) 別表2の科目群分類の基礎工学の5科目群のうち、学習・教育到達目標3-2の達成度評価基準に示す要件（各科目群から少なくとも1科目を含む7科目以上修得）を満たして科目を修得していること。
- (7) 別表2の科目群分類の専門工学4科目群のうち、学習・教育到達目標2-2、3-3、3-4、5-1、5-2、6-1の達成度評価基準を満たして科目を修得していること。
- (8) 別表2の科目群分類のチームワーク、デザイン能力、主体的・継続的に学習できる能力科目群のうち、それぞれ学習・教育到達目標4-3～4-4、6-2、6-3の達成度評価基準を満たして科目を修得していること。

- 2 第1項第4号のインターンシップの実施及び評価については、インターンシップ実施要項

によるものとする。

(修了認定及び修了証書の授与)

第11条 前条第1項各号に定める教育プログラムの修了要件の確認は、別紙様式3により専攻科委員会が行う。

2 教育プログラム修了の認定は、教育プログラム修了認定会議において審議のうえ、校長が行う。

3 教育プログラムの修了認定等については、別に定める。

4 校長は、教育プログラムの修了を認定した者に、所定の修了証書を授与する。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、教育プログラムの履修等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度専攻科入学生から適用する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行し、平成22年度専攻科入学生から適用する。

附 則

この規則は、平成24年10月1日から施行し、平成24年度専攻科入学生から適用する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度専攻科入学生から適用する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度専攻科入学生から適用する。

「生産システム工学」教育プログラムの
学 習 ・ 教 育 目 標

(1)	日本語および英語のコミュニケーション能力を有し、国際的に活躍できる技術者
	1-1 : 日本語による適切な文章表現及び口頭の意味伝達ができる
	1-2 : 英語で書かれた技術文書の概要・要旨がつかめる
	1-3 : 研究の英文概要を書くことができ、発表資料などに英語を用いることができる
(2)	ICTに関する基本的技術および工学への応用技術を身に付けた技術者
	2-1 : ICT技術を活用した計測技術を使い実験データを収集することができる
	2-2 : 収集したデータや情報を数理的処理を用いて分析し専門工学での問題解決に繋げることができる
(3)	多分野における技術の基礎となる知識と技能、及びその分野の専門技術に関する高度な知識と能力を持ち、複眼的な視点から問題を解決し、産業技術分野への活用を実践できる技術者
	3-1 : 数学・自然科学の基礎知識を、専門分野の課題で活用することができる
	3-2 : 多様な専門分野の関連性を理解し、多面的に捉えることができる
	3-3 : 基礎知識を活用して工学的問題を理解し、説明できる
	3-4 : 基礎的な実験技術を用いて、実験を企画・実行して結果の分析・評価ができる
(4)	知徳体の調和した人間性および社会性・協調性を身に付けた技術者
	4-1 : 幅広い知識を身につけ、地球的視点から問題を捉えることができる
	4-2 : 異文化を理解し、価値観の多様性を認識することができる
	4-3 : 社会参加への意欲と関心をもつことができる
	4-4 : グループでの活動に参加し、他のメンバーと協調して課題に取り組むことができる
(5)	広い視野と技術のあり方に対する倫理観を身に付け、社会への貢献意識を持つ技術者
	5-1 : 科学技術に関する倫理的問題について理解し、指摘することができる
	5-2 : 実務上の問題を理解し、技術的・倫理的知識を適用することができる
(6)	知的探求心を持ち、問題解決へ向けて主体的、創造的に取り組むことができる技術者
	6-1 : 知的好奇心と探求心を持って、幅広い分野の課題に取り組むことができる
	6-2 : 得意とする専門分野の知識、技術と情報を駆使して、社会の要求に応じた問題解決の方法を企画、デザインすることができる
	6-3 : 研究や学習状況を把握・記録して自主的・継続的に学習できる

別表2 学習・教育到達目標の達成度評価基準 (H27年度対応版)

学習・教育到達大目標	学習・教育到達目標		JABEE基準	達成度評価基準	科目群分類
日本語および英語のコミュニケーション能力を有し、国際的に活躍できる技術者	1-1	日本語による適切な文章表現及び口頭的意思伝達ができる	f	主体的に対応する科目を3科目含んで、6科目以上を修得する	1-1, 2, 3に主体的に対応する科目群は、 <u>人文・社会科学（語学も含む）に関する科目群</u> とする
	1-2	英語で書かれた技術文書の概要・要旨がつかめる	f	主体的に対応する科目を4科目含んで、7科目以上を修得する	
	1-3	研究の英文概要を書くことができ、発表資料などに英語を用いることができる	f	主体的に対応する科目を3科目含んで、8科目以上を修得する	
ICTに関する基本的技術および工学への応用技術を身につけた技術者	2-1	ICT技術を活用した計測技術を使い、実験データを収集することができる	c (d)-(2)	主体的に対応する科目を3科目含んで、5科目以上を修得する	2-1に対応する科目群は、 <u>情報技術に関する科目群</u> とする
	2-2	収集したデータや情報を数理的処理を用いて分析し、専門工学での問題解決に繋げることができる	(d)-(2)	主体的に対応する科目を1科目含んで、7科目以上を修得する	2-2に対応する専門工学科目群は、 <u>②いくつかの工学の基礎的な知識・技術を駆使し、工学的に考察し、かつ説明・説得する能力科目群</u> とする
多分野における技術の基礎となる知識と技能、及びその分野の専門技術に関する高度な知識と能力を持ち、複眼的な視点から問題を解決し、産業技術分野への活用を実践できる技術者	3-1	数学・自然科学の基礎知識を、専門分野の課題で活用することができる	c	主体的に対応する科目を8科目含んで、9科目以上を修得する	3-1に主体的に対応する科目群は、 <u>数学・自然科学に関する科目群</u> とする
	3-2	多様な専門分野の関連性を理解し、多面的に捉えることができる	2.1(1)	主体的に対応する科目を7科目含んで、基礎工学5科目群の各科目群から少なくとも1科目を含む7科目以上を修得する	基礎工学 ①設計システム系科目群； 生産システム設計、生産デザイン論 ②情報・論理系科目群； 応用情報科学 ③材料・ハイオ系科目群； 複合材料工学、生命基礎科学 ④化学系科目群； 計算応用力学 ⑤社会技術系科目群； 環境科学、環境分析技術、地球環境科学
	3-3	基礎知識を活用して工学的問題を理解し、説明できる	(d)-(1) (d)-(3) c	主体的に対応する科目を8科目含んで、14科目以上を修得する	3-3に主体的に対応する専門工学科目群は、 <u>①専門工学の知識と能力科目群</u> とする
	3-4	基礎的な実験技術を用いて、実験を企画・実行して結果の分析・評価ができる	(d)-(2) h g	主体的に対応する科目を6科目含んで、7科目以上を修得する	3-4に主体的に対応する専門工学科目群は、 <u>②いくつかの工学の基礎的な知識・技術を駆使し、工学的に考察し、かつ説明・説得する能力科目群</u> とする
知徳体の調和した人間性および社会性・協調性を身につけた技術者	4-1 A-1	幅広い知識を身につけ、地球観視点から問題を捉えることができる	a b	主体的に対応する科目を3科目含むこと	4-1, 2, 3に主体的に対応する科目群は、 <u>人文・社会科学（語学も含む）に関する科目群</u> とする
	4-2	異文化を理解し、価値観の多様性を認識することができる	a b	主体的に対応する科目を2科目含んで、5科目以上を修得する	
	4-3	社会参加への意欲と関心をもつことができる	i	主体的に対応する科目を2科目含んで、3科目以上を修得する	4-3, 4に主体的に対応する科目群は、 <u>④チームワークに関する科目群</u> とする
	4-4	グループでの活動に参加し、他のメンバーと協同して課題に取り組むことができる	i	主体的に対応する科目を2科目含むこと	
広い視野と技術のあり方に対する倫理観を身につけ、社会への貢献意識を持つ技術者	5-1	科学技術に関する倫理的問題について理解し、指摘することができる	b a	主体的に対応する科目を2科目含んで、6科目以上を修得する	5-1, 2に主体的に対応する専門工学科目群は、 <u>④技術者が経験する実務上の問題点と課題を理解し、適切に対応する基礎的な能力科目群</u> とする
	5-2	実務上の問題を理解し、技術的・倫理的知識を適用することができる	(d)-(4)	主体的に対応する科目を2科目含んで、3科目以上を修得する	

知的探求心を持ち、問題解決に向けて主体的・創造的に取り組むことができる技術者	6-1	知的好奇心と探求心を持って、幅広い分野の課題に取り組むことができる	(d)-(3) e	主体的に対応する科目を1科目含んで、7科目以上を修得する	6-1に対応する専門工学科目群は、 <u>③工学の基礎的な知識・技術を統合し、創造性発揮して課題を探求し、組み立て、解決する能力科目群</u> とする
	6-2	得意とする専門分野の知識・技術と情報を駆使して、社会の要求に応じた問題解決の方法を企画・デザインすることができる	e h (d)-(4) i	主体的に対応する科目を4科目含むこと	6-2に主体的に対応する科目群は、 <u>デザイン能力科目群</u> とする
	6-3	研究や学習状況を把握・記録して自主的・継続的に学習できる	g h	主体的に対応する科目を3科目含んで、6科目以上修得する	6-3に対応する科目群は、 <u>主体的・継続的に学習できる能力科目群</u> とする

別表3 学習・教育到達目標の達成度評価対象科目一覧 (H27年度対応版) (生産システム工学専攻 機械知能系)

学習・教育到達大目標	学習・教育到達目標	JABEE基準	達成度評価対象科目			
			本科4年	本科5年	専攻科1年	専攻科2年
国際的に活躍できる技術者	I-1 F-1	f	国語Ⅳ ◎	卒業研究 ◎	特別研究Ⅰ ◎	スピーチコミュニケーションⅠ ◎ 特別研究Ⅱ ◎ 応用プロジェクト ◎
	I-2 F-2	f	英語ⅤA ◎ 英語ⅤB ◎	総合英語A ◎ 総合英語B ◎ 技術英語 ◎	上級英語 ◎ 科学技術英語 ◎	スピーチコミュニケーションⅡ ◎ 応用プロジェクト ◎
	I-3 F-3	f	英語ⅤA ◎ 英語ⅤB ◎	総合英語A ◎ 総合英語B ◎ 技術英語 ◎ 卒業研究 ◎	上級英語 ◎ 科学技術英語 ◎	スピーチコミュニケーションⅡ ◎ 特別研究Ⅱ ◎
ICT技術を活用した計測技術を使い実験データを収集することができる	2-1 B-3	c d2-b	応用数学 ◎ 情報処理Ⅰ ◎ 情報処理Ⅱ ◎	数理概論 ◎	応用情報学 ◎ 計算応用力学 ◎ 電子計測技術 ◎	計測プログラミング ◎
	2-2 B-2	d2-b	情報処理Ⅰ ◎ 情報処理Ⅱ ◎ 機械知能システム工学実験Ⅱ ◎	卒業研究 ◎	生産システム工学実験 ◎ 情報通信技術 ◎ 特別研究Ⅰ ◎	特別研究Ⅱ ◎
多分野にわたる技術の基礎となる知識と技能、及びその分野の専門技術を開発可能な知識と能力を身に付けた技術者	3-1 G-1	c	多変数の微分積分学 ◎ 行列式と行列の応用 ◎ 応用数学 ◎ 応用物理 ◎ 材料力学 ◎ 熱力学 ◎ 流体力学 ◎	数理概論 ◎	応用概論 ◎ 物理化学 ◎ 物性工学 ◎	特別研究Ⅱ ◎
	3-2 G-1	d1	複合工学セミナーⅠ ◎ ※ 複合工学セミナーⅡ ◎ ※	ロボットテクノロジー ◎ コンピュータネットワーク ◎	生命基礎科学 ◎ 応用情報学 ◎ 計算応用力学 ◎	地球観測科学 ◎ 生産システム設計 ◎ 生産デザイン論 ◎ 複合材料工学 ◎
	3-3 G-2	d2-a d2-c	計測工学 ◎ 電気磁気学 ◎ 機械力学 ◎ 材料力学 ◎ 熱力学 ◎ 流体力学 ◎	熱物現象論 ◎ 制御工学 ◎ マテリアル学 ◎ 総合英語Ⅰ ◎ 卒業研究 ◎ 塑性加工 ◎ エネルギー変換工学 ◎ 数値流体力学 ◎ デジタル信号処理 ◎ ロボットテクノロジー ◎ コンピュータネットワーク ◎ 環境エネルギー技術 ◎ 機械力学 ◎ 組込みシステム ◎ 生体工学 ◎ ナノテクノロジー ◎ ソフトウェア工学概論 ◎ 数値概論 ◎ 画像処理 ◎	特別研究Ⅰ ◎ 創造設計工学 ◎ 固体力学 ◎ 流動論 ◎ 熱移動論 ◎ 高電圧工学 ◎ 物性工学 ◎ 電磁気現象 ◎	技術開発と知的財産権 ◎ 特別研究Ⅱ ◎ 応用プロジェクト ◎ 数値流体力学 ◎ エネルギーシステム ◎ 機械材料 ◎ デジタル制御 ◎ センサ工学 ◎
	3-4 G-3	d2-b h c, e	総合英語Ⅱ ◎ 機械知能システム工学実験Ⅱ ◎ ※ 複合工学セミナーⅠ ◎ ※ 複合工学セミナーⅡ ◎ ※	卒業研究 ◎	生産システム工学実験 ◎ 特別研究Ⅰ ◎	特別研究Ⅱ ◎ 応用プロジェクト ◎
知徳体の調れた人間性および社会性・協調性を身に付けた技術者	4-1 A-1	a b	国語Ⅳ ◎	経済学 ◎ 日本現代文学 ◎ 古典文学 ◎ 哲学 ◎ 歴史と文化 ◎ 社会と法 ◎	地域経済論 ◎	郷土の文学と人間 ◎ 比較文化論 ◎
	4-2 A-2	a b	英語ⅤA ◎ 英語ⅤB ◎	総合英語A ◎ 総合英語B ◎	上級英語 ◎	スピーチコミュニケーションⅠ ◎ スピーチコミュニケーションⅡ ◎ 比較文化論 ◎
	4-3 G-1	i a, g	インターンシップ ◎ 進路セミナー ◎	歴史と文化 ◎ インターンシップ ◎	エンジニア実習セミナー ◎ 研究技術インターン ◎ 特別実習セミナー ◎ インターンシップⅠ ◎	研究技術インターン ◎ 特別実習セミナー ◎ インターンシップⅡ ◎
	4-4 G-2	i a, e, g, h	スポーツ科学 ◎ インターンシップ ◎	健康科学 ◎ インターンシップ ◎	インターンシップⅠ ◎	インターンシップⅡ ◎
広い視野と技術への理解を身に付け、社会の貢献意識を持つ技術者	5-1 D-1	b a	科学技術と現代社会 ◎	哲学 ◎ 生産システム ◎	技術倫理 ◎ 生命基礎科学 ◎ 科学技術者と法 ◎	技術開発と知的財産権 ◎ 地球観測科学 ◎ 生産システム設計 ◎
	5-2 D-2	d2-d b	インターンシップ ◎	社会と法 ◎ インターンシップ ◎	技術倫理 ◎ 科学技術者と法 ◎ エンジニア実習セミナー ◎ インターンシップⅠ ◎	技術開発と知的財産権 ◎ インターンシップⅡ ◎
知的探求心を持ち、問題解決に向けた主体的・創造的に取り組むことができる技術者	6-1 F-1	d2-c e	総合英語Ⅱ ◎	総合英語Ⅰ ◎ 塑性加工 ◎ エネルギー変換工学 ◎ 数値流体力学 ◎ デジタル信号処理 ◎ ロボットテクノロジー ◎ コンピュータネットワーク ◎	数値流体力学 ◎ 流動論 ◎ 熱移動論 ◎ 高電圧工学 ◎ 電磁気現象 ◎ 情報通信技術 ◎ 電子計測技術 ◎ 研究技術インターン ◎	技術開発と知的財産権 ◎ 数値流体力学 ◎ エネルギーシステム ◎ センサ工学 ◎ 計測プログラミング ◎
	6-2 G-4	d2-d e d2-a i	機械製造製図Ⅱ ◎ 総合英語Ⅱ ◎ 複合工学セミナーⅠ ◎ ※ 複合工学セミナーⅡ ◎ ※	マテリアル学 ◎ 生産システム ◎ 精密加工 ◎ 構造力学 ◎ シミュレーション ◎ 電気電子デバイス ◎ デジタル回路 ◎	生産システム工学実験 ◎ 創成実習技術 ◎ 創成実習セミナー ◎	特別研究Ⅱ ◎ 応用プロジェクト ◎ 機械材料 ◎ デジタル制御 ◎
	6-3 F-2	g h	機械知能システム工学実験Ⅱ ◎ ※ 複合工学セミナーⅠ ◎ ※ 複合工学セミナーⅡ ◎ ※	卒業研究 ◎	生産システム工学実験 ◎ 特別研究Ⅰ ◎	特別研究Ⅱ ◎ 応用プロジェクト ◎

※1:ゴシック体の科目は、各学科・核専攻で共通で開講している科目 ※2:特別選択科目の全学科共通のテーマとして実施(4年,5年対象)

※3:イタリック体の科目は、選択科目

別表3 学習・教育目標の達成度評価対象科目一覧 (H27年度対応版) (生産システム工学専攻: 建築・土木系)

学習教育目標	達成度評価の視点		JABEE基準	達成度評価対象科目			
				本科4年	本科5年	専攻科1年	専攻科2年
日本語および英語のコミュニケーション能力を有する技術者	1-1 F-1	日本語による適切な文章表現及び口頭の意思伝達ができる	f	国語Ⅳ(◎)	卒業研究(○)	特別研究Ⅰ(○)	スピーチコミュニケーションⅠ(◎) 特別研究Ⅱ(◎) 応用プロジェクト(○)
	1-2 F-2	英語で書かれた技術文書の概要・要旨がつかめる	f	英語Ⅳ A(○) 英語Ⅳ B(○)	総合英語A(○) 総合英語B(○) 技術英語(◎)	上級英語(◎) 科学技術英語(◎)	スピーチコミュニケーションⅡ(◎) 応用プロジェクト(○)
	1-3 F-3	研究の英文概要を書くことができ、発表資料などに英語を用いることができる	f	英語Ⅳ A(○) 英語Ⅳ B(○)	総合英語A(○) 総合英語B(○) 卒業研究(○) 技術英語(○)	上級英語(◎) 科学技術英語(○)	スピーチコミュニケーションⅡ(◎) 特別研究Ⅱ(◎)
ICTに関する体系的技術および工学への応用技術の習得に力を入れた技術者	2-1 B-3	ICT技術を活用した計測技術を使い実験データを収集することができる	c d2-b	応用数学(◎) 情報処理Ⅰ(○) 情報処理Ⅱ(○)	電気工学演習(○) 環境情報計測(○)	応用情報科学(◎) 計算応用力学(◎) 電荷機技術(○)	計測機プログラミング(○)
	2-2 B-2	収集したデータや情報を数理的処理を用いて分析し専門工学での問題解決に繋げることができる	d2-b	建築社会工学実験Ⅱ(○) 情報処理Ⅰ(○) 情報処理Ⅱ(○)	建築社会工学実験Ⅲ(○) 建築社会工学実験Ⅳ(○) 電気工学演習(○) 卒業研究(○)	生産システム工学実験(◎) 特別研究Ⅰ(○) 情報通信技術(○)	特別研究Ⅱ(○)
多分野における体系的基礎となる知識と技能、及びその分野の語彙に関する知識と能力を有し、複眼的視点から問題を解決する能力を持った技術者	3-1 B-1	数学・自然科学の基礎知識を、専門分野の課題で活用することができる	c	多変数の微分積分学(◎) 行列式と行列の応用(◎) 構造力学Ⅲ(◎) 応用数学(◎) 応用物理(◎)	応用数学演習(◎) 土木設計演習Ⅱ(○)	応用解析(◎) 物理化学(◎) 建設情報処理(◎)	特別研究Ⅱ(○)
	3-2 C-1	多様な専門分野の関連性を理解し、多面的に捉えることができる	d1	複合工学セミナーⅠ(○)*2 複合工学セミナーⅡ(○)*2 地域および都市計画(○)	地球環境工学(○) 情報化社会論(◎) 環境保全工学(○) 地域社会工学(○)	生命基礎科学(◎) 応用情報科学(◎) 計算応用力学(◎)	地球環境科学(◎) 生産システム設計(◎) 生産デザイン論(◎) 複合材料工学(◎)
	3-3 C-2	基礎知識を活用して工学的問題を理解し、説明できる	d2-a d2-c c	構造力学Ⅲ(◎) 環境エネルギーシステム(◎) 鉄筋コンクリート工学(◎) 地域および都市計画(◎) 計画学(◎) 水理学(◎) 地盤工学(◎) 建築法規(◎) 建築計画Ⅰ(◎) 建築環境工学(◎)	鋼構造工学(◎) 地球環境工学(◎) 卒業研究(◎) 建築計画Ⅱ(◎) 建築史(◎) 建築設備(◎) 建築施工Ⅱ(◎) 防災工学(◎) 地域社会工学(◎) リモートセンシング(◎) 景観工学(◎) ネットワークシステム(◎) ソフトウェア工学概論(◎) 数値解析(◎) 画像処理(◎)	特別研究Ⅰ(◎) 電磁気現象(○) 建設材料工学(○) 振動解析学(◎) 地盤保全工学(○) 地域計画論(○)	技術開発と知的財産権(○) 特別研究Ⅱ(○) 応用プロジェクト(◎) 構造解析学(◎) 振動解析学(◎) 水環境工学(○) 空間計画学(○) 住環境工学(○)
	3-4 C-3	基礎的な実験技術を用いて、実験を企画・実行して結果の分析・評価ができる	d2-b h g	建築社会工学実験Ⅱ(◎) ITデザイン演習(◎) 複合工学セミナーⅠ(○)*2 複合工学セミナーⅡ(○)*2	建築社会工学実験Ⅲ(◎) 卒業研究(◎) 建築社会工学実験Ⅳ(◎)	生産システム工学実験(◎) 特別研究Ⅰ(◎)	特別研究Ⅱ(◎) 応用プロジェクト(◎)
知徳体の調和した個性ある社会性・協性を身に付けた技術者	4-1 A-1	幅広い知識を身につけ、地球的視点から問題を捉えることができる	a b	国語Ⅳ(◎)	経済学(◎) 日本現代文学(◎) 古典文学(◎) 哲学(◎) 歴史と文化(○) 社会と法(○)	地域経済論(○)	郷土の文学と人間(◎) 比較文化論(○)
	4-2 A-2	異文化を理解し、価値観の多様性を認識することができる	a b	英語Ⅳ A(◎) 英語Ⅳ B(◎)	総合英語A(○) 総合英語B(○)	上級英語(○)	スピーチコミュニケーションⅠ(○) スピーチコミュニケーションⅡ(○) 比較文化論(○)
	4-3 G-1	社会参加への意欲と関心をもつことができる	i	インターンシップ(◎) 進路セミナー(◎)	歴史と文化(○) インターンシップ(◎)	研究技術インターン(○) 特別実習セミナー(○) エンジニア実践セミナー(○) インターンシップⅠ(◎)	研究技術インターン(○) 特別実習セミナー(○) インターンシップⅡ(◎)
	4-4 G-2	グループでの活動に参加し、他のメンバーと協調して課題に取り組むことができる	i	スポーツ科学(◎) インターンシップ(◎)	健康科学(◎) インターンシップ(◎)	インターンシップⅠ(◎)	インターンシップⅡ(◎)
広い視野・技術のあり方に対する倫理観を身に付けた技術者	5-1 D-1	科学技術に関する倫理的問題について理解し、指摘することができる	b a	科学技術と現代社会(◎)	哲学(○) 地球環境工学(○) 防災工学(○)	技術倫理(◎) 生命基礎科学(○) 科学技術者と法(○)	技術開発と知的財産権(○) 地球環境科学(○) 生産システム設計(○) 水環境工学(○) 住環境工学(○)
	5-2 D-2	実務上の問題を理解し、技術的・倫理的知識を適用することができる	d2-d	建築法規(○) 建築施工Ⅰ(○) インターンシップ(○)	社会と法(○) 土木施工法(○) 建築施工Ⅱ(○) インターンシップ(○)	技術倫理(◎) 科学技術者と法(○) エンジニア実践セミナー(○) インターンシップⅠ(○)	技術開発と知的財産権(◎) インターンシップⅡ(○)
知的探求心をもち、主体的・創造的に問題に取り組むことができる技術者	6-1 F-1	知的好奇心と探求心を持って、幅広い分野の課題に取り組むことができる	d2-c e	環境エネルギーシステム(○) 土木設計演習Ⅰ(◎) 建築設計演習Ⅰ(◎)	地球環境工学(○) 土木設計演習Ⅱ(◎) 建築設計演習Ⅱ(◎) 防災工学(○) 環境保全工学(○) リモートセンシング(○)	環境施設設計演習(◎) 電磁気現象(○) 情報通信技術(○) 電子計測技術(○) 研究技術インターン(○)	技術開発と知的財産権(◎) 景観設計演習(◎) 計測機プログラミング(○) 研究技術インターン(○)
	6-2 C-1	得意とする専門分野の知識、技術と情報を駆使して、社会の要求に応じた問題解決の法を企画、デザインすることができる	e h d2-d i	ITデザイン演習(◎) 土木設計演習Ⅰ(○) 建築設計演習Ⅰ(○) 複合工学セミナーⅠ(○)*2 複合工学セミナーⅡ(○)*2	交通工学(◎) 河川海岸工学(◎) 環境衛生工学(◎) 土木施工法(◎) 土木構造設計(◎) 土木設計演習Ⅱ(○) 建築構造設計(◎) 建築施工Ⅱ(◎) 建築設備(◎) 建築設計演習Ⅱ(○)	生産システム工学実験(◎) 創成実践技術(◎) 建設材料工学(◎) 地盤保全工学(◎) 地域計画論(◎) 創成実践セミナー(○)	特別研究Ⅱ(◎) 応用プロジェクト(◎) 水環境工学(○) 空間計画学(◎) 住環境工学(○)
	6-3 F-2	研究や学習状況を把握・記録して自主的・継続的に学習できる	g h	建築社会工学実験Ⅱ(○) 土木設計演習Ⅰ(○) 建築設計演習Ⅰ(○) 複合工学セミナーⅠ(○)*2 複合工学セミナーⅡ(○)*2	建築社会工学実験Ⅲ(○) 建築社会工学実験Ⅳ(○) 卒業研究(◎) 土木設計演習Ⅱ(○) 建築設計演習Ⅱ(○)	生産システム工学実験(○) 特別研究Ⅰ(◎) 環境施設設計演習(○)	特別研究Ⅱ(◎) 応用プロジェクト(○) 景観設計演習(○)

※1:ゴシック体の科目は、各学科・核専攻で共通で開講している科目
 ※2:特別選択科目の全学科共通のテーマとして実施(4年,5年対象)
 ※3:イタリック体の科目は、選択科目

別表3 学習・教育到達目標の達成度評価対象科目一覧 (H27年度対応版) (生産システム工学専攻:生物・化学系)

学習教育目標	達成評価の観点	JABEE基準	達成度評価対象科目			
			本科4年	本科5年	専攻科1年	専攻科2年
日本語の基礎的コミュニケーション能力を高めること	I-1 F-1	F 3科目	国語Ⅳ ◎	卒業研究 ○ 生物工学セミナー ○ プレゼンテーション ◎	特別研究Ⅰ ○	スピーチコミュニケーションⅠ ◎ 特別研究Ⅱ ◎ 応用プロジェクト ○
	I-2 F-2	F 4科目	英語ⅣA ○ 英語ⅣB ○ 技術英語 ◎	総合英語A ○ 総合英語B ○	上級英語 ◎ 科学技術英語 ◎	スピーチコミュニケーションⅡ ◎ 応用プロジェクト ○
	I-3 F-3	F 3科目	英語ⅣA ○ 英語ⅣB ○ 技術英語 ◎	総合英語A ○ 総合英語B ○ 卒業研究 ○	上級英語 ◎ 科学技術英語 ○	スピーチコミュニケーションⅡ ◎ 特別研究Ⅱ ◎
ICTに関する基本的技術能力を向上させること	2-1 B-3	c d2-b 5科目	情報処理Ⅰ ◎	応用数学 ◎ 情報処理Ⅱ ◎ プログラミング応用 ◎	応用情報科学 ◎ 計算応用力学 ◎ 情報通信技術 ◎	データマイニング概論 ◎ 計算機プログラミング ○
	2-2 B-2	d2-b 5科目	生物化学基礎実験 ◎ 創発実験 ◎ 工業電子計測 ◎ 情報処理Ⅰ ○	卒業研究 ○ 生物工学セミナー ◎ データベース概論 ◎ 情報処理Ⅱ ○	生産システム工学実験 ◎ 特別研究Ⅰ ○ 自動車制御技術 ○ 電子制御技術 ○	特別研究Ⅱ ○
多分野にわたる探求の基礎となる基礎的技術能力及びその分野の専門的技術能力を向上させること	3-1 B-1	c 8科目	多変数の微積分学 ◎ 行列式と行列の応用 ◎ 分子生物学 ◎ 分析化学 ◎ 基礎物理化学Ⅰ ◎	応用数学 ◎ 応用物理 ◎ 基礎物理化学Ⅱ ◎ プレゼンテーション ○ 製法基礎 ◎ 数値解析 ◎	応用解析 ◎ 物理化学◎	
	3-2 G-1	d1 9科目	工業電子計測 ○	環状科学 ◎ 制御システム ◎ 化学工学Ⅱ ○	生命基礎科学 ◎ 応用情報科学 ◎ 計算応用力学 ◎ 自動車制御技術 ◎	地球環境科学 ◎ 生産システム設計 ◎ 生産デザイン論 ◎ 複合材料工学 ◎
	3-3 G-2	d2-a d2-c c 8科目	生化学Ⅱ ◎ 分子生物学 ◎ タンパク質化学 ◎ 有機化学 ◎ 分析化学 ○ 化学工学Ⅰ ◎	卒業研究 ○ 遺伝子工学基礎 ○ 微生物工学 ◎ 生命情報論 ◎ 食品学概論 ◎ 細胞機能工学 ◎	特別研究Ⅰ ◎ 分子細胞生物学 ◎ 無菌工学 ◎ 有機反応化学 ◎ 生物化学 ◎ 電気現象 ◎	技術開発と知的財産権 ○ 特別研究Ⅱ ◎ 応用プロジェクト ◎ 細胞工学概論 ◎ 応用生物化学 ◎ 計算機プログラミング ○
	3-4 G-3	d2-b h c e 7科目	創発実験 ◎ 生物化学基礎実験 ○	卒業研究 ◎ 生物工学セミナー ◎	生産システム工学実験 ◎ 特別研究Ⅰ ◎	特別研究Ⅱ ◎
知性・感性の涵養と、個性の育成と社会貢献能力を身に付けること	4-1 A-1	a b 2科目	国語Ⅳ ◎ 複合工学セミナーⅠ ○ 複合工学セミナーⅡ ○	日本現代文学 ◎ 古典文学 ◎ 経済学 ◎ 哲学 ◎ 歴史と文化 ○ 社会と法 ○	地域経営論 ○	郷土の文学と人間 ◎ 比較文化論 ○
	4-2 A-2	a b 2科目	英語ⅣA ◎ 英語ⅣB ◎	総合英語A ○ 総合英語B ○	上級英語 ○	スピーチコミュニケーションⅠ ○ スピーチコミュニケーションⅡ ○ 比較文化論 ○
	4-3 G-1	i a g	科学技術と現代社会 ○ インターンシップ ○	歴史と文化 ○ インターンシップ ○	エンジニア実践セミナー ○ インターンシップⅠ ○ 研究技術インターン ○ 特別実習セミナー ○	インターンシップⅡ ○ 研究技術インターン ○ 特別実習セミナー ○
	4-4 G-2	i a e g h	スポーツ科学 ◎ インターンシップ ◎ 複合工学セミナーⅠ ○ 複合工学セミナーⅡ ○	健康科学 ◎ インターンシップ ◎	インターンシップⅠ ◎	インターンシップⅡ ◎
広い視野の涵養と、社会貢献能力を身に付けること	5-1 D-1	b a 2科目	科学技術と現代社会 ◎	哲学 ○ 生命倫理学 ○ 環状科学 ○ 技術専攻法規論 ○	技術倫理 ◎ 生命基礎科学 ○ 科学技術者と法 ○	技術開発と知的財産権 ○ 地球環境科学 ○
	5-2 D-2	d2-d b 4科目	インターンシップ ○	社会と法 ○ 生命倫理学 ◎ 安全工学 ◎ 技術専攻法規論 ◎ インターンシップ ◎	技術倫理 ◎ 科学技術者と法 ○ エンジニア実践セミナー ○ インターンシップⅠ ○	技術開発と知的財産権 ◎ インターンシップⅡ ○
知的探求心をもち、主体的・創造的に課題を取り組むことができること	6-1 E-1	d2-c e 7科目	分子生物学 ○ 生化学Ⅱ ○ 生物化学工学 ○ タンパク質化学 ○ 有機化学 ○ 工業電子計測 ○	生命情報論 ◎ 食品情報論 ◎ 応用生体分子 ◎ 医薬品工学概論 ◎ 分離技術 ◎ 細胞機能工学 ◎ 応用食品学 ◎ 分析技術概論 ◎ 電子素子 ◎ 材料工学 ○ 製法基礎 ◎ プログラミング応用 ○ パターン認識 ◎ ソフトウェア工学概論 ◎ 数値解析 ◎ 画像処理 ◎	分子細胞生物学 ○ 応用微生物学 ○ 生物化学 ○ 無菌工学 ○ 有機反応化学 ○ 自動車制御技術 ○ 電気現象 ○ 情報通信技術 ○ 電子制御技術 ○ 研究技術インターン ○	技術開発と知的財産権 ◎ 細胞工学概論 ○ 生物化学 ○ 応用生物化学 ○ プロセス化学 ○ 環境分析化学 ○ プロセス工学 ○ 自動車制御技術 ○ データマイニング概論 ○ 計算機プログラミング ○ 研究技術インターン ○
	6-2 G-4	d2-d e d2-a 1 8科目	生物化学工学 ◎ 化学工学Ⅰ ○ 複合工学セミナーⅠ ◎ 複合工学セミナーⅡ ◎	遺伝子工学基礎 ◎ 微生物工学 ◎ 化学工学Ⅱ ◎ 分析技術概論 ◎ 応用食品学 ◎ 医薬品工学概論 ◎ 材料工学 ◎ 分離技術 ◎ 細胞機能工学 ◎	生産システム工学実験 ◎ 創発実験技術 ◎ 応用微生物学 ◎ 創成実践セミナー ○	特別研究Ⅱ ◎ 応用プロジェクト ◎ 環境分析化学 ◎ プロセス工学 ◎ 細胞工学概論 ○
	6-3 E-2	g h 3科目	生物化学基礎実験 ○ 創発実験 ○	卒業研究 ◎ 生物工学セミナー ○	生産システム工学実験 ○ 特別研究Ⅰ ◎	特別研究Ⅱ ◎ 応用プロジェクト ○

別表4(1) 学習・教育到達目標を達成するために必要な授業科目の流れ

生産システム工学専攻(機械知能系)

学習・教育到達目標	授業科目名											
	1年(本科4年)		2年(本科5年)		3年(専攻科1年)		4年(専攻科2年)					
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
1	1-1	国語Ⅳ(◎)		卒業研究(○)		特別研究Ⅰ(○)		特別研究Ⅱ(◎)	応用プロジェクト(○)		スピーチコミュニケーションⅠ(◎)	
	1-2	英語ⅣA(○)	英語ⅣB(○)	総合英語A(○)	総合英語B(○)	上級英語(◎)	科学技術英語(◎)				スピーチコミュニケーションⅡ(◎)	
	1-3	英語ⅣA(○)	英語ⅣB(○)	総合英語A(○)	総合英語B(○)	上級英語(◎)	科学技術英語(○)				スピーチコミュニケーションⅡ(◎)	
2	2-1	情報処理Ⅰ(◎)	情報処理Ⅱ(◎)	数理解析(◎)		応用情報科学(◎)	計算応用力学(◎)	電子計測技術(○)			計算機プログラミング(○)	
	2-2	情報処理Ⅰ(○)	情報処理Ⅱ(○)	卒業研究(○)		生産システム工学実験(◎)	特別研究Ⅰ(○)				特別研究Ⅱ(○)	
3	3-1	多変数の部分積分(◎)	行列式と行列の応用(◎)	数理解析(○)		応用解析(◎)					特別研究Ⅱ(○)	
	3-2	総合工学セミナーⅠ(○)	総合工学セミナーⅡ(○)	コンピュータネットワーク(○)	ロボットテクノロジー(○)	応用情報科学(◎)	計算応用力学(◎)	生命基礎科学(◎)			生産デザイン論(◎)	地球環境科学(◎)
	3-3	計測工学(◎)	電気駆動工学(◎)	熱流体現象論(◎)	制御工学(◎)	材料工学(◎)	総合設計(◎)	卒業研究(◎)			特別研究Ⅰ(◎)	特別研究Ⅱ(○)
4	4-1	国語Ⅳ(◎)		日本現代文学(◎)	古典文学(◎)						博士の文学と人間(◎)	比較文化論(○)
	4-2	英語ⅣA(◎)	英語ⅣB(◎)	総合英語A(○)	総合英語B(○)	上級英語(○)					スピーチコミュニケーションⅠ(○)	スピーチコミュニケーションⅡ(◎)
5	5-1	インターンシップ(◎)	准路セミナー(◎)	インターンシップ(◎)		インターンシップⅠ(◎)	特別実習セミナー(○)	研究技術インターン(○)	エンジニア実習セミナー(○)		インターンシップⅡ(◎)	特別実習セミナー(○)
	5-2	インターンシップ(◎)	スポーツ科学(◎)	インターンシップ(◎)	健康科学(◎)	インターンシップⅠ(◎)	エンジニア実習セミナー(○)				インターンシップⅡ(◎)	
6	6-1	総合実習Ⅱ(◎)		総合設計(○)		創成実践技術(◎)	生産システム工学実験(◎)	創成実践セミナー(○)			特別研究Ⅱ(◎)	応用プロジェクト(◎)
	6-2	総合工学セミナーⅠ(○)	総合工学セミナーⅡ(◎)	総合実習Ⅱ(○)	機械設計製図Ⅱ(◎)	生産システム(◎)	精密加工(◎)	構造計算力学(◎)	シミュレーション(◎)	真空電子デバイス(◎)	デジタル回路(◎)	
	6-3	総合工学セミナーⅠ(○)	総合工学セミナーⅡ(○)	卒業研究(◎)							特別研究Ⅰ(◎)	特別研究Ⅱ(◎)

別表4(2) 学習・教育目標を達成するために必要な授業科目の流れ

生産システム工学専攻(建築・土木系)

学習・教育目標	1年(本科4年)	授業科目名												
		1年(本科4年)		2年(本科5年)		3年(専攻科1年)		4年(専攻科2年)						
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
1	1-1	3/6	国語IV(◎)		卒業研究(O)		特別研究I(O)		スピーチコミュニケーションI(◎)		特別研究II(◎)		応用プロジェクト(O)	
	1-2	4/7	英語WA(O)	英語IVb(O)	総合英語A(O)	総合英語B(O)	上級英語(◎)		科学技術英語(◎)		応用プロジェクト(O)		スピーチコミュニケーションII(◎)	
	1-3	3/8	英語WA(O)	英語IVb(O)	総合英語A(O)	総合英語B(O)	上級英語(◎)		科学技術英語(O)		特別研究II(◎)		スピーチコミュニケーションII(◎)	
2	2-1	3/5	応用数学(◎)	情報処理I(O)	電気工学演習(O)	環境情報計測(O)		応用情報科学(◎)		計算応用力学(◎)		電子計測技術(O)	特別研究II(O)	
	2-2	1/7	建築社会工学実験II(◎)	情報処理II(O)	卒業研究(O)	建築社会工学実験III(O)	建築社会工学実験IV(O)	特別研究I(O)	生産システム工学実験(◎)		情報通信技術(O)		特別研究II(O)	
3	3-1	8/9	多変数の微分積分法(◎)	応用数学(◎)	行列式と行列の応用(◎)	応用数学演習(◎)		応用解析(◎)		物理化学(◎)		建設情報処理(◎)	構造解析学(O)	
	3-2	7/7	地域及び都市計画(O)			土木設計演習E(O)		地球環境工学(O)		環境保全工学(O)		応用情報科学(◎)	生命基礎科学(◎)	
3	3-3	8/14	構造力学Ⅱ(◎)	鉄筋コンクリート工学(◎)	建築計画I(◎)	建築環境工学(◎)	計画学(◎)	水理学(◎)	地盤工学(◎)	地域及び都市計画(◎)	環境エネルギーシステム(◎)	卒業研究(◎)	構造工学(◎)	
	3-4	6/7	建築社会工学実験II(O)	ITデザイン演習(◎)		卒業研究(◎)	建築社会工学実験III(◎)	建築社会工学実験IV(◎)	特別研究I(◎)	生産システム工学実験(◎)		特別研究II(◎)	応用プロジェクト(◎)	
	4-1	3	国語IV(◎)		日本語代文学(◎)	古事文学(◎)	経済学(◎)	哲学(◎)	歴史と文化(O)	社会と法(O)	地域経済論(O)		郷土の文学と人間(◎)	比較文化論(O)
4	4-2	2/5	英語WA(◎)	英語IVb(O)	総合英語A(O)	総合英語B(O)	上級英語(O)		スピーチコミュニケーションI(◎)		スピーチコミュニケーションII(◎)		比較文化論(O)	
	4-3	2/3	科学技術と現代社会(◎)	インターンシップ(O)		歴史と文化(O)		インターンシップ(O)		インターンシップI(O)		インターンシップII(O)	研究技術インターン(O)	
	4-4	2	スポーツ科学(◎)	建築工学セミナーI(O)	建築工学セミナーII(O)	インターンシップ(◎)		インターンシップ(O)		インターンシップI(◎)		インターンシップII(◎)		
5	5-1	2/6	科学技術と現代社会(◎)		哲学(O)	防災工学(O)		地球環境工学(O)		技術倫理(◎)		生命基礎科学(O)	科学技術者と法(O)	技術開発と知的財産権(O)
	5-2	2/3	建築法規(O)	建築施工法I(O)	土木施工法(O)	社会と法(O)	建築施工法II(O)		技術倫理(◎)		科学技術者と法(O)		技術開発と知的財産権(◎)	地球環境科学(O)
6	6-1	1/7	地域及び都市計画(O)	環境エネルギーシステム(O)		建築環境工学(O)	建築設計演習I(◎)	土木設計演習I(◎)	土木設計演習II(◎)	リモートセンシング(O)	防災工学(O)	都市計画(O)	高層ビル設計(O)	ソフトウェア工学概論(O)
	6-2	4	建築工学セミナーI(O)	建築工学セミナーII(O)		建築構造設計(◎)	河川海岸工学(◎)	土木設計演習E(O)	環境衛生工学(◎)	建築設備I(◎)	建築設計演習II(O)	交通工学(◎)	土木施工法(◎)	土木構造設計(◎)
	6-3	3/6	建築社会工学実験II(O)	建築設計演習I(O)	土木設計演習I(O)	卒業研究(◎)	土木設計演習E(O)	建築社会工学実験III(O)	建築社会工学実験IV(O)	特別研究I(◎)	生産システム工学実験(◎)		特別研究II(◎)	応用プロジェクト(◎)

表4(3) 学習・教育目標を達成するために必要な授業科目の選

生産システム工学専攻(生物・化学系)

学習・教育 目標	授業科目名											
	1年(本科4年)		2年(本科5年)		3年(専攻科1年)		4年(専攻科2年)					
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
1	1-1	国語Ⅳ(◎)		卒業研究(○) 生物工学セミナー(○)	プレゼンテーション(◎)		特別研究Ⅰ(○)		スピーチコミュニケーションⅠ(◎)		特別研究Ⅱ(◎) 応用プロジェクト(○)	
	1-2	英語ⅣA(○) 技術英語(◎)	英語ⅣB(○)	総合英語A(○)	総合英語B(○)	上級英語(◎)		科学技術英語(◎)		スピーチコミュニケーションⅡ(◎)		応用プロジェクト(○)
	1-3	英語ⅣA(○) 技術英語(○)	英語ⅣB(○)	総合英語A(○)	総合英語B(○)	上級英語(◎)		科学技術英語(○)		スピーチコミュニケーションⅡ(◎)		特別研究Ⅱ(◎)
2	2-1		情報処理Ⅰ(◎)		応用数学(◎) 情報処理Ⅱ(◎) プログラミング応用(○)		応用情報科学(◎) 計算応用力学(◎) 情報通信技術(○)				計算機プログラミング(○)	データマイニング概論(◎)
	2-2	生物化学基礎実験(◎) 工業電子計測(◎)	創造実験(◎) 情報処理Ⅰ(○)	卒業研究(○) 生物工学セミナー(○)		情報処理Ⅱ(○) データベース概論(○)	生産システム工学実験(◎) 特別研究Ⅰ(○)				自動制御技術(○) 電子計測技術(○)	
3	3-1	多変数の微積分学(◎) 分子生物学(◎) 分析化学(◎)	行列式と行列の応用(◎) 基礎物理化学Ⅰ(◎)	応用数学(◎) 応用物理(◎) 数値解析(○) 製図基礎(○)	プレゼンテーション(○)		応用解析(◎) 物理化学(◎)					
	3-2	工業電子計測(○)		制御システム(◎) 環境科学(◎) 化学工学Ⅱ(○)			応用情報科学(◎) 計算応用力学(◎) 自動制御技術(◎)				生産デザイン論(◎)	生産システム設計(◎) 複合材料工学(◎) 地球環境科学(◎)
	3-3	分子生物学(◎) 有機化学(◎) 分析化学(○)		卒業研究(○) 遺伝子工学基礎(○) 微生物工学(○) 生命情報概論(◎) 食品学概論(◎)	細胞機能工学(◎)		分子細胞生物学(◎) 生物化学(◎) 無機化学(◎)	有機反応化学(◎)			技術開発と知的財産権(○)	細胞工学概論(◎) 応用生物化学(◎)
	3-4	生物化学基礎実験(○)	創造実験(◎)	卒業研究(◎) 生物工学セミナー(◎)			生産システム工学実験(◎) 特別研究Ⅰ(◎)					特別研究Ⅱ(◎)
4	4-1	国語Ⅳ(◎)		日本現代文学(◎) 古典文学(◎) 経済学(◎) 哲学(◎) 歴史と文化(○)	社会と法(○)		地域経済論(○)				郷土の文学と人間(◎)	比較文化論(○)
	4-2	英語ⅣA(◎)	英語ⅣB(○)	総合英語A(○)	総合英語B(○)	上級英語(○)				スピーチコミュニケーションⅠ(◎)		スピーチコミュニケーションⅡ(◎) 比較文化論(○)
	4-3		科学技術と現代社会(○)	歴史と文化(○)			インターンシップⅠ(○) エンジニア実習セミナー(○) 研究技術インターン(○) 特別実習セミナー(○)				インターンシップⅡ(○)	
	4-4	スポーツ科学(◎) 複合工学セミナーⅠ(○)	複合工学セミナーⅡ(○)		健康科学(◎)							インターンシップⅡ(◎)
5	5-1		科学技術と現代社会(◎)	哲学(○) 技術関連法規概論(○) 環境科学(◎)			技術倫理(◎) 生命基礎科学(○) 科学技術者と法(○)				技術開発と知的財産権(○)	地球環境科学(○)
	5-2			安全工学 技術関連法規概論(○)	社会と法(○)		技術倫理(◎) 科学技術者と法(○)				技術開発と知的財産権(◎)	
6	6-1	分子生物学(○) 有機化学(○) 生物化学工学(○)		生命情報概論(○) 食品学概論(○) 応用生体分子(○)	細胞機能工学(◎) 応用食品学(○) 材料工学(○) 医薬品工学概論(○) 分析技術概論(○) 分離技術(○)	分子細胞生物学(○) 生物化学(○) 無機化学(○)	応用微生物学(○) 有機反応化学(○)				細胞工学概論(○) 応用生物化学(○) 環境分析化学(○) 技術開発と知的財産権(◎)	プロセス化学(○)
	6-2	生化学Ⅱ(○) タンパク質化学(○)		数値解析(◎) 製図基礎(○) ソフトウェア工学概論(○)	電子素子(◎) パターン認識(◎) 画像処理(◎) プログラミング応用(○)	情報通信技術(○) 電子計測技術(○)	自動制御技術(○) 電磁気現象(○)				計算機プログラミング(○)	データマイニング概論(○)
	6-3	工業電子計測(○)		遺伝子工学基礎(◎) 微生物工学(◎) 化学工学Ⅱ(◎)	細胞機能工学(◎) 応用食品学(◎) 医薬品工学概論(◎) 分析技術概論(◎) 材料工学(◎) 分離技術(◎)		生産システム工学実験(◎)				特別研究Ⅱ(◎) 応用プロジェクト(◎)	
6	6-2	生物化学工学(◎) 化学工学Ⅰ(◎)		遺伝子工学基礎(◎) 微生物工学(◎) 化学工学Ⅱ(◎)	細胞機能工学(◎) 応用食品学(◎) 医薬品工学概論(◎) 分析技術概論(◎) 材料工学(◎) 分離技術(◎)		生産システム工学実験(◎)				特別研究Ⅱ(◎) 応用プロジェクト(◎)	
	6-3	複合工学セミナーⅠ(○)	複合工学セミナーⅡ(○)				創成実践技術(◎) 創成実践セミナー(◎)				細胞工学概論(○) 環境分析化学(◎)	プロセス化学(◎)
6	6-3	生物化学基礎実験(○)	創造実験(◎)	卒業研究(◎) 生物工学セミナー(◎)			生産システム工学実験(○) 特別研究Ⅰ(◎)				特別研究Ⅱ(◎) 応用プロジェクト(○)	

別表5

表1. 「生産システム工学」教育プログラムの学習・教育到達目標と、
JABEE 基準の学習・教育すべき具体的な知識と能力 (a~i) の対応

◎：主体的に対応、○：付随的に対応

		JABEE基準1(2), 基準2.1(1)の知識・能力												
		a	b	c	個別基準				e	f	g	h	i	
					2.1(1)	1(2)(d)								
						(1)	(2)	(3)						(4)
学習・教育到達目標	(1)	1-1								◎				
		1-2								◎				
		1-3								◎				
	(2)	2-1			◎			○						
		2-2						◎						
	(3)	3-1			◎									
		3-2				◎								
		3-3			○		◎		○					
		3-4						◎				○	◎	
	(4)	4-1	◎	○										
		4-2	◎	○										
		4-3											◎	
		4-4											◎	
	(5)	5-1	○	◎										
		5-2							◎					
	(6)	6-1						◎		○				
		6-2							◎		○		○	
		6-3									◎	◎		

学習等達成度記録簿

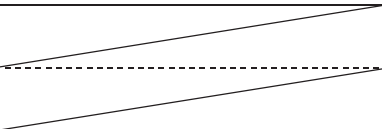
熊本高等専門学校
八代キャンパス専攻部会

学籍 番号		学科	(本)	学科	氏名
			(専)	生産システム工学専攻	

○卒業研究・特別研究テーマ（5年次以上）

課程	年 度	研究テーマ・タイトル
本 科	平成 年度	[卒業研究のテーマ名] 指導教員：_____
専攻科	平成 年度 ～ 平成 年度	[特別研究のテーマ名] 指導教員：_____

○学習記録

記入日 (年/月/日)		/ / (専攻科1年4月時)	/ / (専攻科2年4月時)	/ / (専攻科2年3月時)
項 目		平成 年度 本科 卒業	平成 年度 専攻科1年	平成 年度 専攻科2年 修了
修得 単位	必 修		単位	単位
	選 択		単位	単位
インターンシップ		(会社) 日間	(会社) 日間	(会社) 日間
		(会社) 日間	(会社) 日間	(会社) 日間
TOEIC		点	点	点
英検		級	級	級
学外での研究発表		回	回	回
学習目標 (学習以外も可)		[専攻科での目標]	[専攻科2年での目標]	[プログラム修了時の達成度]
教員記入欄 (記入した教員は署名を書くこと) ※自由記述				

本点検シートについて

○ 本シートは、学務課に保管しています。本人に限り閲覧・記入は可能ですが、持ち帰りは出来ません。本シートは、学生諸君の本校での学習支援、履修指導、カリキュラム検討、外部審査時の参考資料として用いますが、それ以外の用途では使用しません（個人の秘密は守ります）。

○学習・教育到達目標の自己点検

自己点検: 「学習・教育到達目標」について、5点満点で自己点検をして下さい。[5 ← 4 → 3 ← 2 → 1]
満足 まずまず 不十分

修得科目: 各教育目標に対応する科目一覧から、修得した科目数を記入して下さい。(科目は別表参照)

大目標	サブ目標	平成 年 本科5年・卒業		平成 年 専攻科1年		平成 年 専攻科2年・修了		修了 確認 (○)
		自己点検	修得科目	自己点検	修得科目	自己点検	修得科目	
(1) 日本語および英語のコミュニケーション能力を有し、国際的に活躍できる技術者	1-1 日本語による適切な文章表現及び口頭の意味伝達ができる。							
	1-2 英語で書かれた技術文書の概要・要旨がつかめる。							
	1-3 研究の英文概要を書くことができ、発表資料などに英語を用いることができる。							
(2) ICTに関する基本的技術および工学への応用技術を身に付けた技術者	2-1 ICT技術を活用した計測技術を使い実験データを収集することができる。							
	2-2 収集したデータや情報を数理的処理を用いて分析し専門工学での問題解決に繋げることができる。							
(3) 多分野における技術の基礎となる知識と技能、及びその分野の専門技術に関する高度な知識と能力を持ち、複眼的な視点から問題を解決し、産業技術分野への活用を実践できる技術者	3-1 数学・自然科学の基礎知識を、専門分野の課題で活用することができる。							
	3-2 多様な専門分野の関連性を理解し、多面的に捉えることができる。							
	3-3 基礎知識を活用して工学的問題を理解し、説明できる。							
	3-4 基礎的な実験技術を用いて、実験を企画・実行して結果の分析・評価ができる。							
(4) 知徳耐の調和した人間性および社会性・協調性を身に付けた技術者	4-1 幅広い知識を身につけ、地球的視点から問題を捉えることができる。							
	4-2 異文化を理解し、価値観の多様性を認識することができる。							
	4-3 社会参加への意欲と関心をもつことができる。							
	4-4 グループでの活動に参加し、他のメンバーと協調して課題に取り組むことができる。							
(5) 広い視野と技術のあり方に対する倫理観を身に付け、社会への貢献意識を持つ技術者	5-1 科学技術に関する倫理的問題について理解し、指摘することができる。							
	5-2 実務上の問題を理解し、技術的・倫理的知識を適用することができる。							
(6) 知的探求心を持ち、問題解決に向けて主体的、創造的に取り組むことができる技術者	6-1 知的的好奇心と探求心を持って、幅広い分野の課題に取り組むことができる。							
	6-2 得意とする専門分野の知識、技術と情報を駆使して、社会の要求に応じた問題解決の方法を企画、デザインすることができる。							
	6-3 研究や学習状況を把握・記録して自主的・継続的に学習できる。							

「生産システム工学」教育プログラム修了確認票(平成27年度以降専攻科入学生対応)

平成 年度入学
氏名

工学専攻
平成 年 月 日生

プログラム修了要件	修了要件確認方法	確認結果
本校専攻科の修了単位を満たすこと	平成 年 月 日の専攻科単位認定会議にて専攻科修了に必要な単位を取得していることを確認済	
1 学士の学位を取得すること	「学修成果・試験の審査」結果の写しの受領 平成 年 月 日受領済 整理番号 :	
2 プログラムの単位を124単位以上修得すること	生産システム工学教育プログラム成績表における修得単位数の確認結果 修得単位数: 単位	
3 口頭で自分の研究内容を発表できること、学外での発表を目指すこと	学内発表 課題研究 : 平成 年 月発表 特別研究 : 平成 年 月発表 学外発表 平成 年 月	
4 インターンシップを経験し、実践的な課題解決のための基礎力を身につけること	インターンシップ経験(移動日・休日を除き14日間以上) 平成 年 月 日～ 月 日 日間 平成 年 月 日～ 月 日 日間 計 日間	
5 別表2に示す達成度評価基準を満たして科目を修得していること	<input type="checkbox"/> 別表2に示す達成度評価基準を満たして科目を修得している <input type="checkbox"/> 別表2に示す達成度評価基準を満たして科目を修得していない	
6 別表2科目群分類の基礎工学の5科目群のうち、学習・教育到達目標3-2の達成度評価基準に示す要件(各科目群から少なくとも1科目を含む7科目以上修得)を満たして科目を修得していること	基礎工学 ①設計システム系科目群; <input type="checkbox"/> 生産システム設計, <input type="checkbox"/> 生産デザイン論 ②情報・論理系科目群; <input type="checkbox"/> 応用情報科学 ③材料・バイオ系科目群; <input type="checkbox"/> 複合材料工学, <input type="checkbox"/> 生命基礎科学 ④力学系科目群; <input type="checkbox"/> 計算応用力学 ⑤社会技術系科目群; <input type="checkbox"/> 環境科学, <input type="checkbox"/> 環境分析技術, <input type="checkbox"/> 地球環境科学	

平成 年 月 日

専攻科委員会確認

(3) 生産システム工学専攻及び「生産システム工学」教育プログラムの単位認定並びに修了認定に関する申合せ

平成22年2月16日制定

平成23年2月15日一部改正

平成25年2月12日一部改正

平成27年2月27日一部改正

(趣旨)

第1 この申合せは、「熊本高等専門学校専攻科生産システム工学専攻の授業科目の履修等に関する規則（以下「専攻履修規則」という。）及び「熊本高等専門学校「生産システム工学」教育プログラム履修規則（以下「教育プログラム履修規則」という。）」に基づき、生産システム工学専攻（以下「専攻」という）及び生産システム工学教育プログラムの単位認定（以下「単位認定」という。）並びに専攻及び生産システム工学教育プログラムの修了認定（以下「修了認定」という。）に関し必要な事項を定める。

(単位認定会議)

第2 専攻科目の単位認定会議を専攻単位認定会議、教育プログラムに関する単位認定会議を教育プログラム単位認定会議といい、キャンパス運営会議委員をもって構成する。

2 前項に定める単位認定会議は、原則として1年及び2年の各学年でそれぞれ前期末と学年末の年2回開催する。

3 特別研究に関する議案については、特別研究担当教員により審議する。

(単位の認定)

第3 専攻単位認定会議においては、専攻履修規則第7条に基づき審議し、評点が60点以上と認められた科目について単位を認定する。

2 プログラム単位認定会議においては、教育プログラム履修規則第9条に基づき審議し、評点が60点以上で出席回数が4/5以上と認められた科目について単位を認定する。

3 再評価が実施された科目については、履修登録前に修得した科目に対する「生産システム工学教育プログラム単位の再評価に関する取扱」に従って審議し、基準を満たした科目については教育プログラム単位として認定するが、専攻単位としては認定しない。

(修了認定会議)

第4 修了認定会議は専攻履修規則第8条及び教育プログラム履修規則第11条に基づき実施する。

(修了の判定)

第5 修了認定会議においては、教育プログラム履修規則第11条に定める「修了確認票」により審議する。

2 「修了確認票」の作成、確認は専攻科委員会において行う。

3 全ての修了要件を満たすことが確認された者について、専攻科修了及び生産システム工学

教育プログラム修了と判定する。

- 4 教育プログラム履修規則第7条の規程に基づき、学士の学位の取得（同規則第10条第1項）のみ満たされていない場合、専攻科修了、教育プログラム未修了と判定する。
- 5 前2項の規定にかかわらず、上記専攻科及び教育プログラム修了認定に必要とされる要件の中で、郵便事情等の理由で外部機関の成績証明が確認できなかったもの限り、専攻科委員会が指定する期日までに確認できた場合は、校長は専攻科及び教育プログラムの修了を追加認定できる。
- 6 上記以外については「留年」と判定する。

（修了要件の確認方法）

- 第6 専攻単位認定会議において、学則別表第3に掲げる科目を履修し、専攻履修規則表2に掲げる単位数を修得していることを確認する。
- 2 教育プログラム単位認定会議において、修了確認票により教育プログラム履修規則第10条第1項の各号に掲げる修了要件を確認する。
- 3 専攻科委員会において修了確認票の裏付け資料を確認する。確認に必要な資料は次のとおりである。
 - ①「学修成果・試験の審査」結果の写
 - ②生産システム工学教育プログラム成績表
 - ③特別研究発表会資料、学外発表報告書
 - ④インターンシップ報告書、発表会資料、評価書
 - ⑤学生別修得単位
 - ⑥学習等達成度記録簿

附 則

この申合せは、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この申合せは、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この申合せは、平成25年4月1日から施行し、平成24年度専攻科入学生から適用する。

附 則

この申合せは、平成27年4月1日から施行する。

(4) 履修登録前に修得した科目に対する「生産システム工学」教育プログラム単位の再評価に関する取扱い

平成27年2月17日制定

(趣旨)

第1 「生産システム工学」教育プログラム（以下「教育プログラムという」）1，2年（本科4年及び5年）に相当する期間中に学生が修得する科目について行われる，教育プログラム科目の再評価（以下再評価）について定める。

(再評価の実施)

第2 再評価は，教育プログラムの未修得科目の再評価を希望する専攻科及び本科の学生に対して実施する。

2 再評価は，以下の場合について行うことができる。

(a) 教育プログラムに掲げられた科目群に相当する科目で教育プログラムの合格基準60点と異なる合格基準で修得した科目を本校のプログラム単位として認める場合

(b) 学習・教育到達目標の達成度評価において，JABEE基準の対応に相違のある修得科目を，シラバス等により同等と確認できる本校の教育プログラムに掲げられた科目として評価の対象とする場合

3 再評価は，学科会議の審議を経て実施の可否を決定する。

4 再評価を行う科目は，全ての教育プログラム科目（講義，演習，実験実習など）とする。

5 再評価の回数は，3回までとする。

6 再評価教科担当教員は，必ずしも希望学生が受講したときの担当教員でなくてもよい。

(評価の内容)

第3 講義についての再評価はレポートに加え，口頭試問あるいは筆記試験を実施し，それぞれ60点以上の評価をもって合格とする。

2 演習，実験実習等についての再評価は，シラバスより実施内容および合格基準に同等性が認められる場合，合格とする。必要に応じて演習，実験又は実習を実施し，レポートまたは口頭試問において60点以上の評価をもって合格する。

3 最低学習保証時間を満たさない場合は，不足分の補講を実施する。

(再評価報告書)

第4 再評価を実施した担当教員は，再評価報告書を作成し，学科会議の審議を経て，学務課学務係に提出する。

2 再評価報告書には合否を明記し，レポート，（シラバス），口頭試問または筆記試験等の必要な各資料を添えるものとする。

(再評価の認定)

第5 提出された再評価報告書に基づいて，専攻科委員会及び教育プログラム単位認定会議において単位認定を審議する。

2 審議の結果，教育プログラム単位として承認された科目は，校長が認定する。

附 則

この取扱いは，平成27年4月1日から施行する。

(5) 熊本高等専門学校八代キャンパスインターンシップ実施要項

平成22年2月16日制定

(趣旨・目的)

第1 この要項は、熊本高等専門学校八代キャンパスの学生一人一人の勤労観、職業観を育てるキャリア教育の一環として実施するインターンシップ(校外実習をいい、以下「実習」という。)について必要な事項を定める。

2 前項の実習は、在学中に産業界及び公共機関等において、自らの専攻又は将来のキャリアに関連した就業体験を行うことを目的とする。

(実習時期等)

第2 実習は、原則として本科の第4学年、第5学年又は専攻科在籍中において行う。

2 実習の時期は、原則として長期休業期間中とし、期間は5日以上とする。

(経費)

第3 実習に要する経費は、原則として実習に参加する学生の負担とする。

(計画)

第4 実習は、各学科長又は専攻長が計画し、校長の許可を得て行うものとする。

2 実習計画に関しては、教務委員会、専攻科委員会及びキャリア開発室が補助業務を行うものとする。

(実施)

第5 各学科及び専攻に、実習担当教員を置く。

2 実習担当教員は、学科長又は専攻長の指示を受け、実習に関連する業務を行うものとする。

(実習中の災害等)

第6 実習中に災害等の事故があった場合は、実習担当教員は、校長及び学科長又は専攻長に報告するものとする。

2 実習担当教員は、当該学科長又は専攻長と協議のうえ、必要な措置を講ずるものとする。

(提出書類等)

第7 実習担当教員は、実習を終了した学生に次に掲げる書類を提出させるものとする。

(1) インターンシップ証明書(別紙様式1)

(2) 実習報告書(別紙様式2)

2 実習を終了した学生は、実習の報告会を行うものとする。

(単位認定)

第8 学科長又は専攻長は、第7第1項各号及び同第2項により評価を行い、校長に報告するものとする。

2 校長は、合格と評価された実習については、本科学生はインターンシップ、専攻学生はインターンシップⅠ・Ⅱの単位として認定する。

(「生産システム工学」教育プログラムの修了要件)

第9 「生産システム工学」教育プログラムの修了要件として必要な実習期間は、移動日及び休業日を除き、のべ14日間以上とする。

(事務)

第10 実習に関する事務は、学務課学務係において処理する。

(雑則)

第11 この要項に定めるもののほか、実習に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成26年7月22日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

(別紙様式1)

熊本高等専門学校八代キャンパス インターンシップ証明書

実習学生	科・専攻 年 番 氏名	
実習先	[機関名]	
	[所在地]	
	Tel : Fax :	
実習担当者	[氏名] [職名]	
実習期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (実働 日間) (休業日を除く)	
実習テーマ	※仕事のテーマをお願いします。	
実習内容	※作業内容を記述願います。	
総合所見 (実習状況等)	※学生の実習状況を簡単にまとめて下さい。	
評 価 ※右の番号に○を付けてください。		十分 ⇄ 普通 ⇄ 不十分
質問①	工学の基礎となる数学や物理, 情報技術などの基本的な知識が身についているか?	5 -- 4 -- 3 -- 2 -- 1
質問②	与えられた仕事の内容と, 全体における位置づけを理解しているか?	5 -- 4 -- 3 -- 2 -- 1
質問③	協調性を持ちながら責任を持って作業を遂行できたか?	5 -- 4 -- 3 -- 2 -- 1
質問④	社会参加への意欲と関心が感じられたか?	5 -- 4 -- 3 -- 2 -- 1
質問⑤	社会人となるための必要なマナーは身についているか?	5 -- 4 -- 3 -- 2 -- 1

上記の通り実習を終了したことを証明します。 平成 年 月 日

証明者 機関名

(部署名)

氏 名

印

(別紙様式2)

<p style="text-align: center;">熊本高等専門学校八代キャンパス</p> <p style="text-align: center;">インターンシップ 報告書</p> <p style="text-align: center;">所 属： 科・専攻 学 年： 年 番 コース： 氏 名：</p> <p>1. 実習先の概要・業務内容等</p> <p>〔機関・部署〕</p> <p>〔所在地〕</p> <p>〔会社概要・主な業務〕</p> <p>2. 実習概要</p> <p>〔テーマ〕</p> <p>〔実習日程と内容〕 期間：平成 年 月 日 ～ 平成</p> <p>年 月 日（実働 日間）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">日付</th> <th style="width: 15%;">曜日</th> <th style="width: 20%;">実習時間</th> <th style="width: 50%;">実習内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">/</td><td></td><td style="text-align: center;">： ～ ：</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">/</td><td></td><td style="text-align: center;">： ～ ：</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">/</td><td></td><td style="text-align: center;">： ～ ：</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">/</td><td></td><td style="text-align: center;">： ～ ：</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">/</td><td></td><td style="text-align: center;">： ～ ：</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">/</td><td></td><td style="text-align: center;">： ～ ：</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>3. 実習の具体的な内容および成果</p>	日付	曜日	実習時間	実習内容	/		： ～ ：		/		： ～ ：		/		： ～ ：		/		： ～ ：		/		： ～ ：		/		： ～ ：		<p>4. インターンシップを通じて学んだことや気付いたことを書きなさい。</p> <p>①参加する前に考えていた実習内容や様子，実習を通じて学びたいと考えていたこと</p> <p>②実習を通じて特に印象に残ったことや勉強になったこと</p> <p>③今後の生活や学習，進路を考える上での目標点や改善点</p> <p>5. まとめ，謝辞</p>
日付	曜日	実習時間	実習内容																										
/		： ～ ：																											
/		： ～ ：																											
/		： ～ ：																											
/		： ～ ：																											
/		： ～ ：																											
/		： ～ ：																											

- (1) 学生諸君は，実習終了後に本書類を作成し，担任へ提出してください。
- (2) 本報告書は，次年度の4年生に見本として公開します。

6. 教務（履修等）

（1）はしがき

本校専攻科は、高等専門学校の特設課程における教育の基礎の上に、精深な程度において、工業に関する高度な専門的知識及び技術を教授研究し、広く産業の発展に寄与する人材の育成を目的としています。平成21年10月に熊本電波高専と八代高専が熊本高専に高度化再編されたのに伴い、専攻科は電子情報システム工学専攻と生産システム工学専攻の2専攻からなる熊本高専専攻科に統合されています。

高専の学科は学年制ですが、専攻科は大学と同じ単位制である点が学科とは大きく異なりますので注意が必要です。このため、授業科目の履修計画にあたって、不明な点や疑問点は各教員及び学務課にたずねたり相談するなどして、履修に万全を期してください。

なお、生産システム工学専攻に関する諸規則等については、「5. 生産システム工学専攻および「生産システム工学」教育プログラムの履修に関する規則等」が適用され、ここで説明するものの他は、熊本高専学科の諸規定等が準用されることに注意してください。

（2）修業年限、修了のための修得単位等

専攻科の修業年限は2年です。ただし4年を超えて在学することはできません。（学則第58条）

また、休学期間は通算して2年を超えることができません。なお、休学の期間は上の修業年限及び在学期間には算入されません。（学則第63条）

専攻科を修了するためには、2年以上在学して、62単位を修得しなければなりません。（学則第64条）

その内訳は下表のとおりです。（「熊本高等専門学校専攻科生産システム工学専攻の授業科目の履修等に関する規則（以下「履修規則」と記す）第9条第2項、表2）

専攻	修了に必要な修得単位数		
生産システム工学専攻	必修	52	計 62
	選択	10	

（3）授業科目、単位

専攻の授業科目（教養科目、各専攻の専門科目）及び単位数は、教育課程の各表（P. 7～8）に示すとおりです。

授業は、講義、演習、実験・実習のいずれか又はこれらの併用により行われますが、1単位の履修時間は、教室及び教室外を併せて45時間とし、次の基準により計算されます。

（履修規則第2条）

1) 講義については、15単位時間をもって1単位とする。

この場合、1時間の講義に対して、教室外における2時間の学習が必要であることが考慮されています。

2) 実習、演習については、30単位時間をもって1単位とする。

この場合、2時間の演習に対して、教室外における1時間の学習が必要であることが考慮されています。

3) 実験については、45単位時間をもって1単位とする。

実験・実習は、実験室、実習室等で行なわれるので、教室外における学習は考慮されません。

なお、1単位時間は標準50分です。

(4) 履修科目の申告

授業科目の履修にあたっては、学期（前期・後期）当初の所定の期日までに『受講申告書』を学務課学務係へ提出してください。

(5) 試験、成績の評価

定期試験は、原則として前期末及び学年末に行われますが、授業科目によっては、平常の試験又はレポート等をもって定期試験に代える場合があります。なお、各学期末の試験の実施期間及び試験時間割等については、その都度掲示により通知します。

成績の評価は、試験の成績、平常の成績、出席状況等を総合して行われ、下表の評点又は標語で表されます。

◎成績の評価(評点, 評語)

評 価	評 点	100~80	79~70	69~60	59~0
	評 語	A	B	C	D
		合 格			不 合 格

合格した科目については、所定の単位が与えられます。

なお、既に修得した単位の取り消し及び成績の更新はできません。

(6) 追試験

病気、忌引き、その他やむを得ない事由で試験を受験できなかった場合は、当該授業科目担当教員の承認を得たうえで『追試験受験願』を学務課学務係へ提出することで、追試験を受けることができます。

(7) 欠課

欠課時数の取り扱いに関しては、以下の通りとします。

1) 授業に出席しなかった場合は、時間ごとに欠課とします。

2) 成績は実施時数の4/5以上の出席をもって認定します。ただし、実施時数の

- 1 / 3 を越えて欠席した科目の成績は認定しません。
- 3) 欠課のうち、次の各号の一に該当するもので、実施時数の 1 / 5 を越え 1 / 3 以内の講義時数分は補講を受講することができます。
- (ア) 学則第 29 条による出席停止
 - (イ) 忌引 (学生準則第 14 条による。)
 - (ウ) 天災又は事故等による交通遮断
 - (エ) 進路に関する試験
 - (オ) 文化活動、体育活動として、学校又は公的団体を代表しての参加
 - (カ) その他校長が必要と認めたもの
- 4) 学則第 54 条に基づく欠課については、専攻科委員会に諮り、補講の許可を受けた科目を受講することができます。
- 5) 補講を実施した場合、担当教員は補講完了報告書を提出します。

(8) 再履修

修得し得なかった授業科目のうち修得する必要がある授業科目は、原則として次年度に再履修することになります。再履修する場合も、前述の履修科目の申告によって改めて受講申告の手続きを行ってください。(4)履修科目の申告を参照)

ただし、当該授業科目担当教員が認めた場合に限り、再履修を省略して試験等により単位認定することがあります。

(9) サマーレクチャー、大学（放送大学を含む）の科目履修

夏季休業期間中に九州内の高専で実施しているサマーレクチャーで修得した単位や単位互換協定を締結した大学（熊本大学工学部）および放送大学で修得した単位は特別実習セミナー（学外単位）として 2 単位を上限として修得単位数に含めることが可能です。

上記の科目を希望する者は、履修を希望する高専・大学に対して所定の履修手続きをとり、単位を修得することができます。

1) 受講科目

受講する科目は、サマーレクチャー、大学（放送大学を含む）で開講されている科目の中から自由に選択できますが、学位授与機構の定める要件を満たすように履修してください。

2) 修得単位の認定

大学（放送大学を含む）で履修し修得した単位は、『大学等における学修単位認定申請書』（学務課学務係へ請求する）を校長に提出し所定の審議を経て、専攻科における授業科目の履修とみなして、単位の修得が認定されます。

なお、他大学・高専の科目を履修する場合は、事前に専攻科委員に相談してください。

3) 受講手続き

(ア) サマーレクチャー

開講されるテーマの中から受講するものを選択し、学務課学務係を通して開講す

る高専に申し込みます。

(イ) 熊本大学工学部

年度当初に専攻科委員、学務課学務係と相談し、手続きを行ってください。

(ウ) 放送大学

放送大学の科目を受講するためには、放送大学への入学手続きと受講科目の科目登録申請（1学期の受講については2月、2学期の受講については8月）が必要で、必要経費は下記のとおりです。

入学料（選科履修生） 9,000円

〃（科目履修生） 7,000円

授業料（1単位あたり） 5,500円

(10) 学位取得

学位は「大学評価・学位授与機構」という組織によって与えられます。学位の取得方法としては2つの方法があり、これまでは「(a)学修成果の審査と試験による方法」でしたが、平成27年度から「(b)特例認定措置による方法」での方法に移行しています。ただし、学位の専門分野によっては、(a)の方法に従う場合もありますので、特別研究の中で確認しておくようにして下さい。それぞれの書類については、時期を見てガイダンスを行う予定にしていますが、「大学評価・学位授与機構」のホームページでも確認しておくようにして下さい。

(a) 学修成果の審査と試験による方法（平成26年度まで）

学士の学位の授与を受けようとする者は、学位規則第6条第1項の規定に基づく学士の学位の授与に関する規則（平成16年1月14日）に基づき、「大学評価・学位授与機構」の定める様式に従って、学修成果（レポート）等の必要書類を10月上旬に「大学評価・学位授与機構」に提出し、「大学評価・学位授与機構」の行う学修成果（レポート）の審査及び試験に合格することが必要です。

審査及び試験に合格した学生には「大学評価・学位授与機構」より学士の称号が授与されます。学修成果の提出期日を厳守して下さい。

学位授与要件の詳細や申請に必要な事項については、専攻科学生便覧に示すとともに、別途ガイダンスを実施していますが、疑問等があればいつでも遠慮なく専攻科委員に問い合わせして下さい。

① 高等専門学校卒業生

② 学位授与機構の認定する高専専攻科において、下記の単位を修得している者
イ. 2年以上にわたり、62単位以上を修得していること。

ロ. 専門の科目を体系的に履修していること。

（参考：本校のカリキュラムは、専門の科目を体系的に履修できます。）

③ 学位授与機構の行う学修成果（レポート）の審査及び試験に合格すること。

④ 学位授与申請に必要な下記の書類（新しい学士への途—平成23年度版—参照）

(1) 学位授与申請書

(2) 卒業証明書（本科）（基礎資格を有する者である旨の証明書）

- (3) ①単位修得状況申告書
 - ②単位修得証明書（修得した機関毎に作成したもの）
- (4) 学修成果のレポート及び要旨（書式は「学士への途」に記載されています）
- (5) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書
- (6) 受験票，写真票
- (7) その他審査手数料領収原符・領収証書，判定結果通知用封筒，受験票送付用封筒

学修成果のレポートおよび学位試験の評価結果については，例年2月中旬に本人宛に文書で通知されます。学位の取得は，教育プログラムの修了要件ですので，試験結果が判明したら必ず専攻科委員または指導教員に通知文書（コピー可）を提出して下さい。

(b) 特例措置による方法

生産システム工学専攻のカリキュラムは，「機械工学・電気工学・情報工学・土木工学・建築学・生物工学」の各専門工学について，学位規則第6条第1項の規定に基づく学士の学位の授与に係る特例に関する規則（平成26年4月1日）に基づく審査に合格しており，所定の単位の修得と学修総まとめ科目（特別研究Ⅱ）の合格により，学位授与機構からの学位が授与されることになりました。この申請においては，いくつかの条件がありますが，それらについてはガイダンス時に説明します。また，スケジュールとしては，次のようになっています。

【専攻科2年】 10月 「学修総まとめ科目の履修計画」ほか，各書類
2月 「学修総まとめ科目の成果の要旨」ほか，各書類

特に注意をすべき点は，専門科目の修得単位数です。4月のガイダンス時に履修計画を検討する際に注意するようにして下さい。

7. 学生生活

(1) 熊本高等専門学校専攻科生産システム工学専攻学生準則

平成22年2月16日制定

平成25年2月12日一部改正

第1章 総則

(趣旨)

第1条 学生は、学則、学生準則、学生心得その他の規則を遵守し、本校学生としての本分を全うするように常に心がけなければならない。

第2章 誓約書及び保証人

(誓約書)

第2条 入学を許可された者は、所定の期日までに誓約書を校長に提出しなければならない。

(保証人)

第3条 保証人は独立の生計を営む成年者で、次の各号に該当しない者でなければならない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられた者
- (2) 破産者でいまだ復権しない者
- (3) 成年被後見人及び被保佐人

(保証人の住所変更)

第4条 保証人の住所に変更を生じたときは、すみやかに保証人変更届を校長に届け出なければならない。

(保証人の変更)

第5条 保証人の死亡・失格又は変更を生じたときは、新たに保証人を定めて保証人変更届を校長に届け出なければならない。保証人が氏名を変更した場合も同様式により校長に届け出るものとする。

第3章 学生証

(学生証の携帯)

第6条 学生は、専攻第1学年の初めに学生証の交付を受け、常時携帯し、本校教職員、警察官、鉄道職員、青少年補導関係者等の請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。

(返納)

第7条 学生証は、その有効期間を終了したとき又は修了・退学するときは、直ちに校長に返納しなければならない。

(再交付)

第8条 学生証を紛失し又は毀損したときは、すみやかに紛失理由書を添え、校長に届け出て再交付を受けなければならない。

(貸与等の禁止)

第9条 学生証は他人に貸与又は譲渡してはならない。

第4章 休学，退学，欠席等

(休学)

第10条 学生は，疾病その他の事由により，引き続き45日以上修学することのできないときは，休学願を専攻の担当教員を経て校長に休学を願い出て，その許可を受けなければならない。

2 前項により休学を希望する場合は，休学願に次の書類を添付しなければならない。

- (1) 疾病のために休養を要する場合は，医師の診断書又は罹患証明書
- (2) 海外の教育施設において修学する場合は，受入れ先機関等の証明書
- (3) 経済的な理由において休学する場合は，事情を証明する書類
- (4) 学生が自発的に社会に貢献する活動に参加する場合は，活動団体等の発行する証明
- (5) その他，修学上特に校長の承認を得る必要がある場合には，理由書，専攻の担当教員の意見書及び保護者等の意見書等

(復学)

第11条 休学した者が，休学の事由がなくなったことにより復学しようとするときは，復学願を専攻の担当教員を経て校長に願い出て，その許可を受けなければならない。この場合疾病により休学していた者は，医師の診断書を添えなければならない。

(退学)

第12条 学生が退学しようとするときは，退学願を専攻の担当教員を経て校長に願い出て，その許可を受けなければならない。

(住居変更・改氏名等)

第13条 学生が住居を変更したときは，すみやかに住所変更届を専攻の担当教員を経て校長に届け出なければならない。

2 学生は氏名の異動があったときは，戸籍抄本を添えて学生身上異動届を専攻の担当教員を経て校長に届け出なければならない。

(忌引)

第14条 父母近親の喪に服するときは，忌引願を専攻の担当教員を経て校長に願い出て，その許可を受けなければならない。

2 忌引の期間は，次のとおりとする。

- | | |
|--------------------------------|----|
| (1) 血族の1親等 (父母等) | 7日 |
| (2) 血族の2親等 (祖父母・兄弟・姉妹等) | 3日 |
| (3) 血族の3親等 (伯叔父母・曾祖父母等) | 1日 |
| (4) 配偶者 | 7日 |
| (5) 姻族の1親等 (妻あるいは夫の父母等) | 3日 |
| (6) 姻族の2親等 (妻あるいは夫の祖父母・兄弟・姉妹等) | 1日 |

第5章 服装等

(服装)

第15条 学生は登校時には制服を着用しなければならない。ただし，4・5年生及び専攻科生については，制服以外の服装の着用を認めるものとする。

2 服装については、本校学生としての品位を損なわないように留意しなければならない。

第6章 健康及び安全

(健康診断)

第16条 学生は、常に衛生に留意し健康保持に努め、定期又は臨時の健康診断を受けなければならない。

(治療の命令)

第17条 校長は、必要に応じて、学生に治療を命ずることがある。

(災害防止)

第18条 学生は常に安全に留意し、火災および交通事故の災害防止に努めなければならない。

第7章 学生会等

(学生団体結成)

第19条 学生が、本校の学生をもって会員とする団体を結成しようとするときは、指導教員を定め、学生団体結成願に団体の規約並びに指導教員及び会員の名簿を添え、代表者2名以上の署名のうえ、専攻長、学生主事を経て校長に提出して、その許可を受けなければならない。

(学生団体の解散)

第20条 前条の団体の行為が本校の目的に反すると認められるときは、校長がその解散を命ずることがある。

(校外団体加入)

第21条 学生が、校外団体の行う活動に参加しようとするときは、校外団体加入願に当該校外団体の目的、規約及び役員に関する事項を記載した文書を添え署名のうえ、専攻長、学生主事を経て校長に提出して、その許可を受けなければならない。なお、1年以上にわたるときは1年ごとに改めて同様式により継続願を出さなければならない。

(校外団体加入取り消し)

第22条 前条の校外団体の行為が、本校の目的に反すると認められるときは、校長はその承認を取り消すことがある。

第8章 印刷物の発行・配布及び販売

(印刷物の発行・配付及び販売)

第23条 学生が、校内又は校外において雑誌、新聞、パンフレットその他の印刷物を発行または配布あるいは販売しようとするときは、当該印刷物の原稿又は現物を添え事前に印刷物発行・配付及び販売願により、専攻長、学生主事に願い出て校長の許可を受けなければならない。

第9章 掲示・放送

(掲示・放送)

第24条 学生が、校内外においてビラ、ポスター類を掲示しようとするときは、掲示許可願に当該掲示物を添え、専攻長、学生主事の承認を受けなければならない。なお、校

内においては指定した場所に掲示しなければならない。

- 2 放送の場合も前項に準ずる。
- 3 この規定に従わない掲示物は、学生主事の指示により撤去する。

第10章 施設、設備の使用

(施設・物品等の使用)

第25条 学生及びその団体が、本校の施設・設備備品を使用しようとするときは、施設・設備・備品等使用願を専攻長を経て、校長に提出して、その許可を受けなければならない。ただし、日常その使用を認められた施設・設備備品については、この限りではない。

附 則

この準則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この準則は、平成25年4月1日から施行する。

(2) 熊本高等専門学校専攻科生産システム工学専攻学生心得

1. はじめに

この心得は、本専攻学生がよくその本分を認識し、専攻科2年間の学生生活を有意義に送るための指針を示すものである。

学生は、学則、学生準則その他の規則を遵守すると共に、よくこの心得を熟読し、諸注意、諸事項等に留意、励行すること。また、在学中は、つねに本校学生としての自覚と誇りをもって行動し、自主・自立精神を養い、豊かな知識と教養を身につけ、心身共に健全な人格形成に努力されたい。

2. 一般心得

- (1) 学生は、互いの人格を重んじ、相手の立場をよく理解、尊重し、友人間にあっては、常に友愛と協調の精神をもって接すること。
- (2) 学生は、常に規則正しく、規律ある生活を心掛け、あらゆる機会を利用して、積極的に心身の鍛練と健康の増進に努めること。
- (3) 学生は、充実した有意義な生活を送るため、常に目標を持ち、研究心、探求心を培い、学習や課外活動等に積極的に取り組むこと。
- (4) 学生は、自ら進んで、図書館等での読書や学習を行い、幅広い知識や教養を身につけると共に、自己啓発、自己研鑽に努めること。

3. 校内心得

- (1) 毎日余裕をもって登校し、始業時刻に遅れないように注意すること。
(遅くとも始業10分前までの登校を心掛けること。)
- (2) 常に教室内外の美化に心掛け、ゴミは、所定のゴミ箱に入れるか、各自持ち帰ること。

- (3) 金額の多寡に関係なく、学生間での金銭の貸借をしないこと。
- (4) 校内では、高声、放歌等他に迷惑を及ぼす行為を慎むこと。

4. 礼儀

- (1) 来客、教職員、目上に対しては、正しく挨拶し、礼を失することのないよう心掛けること。
- (2) 学生間においても、互いに礼儀正しく、学生らしい態度、言動を心掛けること。

5. 風紀

- (1) 校内、校外を問わず、常に本校学生としての品位を保ち、いやしくも学校の体面を汚すような行為をしないこと。
- (2) 異性間の交際には特に注意し、他人から誤解を受けないよう心掛けること。
- (3) 学生は飲酒、喫煙について慎み、校内においてはしないこと。
- (4) 学生は、パチンコ店、マージャン屋、ダンスホール等風俗営業を行っている施設あるいはその他の成人向け娯楽施設等へは、妄りに出入りしないこと。

6. 服装

(省略)

7. 下宿生の心得

- (1) アパート・下宿等での生活は不規則になりやすいので、常に規則正しい生活を心掛け、隣人や家主さん等に迷惑を掛けないよう、十分注意すること。
- (2) 部屋の整理・整頓、清掃を励行し、常に清潔に保つよう心掛けること。
- (3) 電気器具等の取り扱いには十分注意し、常に災害防止に心掛けておくこと。
- (4) 友人を部屋に入れる時は、家主さんの了解を得ること。また、友人と夜遅くまでゲームをしたり、騒ぐ等、他の人に迷惑を掛ける行為は、厳に慎むこと。
- (5) 保護者との連絡を密にし、外泊する場合は、必ず、家主さんや保護者にその旨連絡しておくこと。
- (6) 毎日の学習時間をできるだけ多く確保すると共に、目標を立てて勉学に励むこと。
- (7) アパート・下宿等を変更した場合は、速やかに、専攻の担当教員を経て学生生活支援係へ届け出ること。

8. アルバイト

- (1) アルバイトを行うに当たっては、学業や心身の発達に支障をきたさないように、労働条件や労働環境等について、事前によく調査しておくこと。
- (2) 次のようなアルバイトは望ましくない。
 - ① 車両の運転、高所での屋外作業、高電圧や危険物の取り扱い等、危険を伴うもの。
 - ② ギャンブル場、バー、マージャン屋、パチンコ店等、教育上好ましくないところでのもの。
 - ③ 農薬、劇薬等、人体に有害な薬品を扱うもの。
 - ④ 深夜に及ぶ作業のもの。

9. 車両の使用

(省 略)

(注) 専攻科生については、「熊本高等専門学校専攻科生産システム専攻学生の車両による通学に関する内規」を適用

10. 旅 行

(省 略)

11. 公共物の取扱い

- (1) 公共物は、みんなが使用するものであるので、大切に扱うこと。また、節約等にもよく心掛けて使用すること。
- (2) 施設・設備等を破損又は汚損した場合は、速やかに校舎・校具破損届を学生係へ提出して、必要な指示を受けること。
- (3) 教具等を使用する場合は、必ず事前に、責任教員等の許可を得ること。
- (4) 女子ロッカーは、学生係で貸与するので、希望者は、学生係へ申し出ること。
なお、男子ロッカーはオープン式とする。貸与されたロッカーは、大切に使用し、故意に破損させたり、不衛生にならないよう留意して使用すること。

12. クラブ活動

(省 略)

13. 掲示

学生への通知等は、掲示で行うので、登下校の際は、必ず掲示板を見ること。

14. 諸手続き

学生準則やその他の諸規定に定められている諸手続き等は、別表「諸手続き一覧」とおりである。期限に遅れたり、忘れたりすることのないことは勿論、各手続きに関する規則に従って、日頃からよく注意しておくこと。

別表 諸手続き一覧

1. 交付を受けるもの

種 類	時 期	係	備 考
学 生 証	専攻科1年	学務係	
○在学証明書	必 要 時	〃	必要日の3日前までに申し込むこと
○成績証明書	〃	〃	〃
○学 割 証	〃	学生係	〃
○通学証明書	〃	〃	〃

(注) ○印のものは、予め「証明書交付願」を担当の係へ提出して、交付を受けること。

2. 届出をするもの

種 類	時 期	係	備 考
保証人住所変更届	変 更 時	学務係	専攻の担当教員を経由すること
保 証 人 変 更 届	〃	〃	〃
住 居 変 更 届	〃	〃	〃
学生身上異動届	〃	〃	〃
旅 行 届	一週間前	学生係	〃
校舎・校具破損届	その都度	〃	〃
奨学生進学届	入 学 時	〃	〃
奨学生異動届	その都度	〃	〃
携帯電話校内持込届出書	〃	〃	〃

3. 願出をするもの

種 類	時 期	係	備 考
学生証再発行願	その都度	学務係	専攻の担当教員を経由すること
休 学 願	〃	〃	〃
復 学 願	〃	〃	〃
退 学 願	〃	〃	〃
忌 引 願	〃	〃	〃
受 講 申 告 書	指定期日	〃	〃
修得単位認定願	〃	〃	〃
追 試 験 受 験 願	〃	〃	〃
再 試 験 受 験 願	〃	〃	〃
授業料免除・徴収猶予 申請書	指定期日	学生係	
原動機付自転車 通学使用許可願	〃	〃	専攻の担当教員を経由すること
通学用自転車使用許可願	その都度	〃	〃
通学用自動車使用許可願	指定期日	学務係	〃
学生団体結成願	その都度	学生係	〃
校外団体加入願	〃	〃	〃
集会・行事許可願	1週間前	〃	〃
施設・設備等使用許可願	3日前	〃	〃
印刷物発行・配布及び販売願	〃	〃	〃
掲 示 許 可 願	〃	〃	〃
対外試合等許可願	〃	〃	〃
奨 学 金 申 込 書	指定期日	〃	
入 寮 願	〃	寮務係	専攻の担当教員を経由すること
退 寮 願	その都度	〃	〃

(3) 熊本高等専門学校専攻科生産システム工学専攻学生の車両による通学に関する内規

平成22年2月16日制定

平成25年2月12日一部改正

平成27年3月17日一部改正

(目的)

第1条 この内規は、学生の交通法令違反及び交通事故を防止し、あわせて安全運転の徹底と交通徳の高揚を図るとともに、学生生活を保護することを目的とする。

(条件)

第2条 通学に使用できるものは、原動機付自転車（以下「原付」という。）、自転車及び4輪自動車に限る。

2 原付については、次に掲げる条件を満たさなければならない。

- (1) 総排気量は50cc未満であること。
- (2) 本校からの直線距離が3km以上であること。
- (3) 自動車任意保険（対人・対物共に無制限）に加入していること。
- (4) 運転記録証明書を提出すること。
- (5) 昨年度以降に違反・事故歴がないこと。
- (6) 交通規則・校則を守り、学校で決められた安全運転講習会に出席する意志があること。
- (7) マフラーを改造していないこと。

3 自転車については、許可条件を次のとおりとする。

- (1) 2重ロックをすること。
- (2) 雨天時はレインコート等を着用し、傘さし運転はしないこと。
- (3) 自転車任意保険に加入していること。

4 4輪自動車については、次に掲げる条件を満たさなければならない。

- (1) 自動車任意保険（対人・対物共に無制限）に加入していること。
- (2) 本校から直線距離が4km以上であること。
- (3) 運転記録証明書を提出すること。

(許可)

第3条 原付、自転車及び4輪自動車を通学に使用する者は、保護者が連署した別紙第1号様式、別紙第2号様式又は別紙第3号様式による許可願を学務係に提出し、校長の許可を得なければならない。

2 原付及び自転車の使用を許可した場合は、当該原付及び自転車の使用許可を証明するステッカーを交付する。また、4輪自動車の使用を許可した場合は、当該4輪自動車の使用許可を証明する入講許可証を交付する。

3 ステッカーの有効期限は、原付についてはその年度限り、自転車については、許可された者の在学期間とする。また、4輪自動車の有効期限は最長でその年度限りとし、駐車スペースの事情により短縮することがある。

4 ステッカーは、許可された原付又は自転車の後輪泥よけに貼付しなければならない。また、入講許可証は校内駐車中4輪自動車のダッシュボードの上に置くように

しなければならない。

5 ステッカー又は入講許可証を紛失又は破損した場合は、速やかに学務係に届け出なければならない。

(義務)

第4条 本校学生は、原付、自転車及び4輪自動車の使用に際して、道路交通法令を遵守するほか、次の事項を守らなければならない。

- (1) 原付については、ヘルメットを必ず着用しなければならない。
- (2) 校内に駐車するときは、所定の駐車場に駐車し、施錠しなければならない。
- (3) 許可された原付、自転車及び4輪自動車を他人に使用させてはならない。
- (4) 校内を運行するときは、校内運行区域を守り、徐行しなければならない。
- (5) 学校周辺の道路上及びこれに近接した空地に駐車してはならない。
- (6) 相乗りでの登校は許可しない。

(取消)

第5条 許可を受けた者が、第3条又は第4条の規定に違反したときは、使用許可を取り消すことがある。

(届出)

第6条 学生が、交通法令に違反したとき、又は交通事故に関係したときは、速やかに専攻科担当教員に届け出なければならない。

第7条 学生は、第2条の規定により許可を受けた原付、自転車及び4輪自動車の使用をやめるとき、又は許可にかかる事項を変更したときは、速やかに学務係に届け出なければならない。

附 則

この内規は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

平成 年度 原動機付自転車 通学使用許可願

提出日 平成 年 月 日

熊本高等専門学校長 殿

学 科	工学科 工学専攻	学 年	年
(ふりがな) 氏 名			
現 住 所			
保 護 者	(署 名)		
学 級 担 任	(署 名)		

下記の原動機付自転車で通学したいので、許可をお願いします。許可を受けた後は交通規則を守り、かつ校則や許可条件に違反することのないよう誓います。学校で決められた安全運転講習会に出席します。

また、万一事故が発生した場合は保護者において一切の責任を負うことを誓います。

原動機付自転車での通学許可を願ひ出る理由							
車 両 情 報							
登録ナンバー	登録市町村	文 字	番 号 (右づめで記入)				
車 種 (メーカー・車名)				色			
車体番号							
登録者氏名 (本人との続柄)	続 柄 ()						
提出・提示書類 (☑を入れて下さい)	<input type="checkbox"/> 運転記録証明書 (提出) <input type="checkbox"/> 免許証 (提示)、 <input type="checkbox"/> 自賠責保険証書 (提示)、 <input type="checkbox"/> 任意保険証書 (提示)						

裏面の通学経路地図も記入

専攻科通学用自動車使用許可願

平成 年 月 日

熊本高等専門学校長 殿

専攻 年

氏 名 (署名) (歳)

現 住 所

保護者氏名 (署名)

専攻科担当教員 (署名)

下記のとおり自動車で通学したいので、保護者連署の上許可をお願いします。許可を受けた後は交通規則を守り、かつ、校則や許可条件に違反することのないよう誓います。

また、万一事故が発生した場合は、保護者において一切の責任を負うことを誓います。

記

車名及び特徴			
登録ナンバー		車体番号	
登録者氏名		本人との続柄	
通学区間(距離)	から 高専 まで (km)		
自賠責保険有効期間	平成	年	月 日 まで
任意保険有効期間	平成	年	月 日 まで
(提出理由)			

※(注意事項) 許可条件に違反した者は、許可を取り消すことがある。

使用許可願は、毎年度提出するものとする。

免許証及び自賠責並びに任意保険のコピーを添付すること。

運転記録証明書を添付すること。

※相乗りでの登校は許可しない。

(4) 熊本高等専門学校学生表彰規則

(趣旨)

第1条 熊本高等専門学校学則第53条の規定に基づく、本校学生で模範となる行為があった者の表彰は、この規程に沿っておこなう。

(表彰の種類・基準等及び表彰対象者)

第2条 表彰の種類及びその基準並びに推薦者、表彰時期、表彰内容は次の表に掲げるとおりとする。

(表彰の手続き)

第3条 表彰の可否は、教務、学生及び寮務の各委員会並びにキャンパス運営会議の議を経て校長が決定する。

(表彰の記録)

第4条 表彰された者は、広報誌等により全学生に公示する。

(その他)

第5条 この基準に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

ただし、平成21年度以前の在校生に関して経過措置が必要なものについては、卒業時まで旧基準を適用する。

◎ 熊本高等専門学校学生表彰の実施に関する申合わせ (抜粋)

表 彰 名	表 彰 基 準	推 薦	表 彰	表彰時期	備 考
特別優秀賞	特別研究の成果が優秀で、かつ人物、生活態度等が良好な者のうち、原則として専攻科修了生のうち、各専攻から1～2名	専攻科長	表彰状 記念品	修了式	
奨励賞	ア 別に定める資格及び認定・検定試験等の合格者、又はこれに準ずる者	担任	表彰状	修了式	
	イ 学会等で優れた発表を行った者	指導教員	表彰状	修了式	
	ウ 校内一斉テスト(定期試験、中間試験を除く。)等で優秀と認められた者	授業科目 担当教員	表彰状	修了式	
	エ 学術的なコンクール等において、全国大会で入賞以上、九州大会で優秀な成績を収めた者	指導教員 又は担任	表彰状	修了式	

(5) 熊本高等専門学校八代キャンパス水泳プール使用要項

(趣旨)

第1条 熊本高等専門学校国有財産取扱細則第7条の規定に基づき、熊本高等専門学校水泳プール（以下「プール」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用範囲)

第2条 プールは、次の各号に掲げる場合に使用することができる。

- (1) 正課の授業
- (2) 本校水泳部のクラブ活動
- (3) 学校行事
- (4) 一般の学生及び教職員が使用する場合
- (5) その他校長が特に必要と認めた場合

(使用期間等)

第3条 プールの使用期間及び使用時間は次のとおりとする。ただし、正課の授業として使用する場合はこの限りでない。

1. 使用期間 5月1日から9月30日まで
2. 使用時間 10時から19時まで

(使用手続)

第4条 プールの使用（正課の授業として使用する場合を除く。）を希望する者は、使用責任者を定め、使用許可願（別紙様式）を3日前までに学生係に提出し、校長の許可を受けなければならない。

(鍵の受け渡し)

第5条 使用許可を受けた使用責任者は、学生係で鍵を受取り、使用後は同係に返還しなければならない。ただし、土・日曜、祝祭日及び勤務時間外の場合は、事前に学生係で鍵を受け取るものとする。

(遵守事項)

第6条 プールを使用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 単独（1人）での使用はしないこと。
- (2) プール内に土足で入場しないこと。
- (3) プールの使用前には消毒液で下半身を消毒後、シャワーで消毒液をよく落とし、体を冷水に慣らすこと。
- (4) 準備運動を充分行うこと。
- (5) プールサイドでふざけたり、水泳中危険な行為をしないこと。
- (6) プール内に飲食物を持ち込まないこと。
- (7) 水泳部学生と一般学生が同時にプールを使用する場合は、一般学生は水泳部学生の指示に従うこと。
- (8) プール内で事故が発生した場合は、直ちに臨機の処置をとるとともに、学生係に報告し、その指示に従うこと。
- (9) 使用後はプールサイド等の清掃をし、戸締りを厳重に行うこと。

(使用の禁止)

第7条 次の各号の一に該当する者はプールの使用を禁止する。

- (1) 伝染性疾患のある者及び医師の診断により水泳を禁じられた者。
- (2) この内規その他教職員等の指示に従わない者。

(損害の賠償)

第8条 故意又は重大な過失によりプール及び付帯設備等を損傷した者は、これを原状に回復し、又は原状回復に必要な費用を賠償しなければならない。

(事務)

第9条 プールの使用に関する事務は、学生係において処理する。

附 則

この要項は、平成22年4月1日から施行する。

水泳プール使用許可願

平成 年 月 日

熊本高等専門学校長 殿

使用責任者

(学 生)

工学科 第 学年

(教職員)

科・係

氏 名 (署名)

下記のとおり水泳プールを使用したいので、ご許可くださるようお願いします。
なお使用については「熊本高等専門学校八代キャンパス水泳プール使用要項」に従います。

記

1. 使用者名

2. 使用期間 自 月 日 (曜) 時 分から 時 分まで
至 月 日 (曜) 時 分から 時 分まで

8. 経済援助

(1) 独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料等の免除及び徴収猶予の取扱いに関する規則

独立行政法人国立高等専門学校機構規則第109号
制定 平成24年3月1日

目次

第1章 総則 (第1条―第3条)
第2章 授業料の免除 (第4条―第8条)
第3章 入学料の免除 (第9条―第10条)
第4章 寄宿料の免除 (第11条―第12条)
第5章 授業料及び入学料の徴収猶予 (第13条―第15条)
第6章 補則 (第16条―第19条)
附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則(機構規則第35号)第12条第2項の規定に基づき、独立行政法人国立高等専門学校機構(以下「機構」という。)が設置する高等専門学校(以下「学校」という。)における授業料、入学料及び寄宿料の免除並びに授業料及び入学料の徴収猶予(以下「授業料免除等」という。)の取扱いについて定める。

(適用範囲)

第2条 機構における授業料免除等は、他に特別の定めがある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

2 授業料免除等は、学校の学科及び専攻科の学生(聴講生、研究生及び科目等履修生を除く。)(以下「学生」という。)並びに学科又は専攻科に入学する者(聴講生、研究生及び科目等履修生として入学する者を除く。)(以下「入学者」という。)を対象とする。

(未決定期間内の徴収の猶予)

第3条 授業料免除等の申請に伴う許可、不許可が決定されるまでの間は、その申請に係る授業料、入学料又は寄宿料の徴収を猶予する。

2 前項に基づき、前期にあつて授業料の徴収猶予が認められている場合は、後期の末日まで引き続き徴収猶予を認めることができることとする。

3 授業料に充てることを目的とした支援金等が国等から支給される場合の授業料の徴収猶予については、別に定める。

第2章 授業料の免除

(経済的理由による場合)

第4条 経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者については、当該学生の申請に基づき、学校の選考機関(以下「選考機関」という。)の議を経て、各学校の校長(以下「校長」という。)は、授業料の免除を許可することができる。

2 前項の授業料免除は、年度を前期及び後期の2期に分けた区分によるものとし、当該期分ごとに許可する。

3 第1項の規定により授業料免除の許可を受けようとする者は、校長が定める各期の期限の日までに、次の各号に掲げる必要書類を校長に提出しなければならない。

一 授業料免除申請書

二 経済的理由による納付困難な事情を認定するに足りる、当該学生の学資を主として負担している者(以下「学資負担者」という。)及び学生を含む世帯の所得証明書等(以下「所得証明書等」という。)

三 その他校長が必要と認める書類

4 前項の規定にかかわらず、前期において授業料の免除を申請する者が、後期においても免除申請を予定している場合は、前期の申請に併せて後期の免除申請を行うことができる。

5 免除の額は、原則として各期分の授業料の全額又は半額とする。

(休学又は退学の場合)

第5条 学生が休学を許可され、次の各号の一に該当する場合は、月割計算により休学当月の翌月から復学当月の前月までの授業料を免除することとする。ただし、休学開始日が月の初日である場合にあっては、休学当月から免除することとする。

一 休学許可日が、授業料の納付期限以前である場合

二 授業料の徴収猶予が認められている場合又は月割分納の許可を受けている場合

2 第3条第1項及び第2項に基づく授業料の徴収猶予が認められている学生に対し、猶予期間満了前に退学することをその願い出により許可する場合は、月割計算により退学の翌月以降に当該学生が納付すべき授業料の全額を免除することができる。

(死亡、行方不明又は未納による除籍の場合)

第6条 死亡、行方不明又は授業料若しくは入学料の未納を理由として学籍を除いた場合は、校長は当該学生に係る未納の授業料の全額を免除することができる。

(災害等の場合)

第7条 次の各号の一に該当する特別な事由により授業料の納付が著しく困難であると認められる場合には、選考機関の議を経て、校長は、当該事由の発生した日の属する期の翌期に納付すべき授業料の免除を許可することができる。ただし、当該事由発生が当該期の授業料の納付期限以前であり、かつ、当該期分の授業料を納付していない場合においては、翌期分の授業料免除に代えて当該期分の授業料を免除することができる。

一 授業料の各期の納付期限前6月以内(新入学生に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は、入学前1年以内)において、学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合

二 前号に準ずる場合であり、かつ、校長が相当と認める事由がある場合
2 前項の規定により授業料免除の許可を受けようとする者は、校長が定める各期の期限までに、次の各号の必要書類を、校長に提出しなければならない。

一 授業料免除申請書

二 所得証明書等

三 学資負担者が死亡した場合は、戸籍謄本又は死亡を証明する書類（以下「死亡証明書」という。）

四 災害による場合は、市町村等が発行する罹災証明書又は被災証明書（以下「罹災証明書等」という。）

五 その他校長が必要と認める書類

3 免除の額は、原則として各期分の授業料の全額又は半額とする。

（その他特別な事由の場合）

第8条 独立行政法人国立高等専門学校機構理事長（以下「理事長」という。）は、第4条から第7条までに規定する以外に授業料を免除することが相当と認められる事由がある場合には、授業料を免除することができる。

（免除実施可能額）

第9条 各学校における第4条及び第8条に定める授業料の免除実施可能額は、毎年度理事長が定める。

2 前項の額を超えて授業料の免除を行う必要が生じたときは、校長が理事長に承認の申請を行うものとする。

3 理事長は、前項の規定に基づき申請があった場合は、当該申請に係る学生の置かれた経済状況等に基づき予算の範囲内で当該申請の承認または不承認を決定するものとする。

第3章 入学料の免除

（死亡、行方不明又は未納による除籍の場合）

第10条 死亡、行方不明又は授業料の未納を理由として学籍を除いた場合は、校長は当該学生に係る未納の入学料の全額を免除することができる。

2 入学料の免除又は徴収猶予を不許可とされた者であって、入学料を納付すべき期間中に死亡、行方不明又は授業料の未納を理由として学籍を除いた場合は、校長は当該学生に係る未納の入学料の全額を免除することができる。

（災害等の場合）

第11条 入学者であって、次の各号の一に該当する特別な事由により、入学料の納付が著しく困難であると選考機関が認める場合には、校長は理事長の承認を経て、入学料の免除を許可することができる。

一 入学前1年以内において、学資負担者が死亡した場合又は入学者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合

二 前号に準ずる場合であり、かつ、校長が相当と認める事由がある場合

2 入学料免除の許可を受けようとする者は、入学料の納付期限までに、次の各号に掲げる必要書類を校長に提出しなければならない。

- 一 入学料免除申請書
 - 二 所得証明書等
 - 三 学資負担者が死亡した場合は、死亡証明書
 - 四 災害による場合は、罹災証明書等
 - 五 その他校長が必要と認める書類
- 3 免除の額は、原則として入学料の全額又は半額とする。

第4章 寄宿料の免除

(死亡、行方不明又は未納による除籍の場合)

第12条 死亡、行方不明又は授業料若しくは入学料の未納を理由として学籍を除いた場合は、校長は当該学生に係る未納の寄宿料の全額を免除することができる。

(災害等の場合)

第13条 学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、寄宿料の納付が著しく困難であると認められる場合には、選考機関の議を経て、校長は、当該事由の発生した日の属する月の翌月から6月間の範囲内において必要と認める期間に納付すべき当該学生に係る寄宿料の全額の免除を許可することができる。ただし、必要と認める期間が翌年度にわたる場合の免除の許可は、年度ごとに分けて行うものとする。

2 前項の規定により免除の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる必要書類を、その都度校長に提出しなければならない。

- 一 寄宿料免除申請書
- 二 所得証明書等
- 三 学資負担者が死亡した場合は、死亡証明書
- 四 災害による場合は、罹災証明書等
- 五 その他校長が必要と認める書類

第5章 授業料及び入学料の徴収猶予

(授業料の徴収猶予)

第14条 学生が次の各号の一に該当する場合には、学生(当該学生が行方不明の場合は当該学生に代わる者)の申請に基づき、選考機関の議を経て、校長は、授業料の徴収の猶予を許可することができる。

一 経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合

二 当該学生が行方不明の場合

三 学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより、納付が困難と認められる場合

四 その他やむを得ない事由があると認められる場合

2 前項の授業料の徴収猶予は、年度を前期及び後期の2期に分けた区分によるものとし、当該期分ごとに許可する。

3 前項における猶予の期間は当該期の末日を超えないこととする。ただし、前期にあ

って徴収猶予を認められた者のうち、特に必要があると校長が認める場合は、後期の末日まで猶予を許可することができる。

4 第1項の規定により徴収猶予の許可を受けようとする者は、校長が定める各期の期限の日までに、次の各号に掲げる必要書類を校長に提出しなければならない。

- 一 授業料徴収猶予申請書
- 二 所得証明書等
- 三 学資負担者が死亡した場合は、死亡証明書
- 四 災害による場合は、罹災証明書等
- 五 その他校長が必要と認める書類
(授業料の月割分納)

第15条 学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けるなど、授業料の納付が困難となるような特別の事由があると認められる場合は、選考機関の議を経て、校長は授業料の月割分納を許可することができる。この場合の月割分納の額は、授業料年額の1/2分の1に相当する額とし、その納付期限は毎月末日とする。

2 前項の月割分納の取扱いは、年度を前期及び後期の2期に分けた区分によるものとし、当該期分ごとに許可する。

3 第1項の規定により月割分納の許可を受けようとする者は、校長が定める各期の期限の日までに、次の各号に掲げる必要書類を校長に提出しなければならない。

- 一 授業料月割分納申請書
- 二 所得証明書等
- 三 学資負担者が死亡した場合は、死亡証明書
- 四 災害による場合は、罹災証明書等
- 五 その他校長が必要と認める書類
(入学料の徴収猶予)

第16条 入学者が、次の各号の一に該当する場合には、学生の申請に基づき、選考機関の議を経て、校長は、入学料の徴収の猶予を許可することができる。

- 一 経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
- 二 入学前1年以内において、学資負担者が死亡した場合又は当該入学者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、入学料の納付期限までに納付が困難であると認められる場合
- 三 その他やむを得ない事由があると認められる場合

2 入学料の徴収猶予の許可を受けようとする者は、入学料の納付期限までに、次の各号の必要書類を校長に提出しなければならない。ただし、入学料の免除を申請した者については、免除の不許可又は半額免除の許可を告知した日から起算して14日以内に徴収猶予の申請を行うことができるものとする。

- 一 入学料徴収猶予申請書
- 二 所得証明書等
- 三 学資負担者が死亡した場合は、死亡証明書

四 災害による場合は、罹災証明書等

五 その他校長が必要と認める書類

3 前項に掲げる必要書類等のうち、既に提出したものについては再度の提出は要しない。

4 徴収猶予の期間は、当該入学に係る年度を超えないものとする。

第6章 補則

(許可の取消)

第17条 授業料免除等を許可された者が次の各号の一に該当する場合は、選考機関の議を経て、校長はその許可を取り消すものとする。

一 免除又は徴収猶予の理由が消滅したことが判明した場合

二 免除又は徴収猶予の申請に虚偽があった場合

2 前項の規定により許可を取り消された者は、免除された授業料、入学料若しくは寄宿料の全額又は徴収を猶予された授業料若しくは入学料の全額を、直ちに納付しなければならない。

(不許可者等の納付)

第18条 授業料の免除が不許可とされた者又は半額免除の許可をされた者は、各学校が指定する日までに納付すべき授業料を納付しなければならない。

2 入学料の免除が不許可とされた者又は半額免除の許可をされた者は、免除の不許可又は半額免除の許可を告知した日から起算して14日以内に、納付すべき入学料を納付しなければならない。

3 寄宿料の免除又は授業料及び入学料の徴収猶予が不許可とされた者は、各学校が指定する日までに納付すべき寄宿料、授業料又は入学料を納付しなければならない。

(雑則)

第19条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月12日一部改正)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月7日一部改正)

この規則は、平成28年3月7日から施行する。

(2) 奨学生制度

(A) 日本学生支援機構

学業・人物ともに優れ、かつ健康な学生で、経済的理由により修学に困難がある者で、将来の奨学金返還に対して明確な自覚と強固な責任遂行の意志をもつ者は、選考

のうえ日本学生支援機構奨学生として次のように学資の貸与を受けることができます。

① 奨学金の月額

学年別貸与月額（平成28年度）

第一種奨学金（無利子）

区 分	専攻科
自 宅 通 学	45,000円
自 宅 外 通 学	51,000円

「自宅外通学」の欄は、自宅外から通学する者で増額を希望する者に貸与される。

なお、4年生以上では第二種奨学金（有利子）があり、貸与月額は本人の希望により、30,000円、50,000円、80,000円、100,000円、120,000円の中から選ぶことができます。

② 貸与期間

貸与期間は、高等専門学校での採用時から卒業又は修了予定の最短年月までの期間ですが、学業成績の低下その他で、貸与期間の短縮又は貸与の停止を受けることがあります。

③ 奨学生の募集

奨学生の募集時期は、4月となっています。4月中に奨学金説明会を行いますので、申請を希望する者は説明会に必ず出席してください。奨学金説明会の案内は、中央掲示板に掲示します。

なお、家計の急変時に応募できる緊急採用がありますので、該当する場合は学生係に相談してください。

説明会に出席しなかったことによって、募集期限を超過した場合は、応募できない場合がありますので、常に掲示には注意してください。応募された書類は、委員会等で審査され、適格者は日本学生支援機構へ推薦されます。

応募時期には、募集要項を配布しますが、採用される見込のない者等は応募しても推薦しない場合がありますので、出願に際しては、応募資格、収入基準、学力等を十分考慮し、家族、担任教員、事務担当者に、あらかじめよく相談して応募してください。

④ 奨学生の採用

日本学生支援機構奨学生として採用された時点で、「奨学生証」及び「奨学生のしおり」が配られます。奨学生のしおりには、注意事項や届出義務を要する手続等が詳しく記されていますので、よく読んで、卒業するまで大切に保管してください。分からないことがある場合は学生係に尋ねてください。

なお、奨学金は各奨学生の個人名義の普通預金口座に直接振込まれます。

⑤ 適格認定の実施

適格認定とは、年1回（毎年冬に）奨学金の継続が必要か否か、奨学金の金額が適切であるかどうかを判断するもので、奨学生本人がインターネットを通じて「奨学金継続願」を提出しなければなりません。提出しない場合は廃止となります。

その後、学校で奨学生としてふさわしい適格性を有する者であるか適格認定を行います。

また、成績不良者には「廃止」「停止」「警告」「激励」の認定処置がなされます。

なお、適格認定は奨学生としてふさわしくないかどうか問われる事由が生じた場合には、その都度実施します。

⑥ 奨学金の返還

この奨学金は、貸与されるものですから返還の義務があります。

なお、奨学金の返還時期及び方法は、次のいずれかに該当した場合に、月賦（毎月27日）返還と月賦・半年（毎年1月・7月）賦併用返還の2種類から選択した方法により返還しなければなりません。

ア. 奨学金の貸与期間が満了したとき

イ. 死亡したとき

ウ. 奨学金の交付を廃止されたとき

エ. 退学したとき

オ. 奨学金の貸与を辞退したとき（ただし、在学中は願出により返還が猶予されます）

⑦ 奨学金の返還猶予・免除

奨学生であった者が、次に該当した場合は、願出により返還を猶予若しくは一部又は全部の返還を免除されることがあります。

A 返還猶予

ア. 上級学校へ進学したとき

イ. 災害又は傷病により奨学金の返還が困難になったとき

B 一部又は全部の免除

ア. 死亡又は心身障害により奨学金の返還ができなくなったとき（ただし、連帯保証人又は保証人が代わって返還できない事情がある場合）

(B) その他の奨学制度

地方公共団体、民間団体等による奨学制度があり、奨学生募集等の通知は掲示により行います。

また、学校を通さず本人が直接手続きし奨学金の貸与を受けることになった場合は学生係に届け出てください。

9. 福利厚生

(1) 福利厚生施設

①熊本高等専門学校八代キャンパス福利施設の管理運営に関する要項

(趣旨)

第1条 この要項は、熊本高等専門学校八代キャンパス福利施設（以下「福利施設」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 福利施設は、学生相互及び学生・教職員の人間関係を緊密にし、かつ、学生の課外活動を盛んにするとともに、学生及び教職員の福利厚生を増進することを目的とする。

(管理運営)

第3条 福利施設の管理運営は、校長が行う。

2 福利施設の管理運営に関する基本的な方針については、学生委員会で審議する。

(施設)

第4条 福利施設に、次に掲げる室を置く。

- | | |
|------------------|------------------|
| (1) 保健室 | (2) 相談室 |
| (3) 談話コーナー | (4) 軽食コーナー |
| (5) 売店 | (6) 文系サークル共用室(1) |
| (7) 文系サークル共用室(2) | (8) 文系サークル共用室(3) |
| (9) 文系サークル共用室(4) | (10) 和室 |
| (11) 多目的室 | (12) 研修室 |
| (13) 学生会室及び倉庫 | |

(使用者の範囲)

第5条 福利施設を使用できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 本校学生
- (2) 本校教職員
- (3) その他校長が特に許可した者

(事務)

第6条 福利施設に関する事務は、学務課学生係において処理する。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、福利施設の使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成23年4月1日から適用する。

② 熊本高等専門学校八代キャンパス福利施設の使用に関する内規

(趣 旨)

第1条 この内規は、熊本高等専門学校福利施設管理運営に関する要項第7条の規定に基づき、福利施設の使用に関し必要な事項を定める。

(使用時間及び休館日)

第2条 福利施設の使用時間及び休館日は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、校長が特に認めた場合はこの限りではない。

- (1) 使用時間 8時30分から19時まで
- (2) 休館日 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日及び年末年始（12月28日から1月4日まで）

2 保健室、相談室、売店の使用時間及び休業日については、校長が別に定める。

(使用手続)

第3条 福利施設を使用しようとする者は、別表の使用区分に応じ、施設・設備・備品使用許可願（学生準則別紙第19号様式）を学務課学生係（以下「学生係」という。）に提出し、校長の許可を受けなければならない。

(使用優先順位)

第4条 福利施設の使用が競合する場合は、当事者間で協議し決定する。

(鍵の管理)

第5条 福利施設の鍵は、学生係で管理する。

(遵守事項)

第6条 福利施設を使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用期間及び使用時間を遵守すること
- (2) 使用許可を受けた目的以外には使用しないこと
- (3) 使用を中止又は変更するときは、速やかに学生係に届け出ること
- (4) 施設、設備及び備品等を無断で模様替え又は移動若しくは損傷又は汚損しないこと
- (5) 火災の予防に留意すること
- (6) 使用中は、常に清潔、整理整頓、美化に留意し、騒音、放吟、喧騒等他人に迷惑をかける行為をしないこと。
- (7) 使用後は、清掃、整理整頓の上、現状に復し、火気、戸締り、消灯等確認を行うこと。
- (8) その他使用に際しては、係員の指示に従うこと

(使用許可の取消し)

第7条 前条各号の規定に違反した場合は、使用許可を取り消し、又は以後の使用を許可しないことがある。

2 本校の行事等のために福利施設を使用する必要がある場合には、使用許可を変更し、又は取り消すことがある。

(損害賠償)

第8条 使用者は、故意又は重大な過失により、施設、設備及び備品等を滅失、損傷又は破損した場合は、現状に回復し、又は原状回復に必要な費用を賠償しなければならない。

(意見の聴取)

第9条 福利施設の使用に関する希望、意見等については、学生に係るものにあつては、学生

委員会が必要に応じて聴取するものとする。

(使用優先順位)

第10条 福利施設の使用が競合する場合は、当事者間で協議し決定する。ただし、第7条第2項の規定に該当する場合は、この限りではない。

附 則

この要項は平成23年4月1日から施行する。

別 表

所在	室 名		使 用 区 分	
1階	保 健 室	学生・教職員の保健管理	学生・教職員共用	A
	相 談 室	カウンセラー等による学生相談	学生使用	A
	談話コーナー	学生・教職員の憩いの場	学生・教職員共用	A
	軽食コーナー	学生・教職員の軽食コーナー	〃	A
	売 店	文房具・日用雑貨品等の販売	〃	A
2階	文系サークル ● 共用室(1)	学生の複数のサークルが課外活動等に使用	文系サークル共用	C
	文系サークル ● 共用室(2)	〃	〃	C
	文系サークル ● 共用室(3)	〃	〃	C
	文系サークル ● 共用室(4)	〃	文系同好会・ 文系愛好会共用	C
	和 室	日本間及び茶道室として使用	学生・教職員共用	B (C)
	多 目 的 室	会議・研究会・研修会及び吹奏楽部の練習場所として使用	〃	B (C)
	研 修 室	会議・研究会・研修会として使用	〃	B
	学 生 会 室	学生会の行事等の運営に使用		C
倉 庫	各サークル所有の器具等を収納		C	

備 考

使用区分欄のA・B・Cは、次のとおりとする。

A：原則として出入り自由の場所で、使用許可願の提出を要しない。

B：使用の都度、使用開始2日前までに使用許可願の提出を要する。ただし、茶道部が使用する和室及び吹奏楽部が使用する多目的室にあたっては、Cの区分による。

C：学生委員会の了承を得た上で、前期の使用計画にあっては3月末日までに、後期の使用計画にあっては9月末日までに、それぞれ使用許可願の提出を要する。

(2) 保健衛生

① 保健室

長い学業を続けていくには、健康については特に注意しなければなりません。学生の健康管理のため保健室を設け救急医薬品・器具等を常備し、病気、けが等に対する応急処置や定期健康診断や健康相談を行っています。身体に異常を生じた場合やけがをした場合等は速やかに申し出て手当を受けるようにしてください。なお、手当等の処置は次のようになっています。

- 1) 病気の際の救急薬品の投薬は当日のみで以後は行いません。
- 2) 学校外でのけがについては治療できません。

② 定期健康診断

定期健康診断は、学校保健安全法第5条に基づき毎年4月から5月にかけて、全学生を対象に実施されます。この目的は、学生の健康状態を知り、それらの結果に基づき病気の早期発見及び適切な治療へと援助を行い、学生の健康の保持増進を図るものです。毎年、実施が義務づけられていますので、必ず受けるようにして下さい。やむを得ない理由により診断を受けられなかったときは、その旨、学生係へ届けて後日健康診断を受けなければなりません。

③ 健康相談

自分自身の健康状態を知り、病気を早く発見し、適切な治療を受けるため、健康のすぐれない人はこれを利用して、健康保持につとめてください。健康相談を受けたい人は、いつでも保健室に申し出れば、専門医による健康相談（月3～4回）が受けられます。

(3) 学生相談室

5年間（専攻科2年間）の学生生活において、いろいろの困難にぶつかることがあるだろうと思います。そこで相談室は、諸君の学生生活に伴うもろもろの悩みや個人的な諸問題（例えば、経済的な事情、勉強と成績に対する悩み、進学・進級の悩み、健康上の悩み、就職に対する悩み、交遊関係に対する悩み、クラブに対する悩み等）について、相談に応じます。また、希望者は専門のカウンセラーのカウセリングを受けることも出来ます。相談室では、諸君の色々な悩みを一緒に考え、問題解決の支援に当たりますので、気楽に利用してください。独りで思い悩まないで、相談に訪れてくれることを心から願っています。

○相談窓口は、学生相談室または保健室（福利施設龍峰会館内）へ来室してください。

(4) ハラスメント対策

本校は、ハラスメント等の防止ならびに被害者を救済するために、独立行政法人国立高等専門学校機構が定めるハラスメント防止ガイドラインに基づき対応しています。

○ ハラスメントには…

①セクシュアル・ハラスメント

教職員が他の教職員，学生等又は関係者を不快にさせる性的な言動，学生等が教職員，他の学生等又は関係者を不快にさせる性的な言動及び関係者が教職員又は学生等を不快にさせる性的な言動。

②アカデミック・ハラスメント

教員がその職務上の地位又は権限を不当に利用して他の教員又は学生等に対して行う研究若しくは教育上又は就学上の不適切な言動。

③パワー・ハラスメント

教職員が職務上の地位又は権限を不当に利用して他の教職員に対して行う就労上の不適切な言動。

○ 加害者にならないために…

- ・相手の人格を尊重しよう。
- ・相手の立場に立って考えよう。
- ・相手を性的な対象と見て、力関係で支配したり、心理的に圧迫をしてはいけません。

○ 被害を受けたと思ったら…

- ・相手にはっきり「NO」と言おう。
- ・一人で悩まずに、気軽に相談員へ相談してみよう！

○ ハラスメントの相談窓口

- ・ハラスメント相談員の他に、学生相談室でもハラスメントに関する相談に応じています。

○ ハラスメント相談室では…

- ・ハラスメントの被害を受けた本人だけでなく、被害を受けているのを見て不快に感じた人の相談にも応じます。
- ・相談には慎重に対処し、場合によっては加害者に厳正な処分が行われます。
- ・被害者のプライバシーは絶対に守ります。

○ 相談方法

- ・相談は、面談、電話、手紙、メール等いずれの方法でも出来ますので、気軽に相談してください。

○ ハラスメント相談に関する基本的な流れ

(5) 各種保険制度について

1. 独立行政法人日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」

本校は日本スポーツ振興センター災害共済給付制度に加入していますので、学校の管理下における負傷、疾病、障害又は死亡に対して給付金を受けることができます。給付金の対象となる災害の範囲については別表を参照してください。

① 共済掛金（年額） 1,520 円

② 給付の種類と内容

(別表)

災害の種類	災害の範囲	給付金額	
負傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上(病院窓口での支払額が1,500円以上)のもの	医療費 ●医療保険並の療養に要する費用の額の4/10(そのうち1/10は、療養に伴って要する費用として加算される分)。 ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額(所得区分により限度額が異なる。)に療養に要する費用の額の1/10を加算した額 ●入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額	
疾病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上(病院窓口での支払額が1,500円以上)のものうち、文部科学省令で定めているもの ・学校給食等による中毒 ・ガス等による中毒 ・熱中症 ・溺水 ・異物の嚥下又は迷入による疾患 ・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病 ・負傷による疾病		
障害	学校の管理下の負傷及び疾病が治った後に残った障害	障害見舞金 3,770万円～82万円 (通学中の災害は半額)	
死亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 2,800万円 (通学中の災害は1,400万円)	
	突然死	運動などの行為に起因する突然死	死亡見舞金 2,800万円 (通学中の災害は半額)
		運動などの行為と関連のない突然死	死亡見舞金 1,400万円 (通学中の災害も同額)

③ 学校の管理下の範囲

- 学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合
- 学校の教育計画に基づいて行われる課外指導を受けている場合
- 休憩時間、その他校長の指示・承認に基づいて学校にある場合
- 通常の経路及び方法により通学する場合
- その他、これらに準ずる場合として文部科学省令で定める場合

④ 給付基準

- 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われません。
- 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないときは、時効によって消滅します。
- 損害賠償を受けた時や他の法令の規定による補償や給付等を受けたときは、その価格の限度において、給付は行われません。
- 生活保護法による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校の学生に係る災害については、医療費の給付は行われません。
- 学生が自己の故意の犯罪行為により、又は故意に負傷し、疾病にかかり又は死亡したと

きは、当該医療費、障害又は死亡に係る災害共済給付は行われません。

- 学生が自己の重大な過失により、負傷し、疾病にかかり又は死亡したときは、当該障害又は死亡に係る災害共済給付の一部が行われない場合があります。

⑤ 給付を受けるための手続き

- 学校の管理下で災害に遭った場合、関係教員又は学務課学生係に連絡して下さい。災害共済給付の申請に必要な書類を保健室から受け取り、受診した医療機関へ持参し、診療点数等の証明を受けます。
- 必要な書類を保健室へ提出します。センター担当部署において、審査の上、給付金額を決定し、学校を通じて保護者へお支払いします。

2. 一般財団法人熊本県PTA教育振興財団「熊本県PTA共済」

学校教育活動やPTA活動中などに、活動への参加あるいは活動中に起きた事故により死亡、負傷、活動中の急性の疾病等の災害を被った方に対して、共済金を給付し、これによってPTA活動や学校教育の円滑な運営を図ることを目的として設けられたものです。

① 共済掛金（年額） 800円

② 共済金の給付される場合

活動区分	活動内容
1. 学校教育活動	(1) 教育課程に基づいて実施される諸活動 授業中、総合的な学習の時間 特別活動：学級活動、児童（生徒）会活動、クラブ活動、学校行事 (2) 教育課程外の教育活動 部活動、休憩時間中などでの活動 (3) これらの活動に参加するための正規の往復中
2. 学校教育外活動	(1) 単位PTAが主催又は共催する児童生徒等の活動 (2) 学校教育外活動における、校長が委嘱した指導者の指導監督によるスポーツ・文化活動で、事前にPTA会長が承認したもの（部活動、学級、学年、学校単位の活動であること） (3) 単位PTAが主催又は共催する活動で、児童生徒等の参加が事前に認められているもの (4) 単位PTAの主催又は共催ではないが、部活動、学級、学年、学校単位で参加する活動で、事前にPTA会長が承認したもの (5) これらの活動に参加するための正規の往復中
3. 交通事故	(1) 給付の対象となる活動中及び活動参加のための正規の往復中 (2) 校長又は単位PTA会長の承認により、自校の児童生徒等が参加する活動を応援するための正規の往復中（いずれも公共交通機関利用中を除く）
4. 特別団体	本財団が認めたスポーツ団体の活動中及び活動に参加するための正規の往復中

③ 共済金の額

共済金の区分	活動区分	共済金額
死亡共済金	学校教育外	3,000万円
	学校管理下	1,500万円
	交通事故	500万円
	特別	最高 600万円
後遺障害共済金 (1級～14級)	学校教育外	最高3,000万円
	学校管理下	最高1,500万円
	交通事故	最高 500万円
負傷共済金	学校教育外	最高 100万円
	交通事故	3万円・5万円

④ 共済金の給付されない場合

- 独立行政法人日本スポーツ振興センター共済給付制度の適用を受けた場合
- 公共交通機関を利用中の災害（航空機、船舶、鉄道、路面電車、バス、タクシー等料金を支払うもの）
- 事故の原因が加入者の故意による場合、又は故意による犯罪行為の場合（無免許、飲酒、自殺等）
- 公務災害の適用を受けた場合
- 地震、噴火又はそれに伴う津波など非常災害、戦争などの場合
- 日本国外における災害
- 災害発生から2年を超えた期間に報告されたもの
- 自転車以外の遊具等を利用して活動に参加した場合（ローラースケート、キックボード等での往復）

⑤ 給付を受けるための手続き

- 災害が発生した場合、関係教員又は学務課学生係に連絡して下さい。災害共済給付の申請に必要な書類を保健室から受け取り、受診した医療機関へ持参し、診療点数等の証明を受けます。
- 必要な書類を保健室へ提出します。一般財団法人熊本県PTA教育振興財団審査委員会での審査を経て、共済給付が決定された後、学校を通して、共済金が給付されます。

(6) 学生運賃割引証と通学証明書

① 学割

学生が所用による帰省、実習、就職、学校が認めた正課外の教育活動等のためにJRを片道100km以上利用して旅行するときには、学生運賃割引証（学割）を使用して普通運賃の2割引きを受けることができます。この学割は、学生個人の自由な権利として使用することを前提としたものではなく、修学上の経済的負担を軽減し、学生だけに与えられる恩典でもあるので、使用に際しては不正のないよう特に注意してください。

② 通学証明書

通学定期券は、住居の最寄りの駅から学校の最寄りの駅までの区間について購入できますので、学生係で通学証明書の交付を受けて駅で購入してください。

③ 不正乗車について

- (1) 他人による証明書又は乗車券の使用
- (2) 身分証明書（学生証）の不携帯
- (3) 区間の連続しない2枚以上の乗車券の使用
- (4) 通用期間経過後の乗車券の使用
- (5) その他不正乗車の手段としての乗車券の使用

不正乗車が発覚すれば、多額の追徴金を納めるだけでなく、社会的制裁を受ける場合もあり、更に学校全体に対し一定期間学割や通学証明書の適用が停止されることもありますので、絶対にしてはいけません。

10. ICT活用学習支援センター

ICT活用学習支援センターは、本校の情報処理に関連する授業を支援するための情報処理施設と図書館より構成されます。

八代キャンパス情報処理施設はインターネットを介した電子メールサービス・WWWアクセスなど学内外の情報ネットワークを結ぶ拠点になっています。第1演習室に53台、第2演習室に49台、第3演習室に31台、第4演習室（CALL 教室）に51台、図書館に11台、男子寮に11台、女子寮に6台の計212台のパソコンが設置されており、すべてのパソコンがネットワークで結ばれ、*Windows*と*Unix*の両環境で利用できます。2人に1台の割合で各机に中間モニタが設置されていますのでとても使いやすい環境で勉強することができます。

八代キャンパス図書館では、図書、雑誌、新聞、ビデオ・DVD等の資料を利用できます。閲覧室の一面には八代キャンパスコーナーを設けていて、八代キャンパスの歴史である教科書の移り変わりや、シラバスに掲載されている参考書などを調べることができます。科学史・技術史コレクション、技術者倫理に関する図書、進路関係図書もこのコーナーに配架され、学生の学習や課題研究・特別研究に、また教員の学術研究・教育活動に利用されています。

(1) ICT活用学習支援センター八代キャンパス利用の手引き

1. ICT活用学習支援センターについて

ICT活用学習支援センター八代キャンパスには、第1、第2、第3、第4の四つの演習室があり、パソコンを設置しています。図書館や寮にもICT活用学習支援センターが管理するパソコンを設置しており、これらのパソコンは情報処理教育のための授業や研究に利用することができます。本センターの目的は、情報化社会において基礎となる情報処理関係機器やソフトウェア（以下、ソフトと称す）などの使用・活用方法を学ぶとともに、専門分野の情報処理やネットワークに関する知識・マナー（ネチケット）を身につけることにあります。全ての設備はLAN（ローカル・エリア・ネットワーク）を介して接続されています。ICT活用学習支援センター利用の規則を守り、設備を活用してください。

(1) 教育用演習室の設備

- ・第1演習室：*Windows*, *Unix* 両環境利用パソコン 53台
- ・第2演習室：*Windows*, *Unix* 両環境利用パソコン 49台
- ・第3演習室：*Windows*, *Unix* 両環境利用パソコン 31台
- ・第4演習室：*Windows*, *Unix* 両環境利用パソコン 51台
- ・図書館：*Windows*, *Unix* 両環境利用パソコン 11台
- ・男子寮：*Windows*, *Unix* 両環境利用パソコン 11台
- ・女子寮：*Windows*, *Unix* 両環境利用パソコン 6台

(2) 利用できるソフトウェア

各パソコンには、様々な情報処理教育用のソフトがインストールされています。

利用者個人によるソフトのインストールや設定変更は認めていません。多くの人が使用する公共の設備であることを心がけてください。

(3) 演習室利用時間

月曜日～金曜日	午前 8 時30分から午後 8 時00分まで
春・夏・冬季休業期間の月曜日～金曜日	午前 8 時30分から午後 8 時00分まで
定期試験の開始日前および期間中の土曜日～日曜日・祝日	午前 9 時00分から午後 5 時30分まで

上記時間以外は原則として使用禁止とする。

(4) 演習室の利用について

演習室内は飲食禁止です。みんなで利用する公共の場所ですので整理整頓に心がけましょう。

(5) ユーザ ID と電子メールアドレス、パスワードについて

センター利用者には、全員ユーザ ID を発行しています。ユーザ ID は電子メールのアドレスにもなるので、決して忘れないようにしてください。本校内のセンターに接続しているパソコンの使用時に必要になります。

ユーザ ID は在学中には同一のものを使用しますが、パスワードについてはセキュリティ上、年度毎に更新します。これらは利用者固有のものですから、パスワードを他人に教えたり、他人のユーザ ID を使うことはルールに反します。正しく利用してください。

(6) 演習室パソコン内に保存されている個人データについて

演習室パソコン内に保存されている個人が作成したデータやメールの文書は、利用者が責任を持って管理し、必要ならば各自でバックアップをとっておくようにしてください。ICT 活用学習支援センターは、いかなる状況においてもデータの損失について責任を持ちません。さらに年度更新のメンテナンス時には全てデータを消去します。

(7) プリンターの利用について

教育・研究や就職活動などの情報収集活動に限り、プリンターの利用を許可します。それ以外の目的による使用は禁止します。なお、演習室においてプリントアウトをした場合には、ユーザ ID とプリントした内容の記録はサーバーに全て残っています。不正な目的でのプリントアウトや、プリントアウトの枚数が著しく多い場合には指導の対象となる場合があります。

(8) その他（トラブルなど）

- ・(パソコンなどの不具合)：パソコンなどが不安定になったり、使用できなくなった場合は、速やかにセンター事務室に連絡してください。
- ・(機器の破損)：機器を破損した場合は、速やかにセンター事務室に連絡してください。
- ・(パスワードの紛失)：パスワードは銀行や郵便局の暗証番号と同じぐらい重要なものです。もし忘れてたりした場合は、再発行の手続きをとりますので、学生証を持参の上、センター事務室に連絡してください。なお、パスワードは定期的に変更することをお勧めします。
- ・(ルール違反者)：センター使用ルールに違反する行為が発見された場合は、センターの全サービスを停止するとともに、学生委員会に報告し、指導を委ねます。また、そのよ

うな行為を発見した場合も速やかに事務室に連絡してください。みんなが利用する公共の場所であることを認識してください。

2. インターネットの利用について

ここ数年パソコンの進歩やネットワーク環境設備に伴い、インターネットは教育・研究において有効な情報収集手段になりました。本センターに設置しているパソコンからインターネットを通じて全世界のウェブサイト（ホームページ）を閲覧することができます。しかしその反面、インターネットを利用した犯罪等は急増しており、危険な一面も含んでいます。以下の注意点を守り、有効に活用してください。なお、本校システムを使用してホームページを閲覧した場合には、ユーザ ID と閲覧したページの記録はサーバーに全て残っています。

(1) 使用目的

教育・研究や就職活動などの情報収集活動に限ります。それ以外の目的による使用は禁止します。

(2) プライバシーと権利について

インターネット上のホームページに掲載されている写真や文章を作成者に無断で使用することは法律で禁じられています。ウェブページ上でのアンケートなど、閲覧者の個人情報を発信することも禁止します。ただし、就職活動などやむを得ない事情の場合は、個人の責任のもとで行うようにしてください。

(3) 閲覧を禁止するサイト

- ・(教育上好ましくないサイト)：インターネット上には、公序良俗に反する有害情報を含んだページがあります。本センター設備を介して、そのようなページを故意に閲覧することは禁止します。発見した場合は、ルール違反者として全てのサービスを停止します。
- ・(有料ページ)：インターネット上のウェブページの中には、有料のページがあります。いかなる有益なページであっても、本センター設備を用いて有料ページを閲覧することは禁止します。
- ・(電子商取引)：インターネットを利用した商業目的（オークションやショッピング）のページへの参加も禁止します。
- ・(フリーウェア・シェアウェア等のダウンロード)：各種サイトで配布されているソフト（フリーソフト、シェアウェアソフト）やデータを入手すること（ダウンロード）は自由ですが、これらのソフトを使用したウィルス（後述）の配布も報告されています。くれぐれも気を付けてください。なお、ダウンロードしたソフトをセンターに設置してあるパソコンへインストールすることは禁止します。

(4) ホームページによる情報発信

本センターでは個人の学外向けのホームページを作成し情報を発信するサービスは行っていません。

3. 電子メールの利用について

本校では、全教職員・全学生が電子メールのサービスを利用することが出来ます。電子メールは便利な通信手段の一つですが、安全性はそれほど高くありません。以下の項目をよく

読んで活用してください。

- ・(電子メールのユーザ ID・パスワード)：他人のユーザ ID，パスワードの使用は禁止します。管理は自己の責任のもとで行ってください。
- ・(着信のチェック)：メール・ボックスの着信チェックは定期的に行いましょう。
- ・(個人情報)：電子メールは封をしていない手紙のようなものです。本文を見られる可能性があります。個人情報など，本文への記述は気をつけましょう。必要ならば，電話やFAXの利用をお勧めします。
- ・(ファイルの添付)：電子メールにはファイルを添付して送ることが出来ます。しかし，この手段を用いたウィルス被害が多数報告されています。あらかじめ送り先に連絡をする，知らない人からの添付ファイルは不用意に開かないなど，利用者自身で送受信時の工夫と安全を心がけてください。
- ・(差出人不明のメール)：差出人が不明のメールは受信しても閲覧しないようにしましょう。チェーンメール(不幸の手紙)のようなメールを受け取っても無視するようにしましょう。
- ・(メーリングリストへの参加)：教育・研究の遂行上有効なメーリングリストであれば参加しても構いませんが，卒業・修了時には脱会するようにしましょう。

4. 電子掲示板の利用について

電子掲示板では様々な情報を入手することができますが，利用者は基本的なマナーを守ることが必要になります。以下の注意点をよく読んで，活用してください。

(1) 利用全般について

- ・(利用目的)：利用目的は教育研究に関するものに限定します。
- ・(自己責任)：電子掲示板への投稿など情報を発信する場合は，投稿者が社会的責任や法的責任，さらにリスクを負うこととなります。軽はずみな投稿は禁止します。
- ・(プライバシー)：インターネットと同様，電子掲示板に個人情報を発信する場合は，利益・不利益が同時に生じることを認識しておいてください。

(2) 掲示内容について

- ・(内容の信頼性)：電子掲示板上的内容については，掲示板としての性格上，信頼性については閲覧者が確認する必要があります。以下の点を参考にして総合的に判断してください。
- ・発信者の連絡先は明記されているか。
- ・引用の出所や情報の確認先が明示されているか。
- ・他のメディアで情報の裏づけが出来るか。
- ・(有害情報等への対応)：掲示内容には公序良俗に反する有害情報もあります。故意にこれらの情報を閲覧しないようにしましょう。また，同様の内容の投稿も禁止します。

(3) その他

- ・(法律)：電子掲示板の利用に当たっても法律に違反するものは罰せられます。このような行為は絶対に行ってはいけません。
- ・(ダウンロード)：電子掲示板上で配信されている書類やデータなどのファイルはコンピュータウィルスに感染している可能性があります。安全を確認してからダウンロードするようにしてください。

- ・(ICT 活用学習支援センターの運営について)：電子掲示板を利用している中で ICT 活用学習支援センターの運営に差支えが生じた場合や、好ましくない利用が発見された場合はユーザ ID を停止します。場合によっては学校処分の対象となります。

5. コンピュータウイルスについて

インターネット環境の充実や電子メールの活用に伴い、コンピュータウイルスの被害も増大しています。

コンピュータウイルスとは一種のプログラムですが、文書ファイルなどに見えない形で潜んでコンピュータシステム内部に侵入し、さらに増殖するなど、私たち人間や動物が感染する病原体のウイルスと似た行動を示すのでこう呼ばれています。ウイルスに感染すると、場合によってはデータが勝手に消されたり、システムの再インストールを余儀なくされる事もあります。最近では、電子メールを使ったウイルスの被害が多数報告されており、それらのほとんどは添付ファイルで送信されています。くれぐれも覚えのない添付ファイルを開くことはやめてください。また、本校では教育用ネットワークが構成されているので、1台が感染すると無造作に多くのパソコンやシステムが感染する可能性があります。あるいは、記憶メディア（FD、CD、USBメモリなど）を介して、ネットワーク外のコンピュータに感染する可能性もあります。利用者自身が注意をすれば対処できるので、ウイルスへの対応は常に心がけるようにしてください。もし誤ってウイルスに感染した、あるいはウイルスを発見した場合は、使用を中止し、速やかにセンター事務室に届け出るようにしてください。さらに、発見したウイルスを配布することも当然のことながら禁止します。

6. 無線LANの利用について

- ・ウイルス対策ソフトのインストール、OS のアップデート等のセキュリティ対策を行うこと。
- ・利用について分からない場合は、事務室に問い合わせして下さい。

校 長	副校長	センター 長

センター利用登録申請書
(兼 施設・設備・備品使用許可願)

平成 年 月 日

熊本高等専門学校長 殿

団 体・所 属 名

責 任 者 氏 名

* 学外の方は以下の欄にもご記入願います。

連絡先 住所

連絡先 TEL.

下記のとおり使用したいので、ご許可くださるようお願いいたします。

記

1 使用施設・設備・ 備品の名称	<input type="checkbox"/> 第1演習室 <input type="checkbox"/> 第2演習室 <input type="checkbox"/> 第3演習室 <input type="checkbox"/> 第4演習室
2 受講者数	延 _____名
3 使用目的	
4 使用期間	
自 月 日(曜) 時 分から 時 分まで	
至 月 日(曜) 時 分から 時 分まで	

※ 注意事項

- 1 使用期間については最高3日間を限度とする。
- 2 使用時間は22時までとする。
- 3 退室の際は、火気及び戸締まりに十分注意すること。

受付日 _____

担当者 _____

(2) 熊本高等専門学校 ICT 活用学習支援センター利用規則

平成22年4月1日制定

平成24年2月21日一部改正

平成25年1月28日一部改正

(趣旨)

第1条 この利用規則は、熊本高等専門学校 ICT 活用学習支援センター（以下「センターという）規則第11条の規則に基づき、センターの利用に関し必要な事項を定める。

(利用者)

第2条 センターを利用することができる者は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 教育及び研究に利用する本校の教員
- (2) 授業、研究等に情報システムを利用する学生及び専攻科生
- (3) 本校事務処理に利用する本校の職員
- (4) 公開講座、研修、説明会等に利用する一般市民
- (5) その他特に校長が認めた者

(利用区分)

第3条 センターの利用は、次の各号に掲げる区分によるものとする。

- (1) 図書及び学術雑誌等（以下「図書等」という）の利用
- (2) 教育及び研究に関連する電子情報の利用
- (3) センターの施設、設備の利用

(利用施設等)

第4条 センターは、基幹ネットワーク、図書館、演習室、及び事務室から構成する。

- 2 図書館は、熊本キャンパス図書館、及び八代キャンパス図書館とする。
- 3 演習室は、熊本キャンパス演習室、及び八代キャンパス演習室とする。

(遵守事項)

第5条 施設の利用者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 図書等及び電子情報メディアならびに施設、設備を汚損、損傷しないこと。
- (2) 迷惑を及ぼす行為または他人のプライバシーを侵害する行為をしないこと。
- (3) ユーザ ID を適切に管理すること。
- (4) 熊本高等専門学校 ICT 活用学習支援センター規則第2条に掲げる目的外の使用をしないこと。

(学生証等の携行)

第6条 センターを利用するときは、次に掲げる身分証等を常に携行しなければならない。

- (1) 熊本高等専門学校の学生（科目等履修生、専攻科生及び研究生）にあつては、学生証
- (2) 熊本高等専門学校の教職員（非常勤の教職員を含む）にあつては、教職員証
- (3) その他の者にあつては、利用者カード

(利用の制限)

第7条 センター長または副センター長は、センターの管理上支障があると認めるときは、利用の禁止、または必要な制限措置を講ずることができる。

- 2 センター長または副センター長は、この規則に違反した者およびその他センターの運営に重大な

支障を与えた者に対し、その者の利用の禁止または一定期間利用を停止することができる。

(著作権の尊重)

第8条 利用者は、ソフトウェア、データベース、その他著作物の利用に当たり、その著作権を尊重しなければならない。

(損害賠償等)

第9条 利用者が故意または過失により、センターの施設、設備、備品を損傷し、または紛失したときは、原状に回復し、またはその損害に相当する費用を賠償しなければならない。

2 第5条に掲げる遵守事項を守らないことにより生じた事故の責めは、本人が負わなければならない。

3 著作権侵害や関係法令に違反した者については、その決定に基づいた損害を賠償しなければならない。

(雑則)

第10条 この規則に定めるものの他、センター利用に関し必要な事項は別に定める。

附則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成24年2月21日から施行する。

附則

この規則は、平成25年1月28日から施行する。

(3) 熊本高等専門学校 ICT 活用学習支援センター 八代キャンパス演習室利用細則

平成22年4月1日制定
平成24年2月21日一部改正

(趣旨)

第1条 この細則は、熊本高等専門学校 ICT 活用学習支援センター（以下「センターという」）利用規程第10条に基づき、ICT 活用学習支援センター八代キャンパス演習室（以下「演習室」という）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用時間)

第2条 演習室の利用時間は、原則として平日の午前8時30分から午後8時までとする。ただし、センター長が必要と認めた場合については、この限りではない。

(一般市民の利用の申し込み)

第3条 一般市民を対象に演習室を使用しようとする講師は、所定の事項を記入した「センター利用登録申請書」をセンター長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 センター長は、前項の申請が適当であると認めたときは、申請者にユーザ ID を発行し通知する。

3 ユーザ ID の有効期限は1年以内とし、当該年度を越えることはできない。

4 前項に規定するユーザ ID は、利用資格の失効または取り消しにより消滅するものとする。

(禁止事項)

第4条 演習室の利用を承認された者（以下「利用者」という）は、次の行為を行ってはならない。

- 1) 公序良俗に反する有害情報を含んだサイトを故意に閲覧すること。
- 2) オークションやショッピング等の電子商取引サイトへ参加すること。
- 3) 電子メール、電子掲示板等インターネットを介して他人を誹謗中傷すること。
- 4) 施設設置のパソコンにソフトウェアをインストールすること。
- 5) 違法ダウンロード・アップロード
- 6) 教育・研究、就職活動、学生会活動に関係のないファイルを、割り当てられた個人用のディスク領域内に保存しておくこと。
- 7) 自己のユーザ ID を他の者に使用させること。
- 8) 法律に違反する行為

(利用上の注意)

第5条 利用者は次の事項を遵守しなければならない。

- 1) 室内の整理整頓をすること。
- 2) 使用後は必ず機器の電源を切ること。
- 3) 施設、設備及び備品等を用途外に利用しないこと。
- 4) 飲食物は持ち込まないこと。
- 5) 携帯電話を使用しないこと。
- 6) 印刷用紙は所定の用紙を使用すること。また不必要に大量に印刷しないこと。
- 7) 演習室へは所定の場所でスリッパに履き替えて入室すること。また演習室利用後はスリッパを所定の場所に戻しておくこと。
- 8) 学外のメーリングリストに登録している場合は、卒業までに登録解除すること。
- 9) 大声を出すなどの迷惑行為を行わないこと。
- 10) その他機器及び演習室の利用に際しては教員あるいは係員の指示に従うこと。

(利用の報告)

第6条 利用者は施設の利用に際して不都合が発生した場合には、速やかに教員あるいは係員に報告しなければならない。必要に応じて「利用環境修復願」を提出する。

- 2 センター長は、必要に応じて利用者に対して、利用状況の経過等について報告を求めることができる。

(変更の承認)

第7条 利用者は、利用登録の内容について変更が生じた場合には、速やかにセンター長に届け出なければならない。

(利用の制限)

第8条 利用者が次の各号の一に該当するときは、センター長は演習室の利用を制限すること、若しくは承認しないことがある。加えて利用者に対して学生委員会による指導が行われる場合がある。

- (1) 利用者が、この細則に違反し、演習室の管理運営に支障を生じさせたとき、又は生じさせるおそれがあるとき。
- (2) その他センター長が利用不相当と認めるとき。

附 則

この細則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 24 年 2 月 21 日から施行する。

(4) 熊本高等専門学校情報セキュリティ学生規則

平成 24 年 11 月 20 日制定
平成 26 年 2 月 18 日一部改正

(目的)

第 1 条 この規則は、独立行政法人国立高等専門学校機構熊本高等専門学校（以下「本校」という。）における情報セキュリティの維持向上のために本校の学生が遵守すべき事項を定めるものである。

(定義)

第 2 条 この規則における用語の定義は、独立行政法人国立高等専門学校機構情報セキュリティポリシー対策規則（機構規則第 98 号）別表、及び独立行政法人国立高等専門学校機構情報格付規則（機構規則第 99 号）の定めるところによる。

(適用範囲)

第 3 条 この規則は本校内で学生が使用する情報システム（学生個人が所有する情報システムを含む。）を対象とする。

(一般的遵守事項)

第 4 条 本校の学生は、情報セキュリティ関連法令、独立行政法人国立高等専門学校機構の情報セキュリティポリシー及び実施規則を遵守しなければならない。

(一般的禁止事項)

第 5 条 本校の学生は、次の各号に掲げる行為及びこれらを助長する行為を行ってはならない。

- (1) 差別、名誉毀損、誹謗中傷、人権侵害、ハラスメントにあたる行為
- (2) 個人情報やプライバシーを侵害する行為
- (3) 守秘義務に違反する行為
- (4) 著作権等の知的財産権や肖像権を侵害する行為
- (5) 公序良俗に反する行為
- (6) 本校の社会的信用を失墜させるような行為
- (7) ネットワークを通じて行う通信の傍受等、通信の秘密を侵害する行為
- (8) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 128 号）に定められたアクセス制御を免れる行為、又はこれに類する行為
- (9) 過度な負荷等により円滑な情報システムの運用を妨げる行為
- (10) その他法令に基づく処罰の対象となる、又は損害賠償等の民事責任を発生させる行為

(本校の情報システムの利用に係わる禁止事項)

第 6 条 本校の学生は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 本校の教育研究以外の目的で本校の情報システムを利用すること、及び利用資格のない者に利用

させること。

- (2) 学校管理下のシステムにおいては、情報セキュリティ管理者の許可を得ることなしに、新たにソフトウェアをインストールすること及びコンピュータの設定の変更を行うこと。
- (3) 担任、学科長、科目担当教員、指導教員又は寮務委員（以下「関連教員」という。）を通して情報セキュリティ推進責任者の許可を得ることなしに、新たにコンピュータシステムを本校内に設置すること及び本校のネットワークに接続すること。
- (4) 関連教員を通して情報セキュリティ推進責任者の許可を得ることなしに、情報公開を行うこと。
- (5) 本校内通信回線と本校外通信回線を接続すること。
- (6) ネットワーク上の通信を監視する、又は情報システムの利用情報を取得すること。
- (7) 本校の情報システムのセキュリティ上の脆弱性を検知すること。

2 ファイルの自動公衆送信機能を持ったP2P ソフトウェアについては、利用してはならない。

（ユーザーIDの管理）

第7条 本校の学生は、本校の情報システムに係わるユーザーIDについて、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 自分に付与されたユーザーID以外のユーザーIDを用いて、本校の情報システムを利用しないこと。
- (2) 自分に付与されたユーザーIDを他者が情報システムを利用する目的のために付与又は貸与しないこと。
- (3) 自分に付与されたユーザーIDを、他者に知られるような状態で放置しないこと。

（主体認証情報の管理）

第8条 本校の学生は、本校の管理区域・安全区域への入退場又は本校の情報システムの利用認証に係わる主体認証情報について、次の各項に掲げる事項を遵守しなければならない。

2 パスワード認証について、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 他者に知られないようにすること。
- (2) 他者に教えないこと。
- (3) 容易に推測されないものにすること。
- (4) パスワードを定期的に変更するように定められている場合は、その指示に従って定期的に変更すること。

3 生体認証について、本人の情報システム利用目的以外に使用しないこと。

4 第2項及び前項の主体認証情報が他者に使用され又はその危険が発生した場合は、本校の学生は直ちに関連教員を通して情報セキュリティ推進責任者及び情報セキュリティ副責任者にその旨を報告しなければならない。

（情報システムの取扱と注意事項）

第9条 本校の学生がPCを利用する場合は、「PC取扱ガイドライン」に従って取り扱い、当該PCおよび扱う情報を適切に保護しなければならない。

第10条 本校の学生は、自己の管理するPCについて、情報セキュリティの維持を心がけるとともに、次の各号に掲げる対策を講じなければならない。

- (1) アンチウイルスソフトウェアを導入し、ウィルス感染を予防できるよう努めること。
- (2) インストールされているOSやアプリケーションソフトの脆弱性が通知された場合は、速やかに当該ソフトウェアのアップデートを実施するか、代替措置を講じること。
- (3) 自己の管理するPCの第三者による不正な遠隔操作を予防するための対策を講じること。

(4) 無許可で利用されることがないように、部屋に施錠する、アクセス制限をかける等の対策を講じること。

2 前項以外の情報セキュリティ対策については、別に定める「コンピュータシステム情報セキュリティ対策実施手順」及び「モバイルPC情報セキュリティ対策実施手順」によるものとする。

(電子メールの利用)

第11条 本校の学生が電子メールを利用する場合は、「電子メール利用ガイドライン」及び「本校外情報セキュリティ水準低下防止手順」に従うと共に、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 不正プログラムの感染、情報の漏えい、誤った相手への情報の送信等の脅威に注意すること。

(2) 学修及び学生生活に必要なこと以外での通信を行わないこと。

(3) 電子メール使用上のマナーに反する行為を行わないこと。

(ウェブの利用)

第12条 本校の学生がウェブブラウザを利用する場合は、「ウェブブラウザ利用ガイドライン」及び「本校外情報セキュリティ水準低下防止手順」に従うと共に、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 不正プログラムの感染、情報の漏えい、誤った相手への情報の送信等の脅威に注意しなければならない。

(2) 学修及び学生生活に必要なこと以外でのウェブの閲覧を行わないこと。

(本校支給以外の情報システムからの利用及び本校支給以外の情報システムの持込)

第13条 本校の学生が本校支給以外の情報システムから公開ウェブ以外の本校情報システムへアクセスする場合又は本校支給以外の情報システムを利用し本校の教育を受ける場合又は研究を行う場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 事前に関連教員を通して情報セキュリティ推進責任者に報告すること。

(2) 利用する当該情報システムには、可能な限り強固な認証システムを備えること。

(3) 当該情報システムに可能な限りアンチウィルスソフトウェアをインストールし、最新のウィルス定義ファイルに更新すること。

(4) 当該情報システムを許可された者以外に利用させない措置を講ずるとともに、不正操作等による情報漏えい及び盗難防止に注意すること。

(5) 当該情報システムで動作するソフトウェアがすべて正規のライセンスを受けたものであること。

(物理的入退場管理)

第14条 本校の学生は、物理的セキュリティについて、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 本校の敷地及び建物内では、学生証を携帯すること。

(2) 実験室、研究室、その他本校の情報資産を有する部屋を無人にする場合は、施錠するなど安全対策を講じること。

(3) 立入り権限のない敷地及び建物内には立入らないこと。

(情報セキュリティ対策教育の受講義務)

第15条 本校の学生は、「情報セキュリティ教育実施手順」に従って、情報セキュリティ教育を受講しなければならない。

(情報セキュリティインシデントの発生時における報告と応急措置)

第16条 本校の学生が情報セキュリティインシデント（以下「インシデント」という。）を発見したときは直ちに教職員にその旨を報告しなければならない。

2 前項の場合において、次の措置をとるものとする。

- (1) 当該インシデントが発生した際の対処手順の有無を確認し、当該対処手順を実施できる場合は、その手順に従うこと。
- (2) 当該インシデントについて対処手順がない場合又はその有無を確認できない場合は、その対処についての指示を受けるまで被害の拡大防止に努めるものとし、指示があった時はその指示に従うこと。

附 則

この規則は、平成24年11月20日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年2月18日から施行する。

(5) 八代キャンパス図書館の利用案内

図書館を有効に利用することは、学生生活の充実はもちろん、みなさんの一生の間にもたらされる利益は非常に大きいと思われ、学校としては図書館を大いに活用してくれることを望んでいます。

図書館閲覧室は一人用の机を多く整備していますが、グループ学習用のスペースもあり、どちらも自由に利用できます。閲覧室の資料は開架方式のため、自由に書架から取り出して利用できます。ただし、利用後は元の位置に戻してください。

閲覧室には、パソコンが設置されていますので、学内教育用サイト【S-Pagein】から、『本校蔵書検索 (OPAC)』や『熊本日日新聞の記事データ検索』、電子ジャーナル『サイエンス ダイレクト』などを利用することができます。利用方法についてわからないことがあれば、カウンターまで気軽に尋ねてください。

開館時間

月曜日～金曜日	午前 8 時30分から午後 8 時00分まで
春・夏・冬季休業期間の月曜日～金曜日	午前 8 時30分から午後 5 時00分まで
定期試験の開始日前および期間中の土曜日～日曜日・祝日	午前 9 時00分から午後 5 時30分まで

休館日

定期試験の開始日前および期間中を除く土曜日～日曜日・祝日
年末年始 (12/28～1/4)
その他、臨時休館日

利用方法

1. 閲覧

閲覧室の資料は、自由に館内で利用することができます。

2. 貸出

貸出の冊数・期間・更新

本科 1 年生～ 4 年生 3 冊・ 7 日間・更新 2 回まで

本科 5 年生、専攻科生 5 冊・ 30 日間・更新 2 回まで

借りたい図書に「学生証」を添えてカウンターに申し出てください。

3. 予約

希望する図書がすでに貸出されているときは、予約申込みができます。

希望図書が返却され次第、優先的に利用することができます。

4. 更新

予約申込みのない図書に限り、貸出期間を延長することができます。

更新 (貸出期間の延長) を希望するときは、返却期限内に、貸出中の図書を持参の上、カウンターに申し出てください。

5. 返却

図書はカウンターに返却してください。

閉館しているときは入口横のブックポストに入れてください。

6. 督促

貸出期間を一定期間超過した場合は、掲示板に氏名を掲示し、担任へ連絡することがあります。

7. 責 任

図書を汚損、あるいは紛失したときは、原則として同一の図書を弁償する責任があります。

8. 貸出しをしないもの

参考図書・新聞・雑誌・視聴覚資料・その他（禁帯出ラベルが貼ってあります。）

9. 館内資料の複写

個人の学習のため、貸出ができない資料の一部分に限り、著作権法で認められた範囲内で複写することができます。「文献複写申込書」に必要事項を記入のうえ、図書館カウンターへ申し出てください。

10. 利用質問（レファレンスサービス）

カウンターでは、図書館の利用案内や、資料や情報の探し方についての質問に対応しています。気軽にカウンターまで尋ねてください。

11. 希望図書購入

図書館で所蔵していない図書の購入を申し込むことができます。

所定の用紙に記入して申し込んでください。（予算などの都合により希望に添えないこともあります。）

12. 他図書館との相互利用

「高等教育コンソーシアム熊本」の申し合わせにより、熊本県内の大学及び高専の図書館へは学生証を提示すれば入館できます。閲覧・複写（有料）ができますが、詳細は各館の利用規定に従ってください。

13. 利用にあたっての注意

- ・資料の無断持ち出しはできません。
- ・図書館内では静粛にしてください。
- ・図書館内で飲食はできません。
- ・図書館内で携帯電話の使用は禁止です。

14. グループ学習室の利用

グループ学習室を利用したい場合は、図書館の係員に申し出てください。

(6) 熊本高等専門学校 ICT 活用学習支援センター八代キャンパス図書館利用規則

成 2 1 年 1 0 月 1 日 制定

平成 2 2 年 3 月 3 0 日 一部改正

平成 2 3 年 3 月 2 2 日 一部改正

平成 2 4 年 2 月 2 1 日 一部改正

平成 2 5 年 1 月 2 8 日 一部改正

(趣旨)

第 1 条 この規則は、熊本高等専門学校 I C T 活用学習支援センター規則第 1 0 条の規定に基づき、熊本高等専門学校（以下「本校」という。）八代キャンパス図書館の利用及び図書の閲覧、帯出に關し、必要な事項を定める。

(利用者の資格)

第 2 条 図書館を利用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 本校の職員及び学生
- (2) 本校の名誉教授
- (3) その他、図書館の利用を申し出た一般の利用者

(開館及び休館)

第 3 条 開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、校長が特に必要と認めた場合は、開館時間又は休館日を臨時に変更することができる。

(1) 開館時間

ア 月曜日～金曜日 午前 8 時 30 分から午後 8 時 00 分まで（学則第 5 条第 3 号から第 6 号に規定する休業期間中は、午前 8 時 30 分から午後 5 時まで。）

イ 本校の定期試験の開始日直前及び期間中の土曜日及び日曜日
午前 9 時から午後 5 時 30 分まで

ウ 本校の定期試験の開始日直前及び期間中の国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）

午前 9 時から午後 5 時 30 分まで

(2) 休館日

ア 前号イを除く土曜日及び日曜日

イ 前号ウを除く祝日法による休日

ウ 1 2 月 2 8 日から翌年 1 月 4 日までの日（祝日法による休日を除く）

エ その他の臨時休館日

(館内閲覧)

第 4 条 館内で閲覧する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 閲覧室への入室に際しては、教職員及び学生にあつては身分証明書等を提示し、それ以外の者にあつては氏名、住所を所定の受付簿に記載すること。
- (2) 閲覧室へは、学習用具以外は、持ち込まないこと。
- (3) 館内では、係員の指示に従うこと。
- (4) 館内では、静肅を旨とし、館内の秩序を乱し、又は閲覧者の妨害になるような行為は厳に慎む

こと。

(5) 閲覧が終わった図書は正確に元の位置へ返すこと。

(館外帯出)

第5条 図書の帯出を希望する者は、学生にあっては学生証を、それ以外の者にあっては図書館利用証を係員に提出するものとする。

第6条 学生が帯出できる冊数は3冊までとし、その期間は1週間以内とする。

第7条 教職員及び学生の卒業研究のための特別帯出は5冊までとし、その期間は1か月以内とする。

第8条 本校の学生・教職員以外で研究と学習を目的として希望する者については、帯出できる冊数を3冊までとし、その期間は2週間以内とする。

第9条 夏季休業期間及び冬季休業期間その他 ICT 活用学習支援センター長（以下「センター長」という。）が特に必要と認めた場合は、前3条の規定にかかわらず、長期に帯出することができる。

2 前項の帯出に関しては、別に定める。

第10条 返却期限後も引き続き帯出を希望する場合は、当該図書を持参のうえ、帯出延長の手続きをしなければならない。

第11条 研究・教育上特に常備の必要がある図書については、第7条、第9条及び第10条の規定にかかわらず、教員の申し出により、相当の長期の間、教員室等に備え付けることができる。

2 前項の帯出に関しては、別に定める。

第12条 帯出した図書は、帯出者が責任をもって保管し、転貸借してはならない。

(帯出制限図書)

第13条 次に掲げる図書は、センター長が特に許可したもののほか、帯出を認めない。

- (1) 貴重図書及び特殊図書
- (2) 辞書、索引等の参考図書
- (3) 定期刊行物の最新号
- (4) その他センター長が帯出制限に指定した図書

(返却)

第14条 帯出を受けた図書は、貸出期限内に返却しなければならない。

2 帯出を受けている者が、本校の職員又は学生としての身分を失ったとき、若しくは休職又は休学するときは、直ちに当該帯出図書を返却しなければならない。

3 帯出図書は、帯出許可の期間内であっても、センター長から返却の請求があったときは、速やかに返却するものとする。

(文献複写)

第15条 文献複写を希望する者は、図書係員に申し出て、その指示に従うものとする。

(弁償責任)

第16条 図書を故意又は重大な過失により破損、汚損又は紛失した者は、これを弁償し、又は必要な費用を賠償しなければならない。

(利用心得等)

第17条 図書館を利用し、又は図書を閲覧、帯出する者は、この規則及び別に定める利用心得を遵守しなければならない。

(利用の禁止)

第18条 この規則及び別に定める利用心得に違反したときは、図書館の利用又は図書の閲覧、帯出を禁止することがある。

(個人情報の漏えい防止)

第19条 図書館において管理する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料に記録されている個人情報(公文書等の管理に関する法律施行令第4条第5号で規定する個人情報をいう。)については、独立行政法人国立高等専門学校機構個人情報管理規則(機構規則第65号第40条)の規定に基づき、その漏えい防止のための措置を講ずるものとする。

(雑則)

第20条 図書館資料を利用者の閲覧に供するため、図書館資料の目録及びこの規則を常時閲覧室内に備え付けるものとする。

第21条 この規則に定めるもののほか、図書館の利用、図書の閲覧及び帯出に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年2月21日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年1月28日から施行する。

1 1. 寮生活

(1) 熊本高等専門学校学寮規則

(趣旨)

第1条 この規則は、熊本高等専門学校（以下「本校」という。）学則第67条第3項の規定に基づき、学寮の管理運営について必要な事項を定める。

(設置の目的)

第2条 学寮は、本校の教育施設として学生の修学に便宜を供与し、かつ、人間形成を助長して、教育目標の達成に資することを目的とする。

(学寮生活の基本)

第3条 学寮に入寮する学生（以下「寮生」という。）は、この規則及びこの規則に基づいて定められた諸規則を守り、自己及び共同生活の向上充実に努めなければならない。

(名称)

第4条 熊本キャンパスの学寮は、明和寮と称する。八代キャンパスの男子寮は八龍寮、女子寮は夕葉寮と称する。

(管理運営責任者等)

第5条 学寮は、校長が管理する。

2 学寮の管理運営に関する事項は、校長の命を受けて寮務主事が処理する。

3 寮務主事は、学生主事と緊密な連絡を保ち、寮生の教育及び生活の指導監督に当たるものとする。

(寮務委員会)

第6条 学寮の管理運営に関する事項は、寮務委員会において審議する。

2 寮務委員会の組織及び運営に関する必要な事項は、別に定める。

(入寮)

第7条 学寮に入寮できる者は本校学生、又は校長が許可する者とする。

2 学寮に入寮を希望する者は、入寮願（別紙様式第1号）を学級担任、寮務主事を経て校長に提出しなければならない。

(入寮期間)

第8条 入寮期間は、当該年度限りとし、引き続き在寮を希望する者は、改めて入寮願を校長に提出しなければならない。

(入寮選考及び許可)

第9条 入寮希望者の選考は、寮務委員会で行い、校長が許可する。

2 入寮を許可された者は、入寮時に誓約書（別紙様式第2号）を提出しなければならない。

(退寮)

第10条 学寮を退寮しようとする者は、退寮願（別紙様式第3号）を学級担任、寮務主事を経て校長に提出し、許可を受けなければならない。

2 寮生が、次の各号のいずれかに該当するときは、校長は退寮を命ずる。

- (1) 本校学生の身分を失ったとき。
- (2) 第14条に定める経費の納付を怠ったとき。
- (3) 疾病その他により保健衛生上共同生活に適しないと認めたとき。
- (4) その他学寮の管理運営上著しく支障をきたす行為があったとき。

(教育的措置)

第11条 寮生で、本規則、学則及び学生準則並びに別途定める規則に違反した者は、寮務主事が教育的措置を講ずる。

2 寮生の処分手続きについては別に定める。

(生活規律)

第12条 寮生は、別に定める「寮生心得」を遵守しなければならない。

2 寮生が寮内において集会を開くときは、事前に寮務主事の許可を受けなければならない。

(寮生会)

第13条 寮生は、校長の承認する範囲内において寮生活を自律的に運営するための組織（以下「寮生会」という。）を設けることができる。

2 寮生会の活動は、寮生相互の個人生活を侵すことなく、かつ、本校諸規則等に違反しないものでなければならない。

3 寮生会については、別に定める。

(寄宿料及び諸経費)

第14条 寄宿料は、別に定める金額を、別に定める期日までに納付しなければならない。

2 寮生は、食費その他寮生活に必要な各キャンパスごとに定める諸経費を納付しなければならない。

3 寄宿料の免除については、別に定める。

(防火安全)

第15条 寮生は、火災その他の災害防止について常時注意するとともに、学校の行う防火訓練その他の措置について協力しなければならない。

2 火気の使用は、指定の場所以外で使用してはならない。

3 寮生は、災害又は事故の発生を知った場合は、直ちに臨機の処置をとるとともに関係教職員に報告し、その指示に従って行動しなければならない。

4 学寮における火災発生時の避難心得については、別に定める。

(保健衛生)

第16条 寮生は、各自健康の維持及び増進に留意するとともに、学寮内外の清潔に努めなければならない。

2 学校が実施する健康診断は、必ず受けなければならない。

3 疾病にかかった者は直ちに寮務主事に申し出て、その指示に従わなければならない。

(施設、設備の使用)

第17条 学寮の施設、設備の使用については、別に定める。

(損害賠償)

第18条 寮生は、施設・設備等を故意又は重大な過失により滅失又は汚損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(閉寮)

第19条 本校の長期休業中は、原則として学寮を閉鎖する。

(雑則)

第20条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し、必要な事項はキャンパス毎に別に定める。

附 則

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

○熊本高等専門学校八龍寮専攻科フロア管理運営要項

平成24年3月23日制定

平成28年3月22日改正

(趣旨)

第1条 この要項は、学寮規則によるもののほか、熊本高等専門学校（以下「本校」という。）八龍寮専攻科フロア（以下「専攻科フロア」という。）の管理運営について必要な事項を定める。

(設置の目的)

第2条 専攻科フロアは、本校の教育施設として八龍寮内に設置し、専攻科フロアに入寮する専攻科学生（以下「専攻科寮生」という。）の修学に便宜を供与することを目的とする。

(管理運営責任者等)

第3条 専攻科フロアの管理運営に関する事項は、寮務主事と連携して生産システム工学専攻長（以下「専攻長」という。）が処理する。

2 専攻長は、寮務主事と連携して、専攻科寮生の教育及び生活の指導監督に当たるものとする。

(入寮)

第4条 専攻科フロアに入寮できる者は、本校生産システム工学専攻男子学生（以下「専攻科生」という。）とする。

2 入寮を希望する専攻科生は、専攻長が定める期日までに入寮願（別紙様式第1号）を校長に提出しなければならない。

(入寮選考及び許可)

第5条 入寮者は、専攻部会で選考し、校長が入寮を許可する。

2 入寮を許可された者は、入寮時に誓約書（別紙様式第2号）を提出しなければならない。

(退寮)

第6条 退寮希望者は、退寮願（別紙様式第3号）を校長に提出しなければならない。

2 校長は、専攻科寮生が次の各号のいずれかに該当するときは、専攻部会の審議を経て退寮を命ずることができる。

- (1) 本校学生の身分を失った場合
 - (2) 寄宿料又は諸経費を滞納した場合
 - (3) 停学を命ぜられた者で、退寮が適当と認められる場合
 - (4) 疾病等により、保健衛生上寮生活が不適當と認められる場合
 - (5) 寮において飲酒や喫煙をした場合
 - (6) 寮生以外の者を宿泊させた場合
 - (7) 寮において、著しく秩序を乱す行為があったと認められる場合
 - (8) 異性フロアおよび異性の居室に侵入した場合、または侵入をほう助した場合
 - (9) その他この要項に著しく違反する行為があったと認められる場合
- 3 退寮を命じられた者は、その日から14日以内に退寮しなければならない。

(再入寮の制限等)

第7条 退寮した専攻科生が再入寮を希望する場合、専攻部会の審議を経て、校長が再入寮を許可する。ただし、前条第2項第2号から第8号までのいずれかに該当し、退寮を命じられた者については、再入寮を認めない。

2 前項の手続きについては、第4条第2項及び第5条第2項の規定に準ずる。

(点呼および門限)

第8条 門限は男子専攻科生にあつては23時、女子専攻科生にあつては22時とする。

2 専攻科寮生は門限点呼により、所在の確認を受けなければならない。

3 開寮時の帰省、外泊および研究等で延刻する場合は、事前にその旨を点呼名簿に記載しなければならない。ただし、長期休業中における帰省及び外泊については専攻部会に連絡しなければならない。

(アルバイト)

第9条 アルバイトについては、保証人及び本人の責任で行うこととする。

(寮生組織)

第10条 専攻科フロアの管理運営をより円滑にすることを目的として、男子専攻科寮生から各学年代表を各1名ずつ、女子専攻科寮生から1名選出し、専攻科寮生役員会を組織する。

(閉寮)

第11条 校長は、保健衛生管理上必要がある場合、施設の改修を行う場合及び校長が必要と認めた場合は閉寮することができる。

(雑則)

第12条 この要項に定めるもののほか、専攻科フロアの管理運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成24年4月1日から施行する。

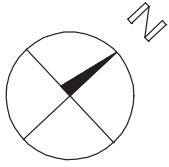
この要項は、平成28年4月1日から施行する。

12. その他

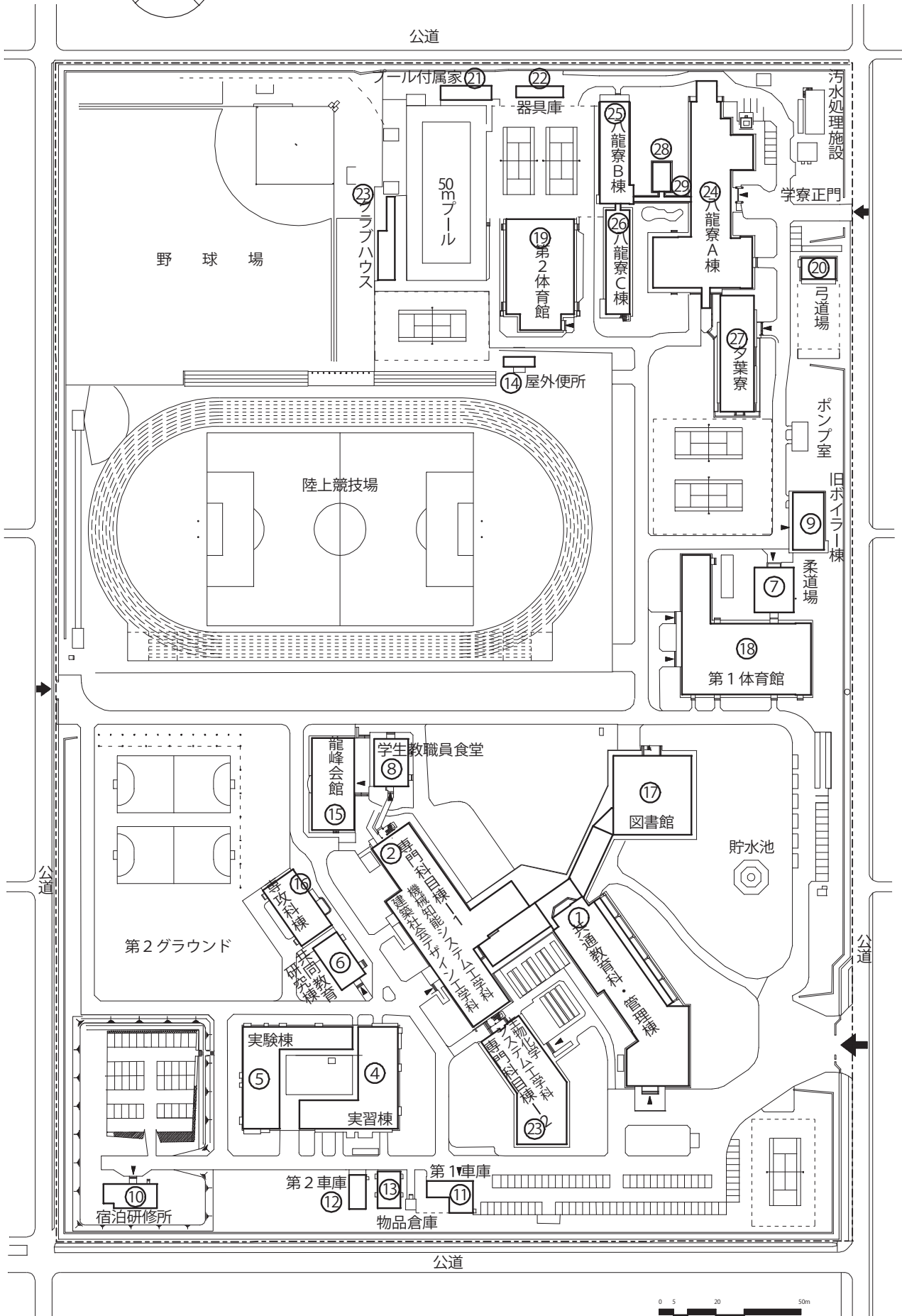
1. 納付金一覧

(平成28年4月1日現在)

種 別	金 額		納 期		担当係	備 考
入 学 料	84,600円		指定期日		学務係	
授 業 料	年額	234,600円	前期分	4月	学務係	
			後期分	10月		
日本スポーツ振興センター災害共済給付制度保護者負担金	年額	1,520円	4月		学生係	
熊本県 PTA 災害見舞金	年額	800円	4月		学生係	
寄 宿 料	2人部屋	個室	前期分	4月	寮務係	寮 生
	前期	前期				
	4,200円	4,800円	後期分	10月		
	後期	後期				
4,200円	4,800円					
寮 費		32,400円	前期分	4月	寮務係	寮 生
		32,400円	後期分	10月		
寮 給 食 費	月 額	28,500円 (概算)		毎月	給食委託業者	寮 生
後 援 会 費	10,000円		前期分	4月	総務係	
	10,000円		後期分	10月		
就職模試受験料	2,500円		4月		学生係	専攻科1年生



(3) 建物配置図



「生産システム工学」教育プログラム 履修の手引き

(2016年度 専攻科入学生対応)

革新する技術, 創造する未来

～夢へ翔る熊本高専～

2016年4月

熊本高等専門学校
(八代キャンパス)

目次	1
1. はじめに	2
2. 本校の理念と目的	2
2-1. 熊本高専の理念と目的	2
2-2. 「生産システム工学」教育プログラムの目的	2
3. 「生産システム工学」教育プログラム	2
4. 「生産システム工学」教育プログラムの目指す専門工学	4
5. 「生産システム工学」教育プログラムの履修対象者	5
6. 専攻科入学とプログラムの履修登録	5
6-1. 専攻科への入学資格と修了要件	5
6-2. 専攻科入学と「生産システム工学」教育プログラムの履修登録	5
7. 「生産システム工学」教育プログラムの学習・教育到達目標	5
7-1. 「生産システム工学」教育プログラムの教育の柱	5
7-2. 「生産システム工学」教育プログラムの学習・教育目標及び 学習・教育到達目標	6
7-3. JABEE 共通基準の具体的な学習・教育すべき知識と能力	6
8. 「生産システム工学」教育プログラムの修了要件	8
9. 学習・教育到達目標の達成度評価基準と科目群分類	9
10. 科目履修について	14
10-1. 履修計画	14
10-2. プログラム単位の認定	14
10-3. 他の高等教育機関等で修得した単位および編入学生が編入前に 修得した単位の認定	14
10-4. 本科4年・5年で修得したプログラム単位の証明について	15
11. 学習時間	16
11-1. 学習時間	16
11-2. 学習時間と単位の認定	16
12. 特別研究のテーマ選択と特別研究指導教員	16
13. 学士の学位の取得について	17
14. プログラムの総合評価について	19
参考資料 1. 日本技術者教育認定機構（JABEE）について	20
参考資料 2. 再評価について	22
参考資料 3. 特別研究指導要項と配属の流れ	24
参考資料 4. 特別研究Ⅰ評価表	26
参考資料 5. 特別研究Ⅱ評価表	28
参考資料 6. 特別演習評価表	30
参考資料 7. 学習等達成度記録簿	31
参考資料 8. 「生産システム工学」教育プログラム関連規則等一覧	34

1. はじめに

今日の産業技術は、言語や国境を越えた国際化が急速に進み、あらゆる分野において複合化・融合化が進んでいます。しかも、日々高度になっています。産業技術は人間社会や自然環境に影響を及ぼしますから、社会環境と自然環境が調和を保ちながら共生していくことについて配慮することも求められています。

産業技術を駆使して「モノづくり」を行うのは一人一人の技術者です。したがって、産業技術の複合化・融合化が進む現代では、狭い専門分野に留まらず工学の基礎となる幅広い知識と技術を確実に身に付け、工学の諸分野に発生する諸問題を発見して解決できる能力を備えた技術者、豊かな人間性と規律を持つ技術者、そして柔軟さと好奇心をもって問題解決に積極的に向き合う技術者が求められています。

熊本高専八代キャンパス（以下本校）では、これからの社会の要請に応えられる技術者教育を実施するために、これまでの教育システムを見直して、本科5年間と専攻科2年間の7年間を通した「八代キャンパス 総合教育プログラム」を策定して、平成14年度より実施しています。総合教育プログラムでは、本校の理念と教育目標のもとに、本科1、2年を“人としての基盤形成期”、本科3年を“専門基礎の修得期”としています。そして本科4年から専攻科2年までの4年間を、“専門性の確立と複眼的視野の獲得期”と捉えて、狭い専門分野に留まらず工学の基礎となる幅広い知識と技術を確実に身に付けるための4年間を一貫した「生産システム工学」教育プログラム（以下、教育プログラムと言う。）としています。この教育プログラムでは、4年間の学習・教育を通して技術者教育の国際水準を認定する日本技術者教育認定機構（Japan Accreditation Board for Engineering Education：JABEE：24ページ参照）の「工学（融合複合・新領域）分野」基準に適合したカリキュラムを設定しています。

学生諸君は、この履修の手引をよく読んで、教育プログラム修了生としての要件をよく理解し、勉学に励んでください。

2. 本校の理念と目的

熊本高専では、次に示すような「熊本高専の理念と目的」「生産システム工学」教育プログラムの目的」を掲げています。

2-1. 熊本高専の理念と目的（短文表記）

〔理念〕

本校は、専門分野の知識と技術を有し、技術者としての人間力を備えた、国際的にも通用する実践的・創造的な技術者の育成および科学技術による地域社会への貢献を使命とする。

〔目的〕

本校は、職業に必要な実践的かつ専門的な知識及び技術を有する創造的な人材を育成することを目的とする。

2-2. 「生産システム工学」教育プログラムの目的

本教育プログラムは、産業構造の複雑化・多様化に対応し、モノづくりの現場で「大局着眼、小局着手」を実行できる自立した実践的高度技術者を育成することを目的とする。

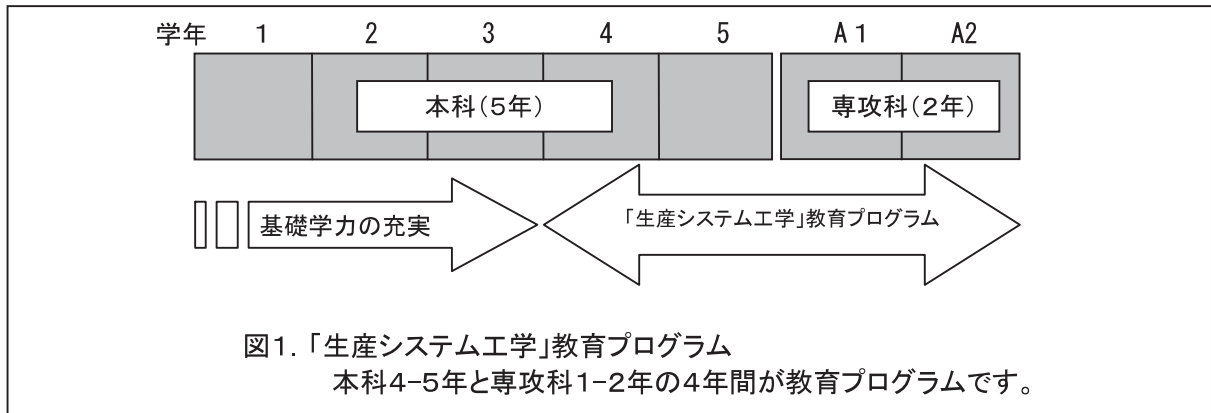
この教育目標にある“自立した実践的技術者”とは、「複眼的な視点から技術を理解し、実践の場において、地域・社会のニーズに応え、アイデアを実現できる能力を備えた技術者」です。

3. 「生産システム工学」教育プログラム

2-2に示したように、生産システム工学教育プログラムは“融合化・複合化が進むモノづくりの現場で「大局着眼、小局着手」を実行できる自立した実践的高度技術者を育成する”ことを目標としています。

もちろん、これまで本校が実施してきた5年間一貫の本科教育による工学の基礎学力の定着と、本科教育で身につけた基礎学力を更に充実させる2年間の専攻科教育の枠組みは、これからも改善を続けながら継続されます。

国際化と融合化・複合化が進み、日々高度化するモノづくりの現場で活躍できる実践的技術者を育成するためには、図1のようにこれまでの本校での教育の枠組みを生かしながら、「**本科4年次から専攻科2年次までの4年間を連続させた教育プログラム**」が求められるようになっていきます。この4年間の教育プログラムが熊本高専八代キャンパスの教育プログラムです。



JABEE では、高専、大学を区別せず、技術者教育の水準を審査・認定します。JABEE によって認定を受けた教育プログラムの卒業生は、修習技術者となり技術士一次試験免除となり、日本技術士会で登録することで技術士補の国家資格が得られます。この資格は世界で通用します。本校の本科および専攻科のカリキュラムは、4年間の教育プログラムが JABEE の「工学（融合複合・新領域）」分野の基準に適合するように設計されています。

本校の教育プログラムの修了要件を満たした専攻科修了生は「応用理学」分野での修習技術者の資格が取得できます。

専攻科の生産システム工学専攻では、「準学士課程における機械知能系、建築社会デザイン系、生物化学系の何れかの複合型専門を基礎として、モノづくりの基盤をデザインしこれを展開して、国際的な視点に立ったイノベーション創成を担うことのできる高度な開発技術者及び地域産業の発展に貢献できる技術者の育成」を目的としています。本科の複合型専門を基礎として、1つの教育プログラムとなるように共通必修科目を配置するとともに、一人一人の学生の得意とする専門領域の実践力を深める専門選択科目を設定しています（図2）。

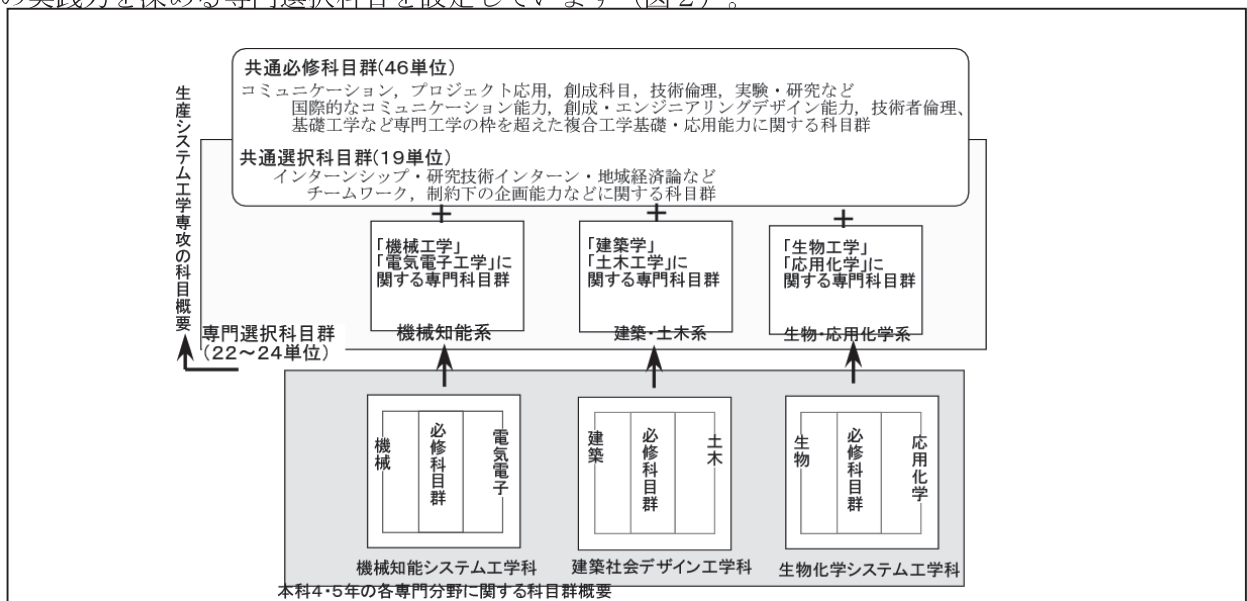


図2. 専攻科での科目配置

必修科目の「応用プロジェクト」や「創成実践技術」などでは、学科・専攻の枠を超えて、得意とする専門分野の知識や技術を活かしながらエンジニアリングデザイン能力や創成能力を習得できるような PBL (Problem/Project Based Learning)を導入しています。また、長期インターンシップや外部機関との共同教育によるプロジェクト科目などの履修が可能な共通選択科目を加えました。

4. 「生産システム工学」教育プログラムの目指す専門工学

熊本高専八代キャンパス（以下本校）は、昭和49年（1974年）に機械工学と電気工学を融合した「機械電気工学科」、情報工学と電子工学を融合した「情報電子工学科」および土木工学と建築学を融合した「土木建築工学科」の3つの複合学科で旧八代高専として設立されました。その後平成元年には生物学と化学を融合した「生物工学科」が加わり、平成6年には機械電気工学科と情報電子工学科を基盤とする「生産情報工学専攻」、土木建築工学科を基盤とする「環境建設工学専攻」および生物工学科を基盤とする「生物工学専攻」の3専攻科が設立されました。現在では熊本高専八代キャンパスとして、4学科1専攻の枠組みとなっています。このように、本校は設立当初から“近接する異分野の基礎と専門を相互に補完しながら、柔軟で複眼的な視野を備えた実践的技術者を育成する”ことを教育の柱とした「融合・複合」の理念をもった高専であり、この柱は JABEE の「融合・複合」領域の考えとほぼ同じです。このような設立当初からの伝統や資産を考慮して本校プログラムの学習・教育到達目標は設定されています。

本教育プログラムでは、どのような分野の技術者にも共通して求められるコミュニケーション、地球的視野、技術倫理、基礎工学などの基礎能力を身につけるとともに、各自の核となる専門工学を修めるように教育システムを工夫しています。図3は本校プログラムの目指す専門工学と、それを達成するための教育システムを表しています。

「生産システム工学」の目指す専門工学の定義は、

「機械工学」、「電気電子工学」、「建築学」、「土木工学」、「生物工学」、「応用化学工学」の専門工学について、「機械工学」と「電気電子工学」、「建築学」と「土木工学」、「生物工学」と「応用化学」のようにそれぞれ2

つの専門工学が複合した機械知能系、建築社会デザイン系、生物化学系の何れかの複合型専門を基礎として、生産への工学的応用に繋ぐ複合工学です。

この本校教育プログラムの目指す専門工学の定義は、言い換えると「複眼・モノづくり」であり、“複眼的視点に立って工学的に問題解決を目指すモノづくり工学”であり、社会（世界や地域社会）への貢献と、環境へ配慮した“社会と環境へ向けられたモノづくり工学”です。

この様に、本校の教育プログラムでは、本科4年から専攻科2年までの4年間の学習で、各自の専門技術とその周辺技術を深めて、社会と環境に目を向けて複眼的な視点から問題を解決すること

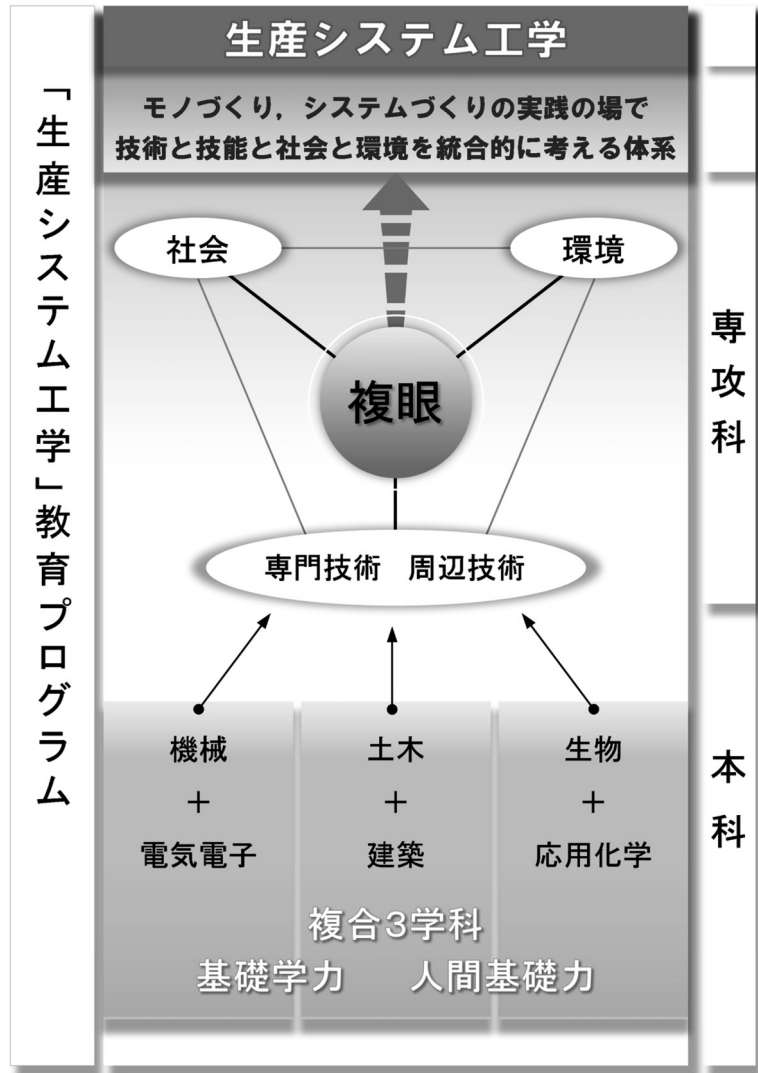


図3. 「生産システム工学」教育プログラムの教育システム

のできる「複眼・モノづくり」専門工学が修得できるように設計されています。

5. 「生産システム工学」教育プログラムの履修対象者

教育プログラムは、本科4、5年及び専攻科1年、2年の4年間の学習で構成されていますので、「本科3年を修了し4年次に進級した者」および「高校等から4年次に編入学した者」全員がプログラム履修対象者となります。

従って、本科4年への進級は、教育プログラムへの入学となります。そして、本科4年、5年の2年間の学習は本教育プログラムの前半の課程、専攻科1年、2年の2年間の学習はプログラムの後半の課程となります。

履修対象者は本科4年から専攻科2年までの履修対象期間の学習について、教育プログラムポートフォリオ（参考資料（31ページ）の「学習等達成度記録簿」）に記録し、達成度の自己点検を行うこととしています。

6. 専攻科入学とプログラムの履修登録

6-1. 専攻科への入学資格と修了要件

本校の専攻科に入学できる者は、本校の学則第11章第52条に専攻科の入学資格として規定されています。専攻科を修了するためには、8ページに示す教育プログラムの修了要件のうち、「1. 学士の学位の取得」を除く全ての教育プログラムの修了要件を満たさねばなりません。

6-2. 専攻科入学と「生産システム工学」教育プログラムの履修登録

5項で示したように、教育プログラムは本科4年から専攻科2年までの4年間の学習で構成され、「本科3年を修了し4年次に進級した者および高校等から本校の4年次に編入学した者全員」をプログラム履修者として規定しています。

しかし、本科を卒業する学生の進路は多様で、専攻科への入学では次のようなケースがあります。

- (1) 本校を卒業して、本校専攻科に入学する者
- (2) 本校を卒業して一度就職し、その後本校専攻科に入学する者
- (3) 他の高専等を卒業して本校専攻科に入学する者

このように、専攻科への入学には色々なケースがありますので、「履修者の最終登録」は本校専攻科入学時に行います。

この他にも、本校卒業後に大学等の他の高等教育機関に進む者もいます。この場合には、編入学先の大学が設定するJABEEプログラムの履修対象者となる可能性が高くなります。

これらにより、本科4年以上の学生は、進学や就職にかかわらず、全員が教育プログラムの履修生であることを自覚して下さい。

なお、上記(3)の「他の高専等を卒業して本校専攻科に入学する者」は、本教育プログラムへの途中編入となります。途中編入学生が、編入前に修得した単位および本教育プログラムの学生が他の高等教育機関で修得した単位の取り扱いについては、14ページの10-3項を参照して下さい。

7. 「生産システム工学」教育プログラムの学習・教育到達目標

7-1. 「生産システム工学」教育プログラムの教育の柱

教育プログラムでは、2ページの“「生産システム工学」教育プログラムの目的”に掲げた“産業構造の複雑化・多様化に対応し、モノづくりの現場で「大局着眼、小局着手」を実行できる自立した実践的高度技術者”を育成するために、次の2つを教育の柱としています。

- I. さまざまな複合的技術要素を必要とするモノづくりの現場で、一人一人の最も得意とする専門分野の工学と教育プログラムで学習する複合工学を、具体的なデザインや生産手法に活かすことのできるエンジニア教育
- II. 地域の社会や文化への理解と参加意欲をもち、地球的視点で物事を捉えられるエンジニア教育

このため、教育プログラムでは、以下の「学習・教育到達目標」として設定しています。学習・教育到達目標は、6項目の**大目標**と、それぞれの大目標を達成するための、より具体的な到達目標から構成されています。各教科のシラバスには、この「学習・教育到達目標」との対応と、後述するJABEEの共通基準との対応が示されています。

7-2. 「生産システム工学」教育プログラムの学習・教育目標及び学習・教育到達目標

- (1) 日本語および英語のコミュニケーション能力を有し、国際的に活躍できる技術者
 - 1-1: 日本語による適切な文章表現及び口頭の意味伝達ができる
 - 1-2: 英語で書かれた技術文書の概要・要旨がつかめる
 - 1-3: 研究の英文概要を書くことができ、発表資料などに英語を用いることができる
- (2) ICTに関する基本的技術および工学への応用技術を身に付けた技術者
 - 2-1: ICT技術を活用した計測技術を使い実験データを収集することができる
 - 2-2: 収集したデータや情報を数値的処理を用いて分析し専門工学での問題解決に繋げることができる
- (3) 多分野における技術の基礎となる知識と技能 及びその分野の専門技術に関する高度な知識と能力を持ち、複眼的な視点から問題を解決し、産業技術分野への活用を実践できる技術者
 - 3-1: 数学・自然科学の基礎知識を、専門分野の課題で活用することができる
 - 3-2: 多様な専門分野の関連性を理解し、多面的に捉えることができる
 - 3-3: 基礎知識を活用して工学的問題を理解し、説明できる
 - 3-4: 基礎的な実験技術を用いて、実験を企画・実行して結果の分析・評価ができる
- (4) 知徳体の調和した人間性および社会性・協働性を身に付けた技術者
 - 4-1: 幅広い知識を身につけ、地球の視点から問題を捉えることができる
 - 4-2: 異文化を理解し、価値観の多様性を認識することができる
 - 4-3: 社会参加への意欲と関心をもつことができる
 - 4-4: グループでの活動に参加し、他のメンバーと協働して課題に取り組むことができる
- (5) 広い視野と技術のあり方に対する倫理観を身に付け、社会への貢献意識を持つ技術者
 - 5-1: 科学技術に関する倫理的課題について理解し、指摘することができる
 - 5-2: 実務上の問題を理解し、技術的・倫理的知識を適用することができる
- (6) 知的探求心を持ち、問題解決へ向けて主体的・創造的に取り組むことができる技術者
 - 6-1: 知的好奇心と探求心を持って、幅広い分野の課題に取り組むことができる
 - 6-2: 得意とする専門分野の知識・技術と情報を駆使して、社会の要求に応じた問題解決の方法を企画、デザインすることができる
 - 6-3: 研究や学習状況を把握・記録して自主的・継続的に学習できる

7-3. JABEE 共通基準の具体的な学習・教育すべき知識と能力

JABEE では、プログラム修了生が身につける具体的な学習・教育すべき知識と能力を次の(a)から(i)の9項目に設定しています。このうち、個別基準は「工学(融合複合・新領域)関連分野」

の分野別基準です。

- (a) 地球的視点から多面的に物事を考える能力とその素養
- (b) 技術が社会や自然に及ぼす影響や効果および技術者が社会に対して負っている責任に関する理解
- (c) 数学、自然科学および情報技術に関する知識とそれらを活用できる能力
- (d) 該当する分野の専門技術に関する知識とそれらを問題解決に応用できる能力（個別基準1(2)(d)を参照）
- (e) 種々の科学、技術および情報を利用して社会の要求を解決するためのデザイン能力
- (f) 日本語による論理的な記述力、口頭発表力、討議等のコミュニケーション能力および国際的に通用するコミュニケーション基礎能力
- (g) 自主的、継続的に学習できる能力
- (h) 与えられた制約の下で計画的に仕事を進め、まとめる能力
- (i) チームで仕事をするための能力

【個別基準】

基準 2.1(1) [工学（融合複合・新領域）及び関連のエンジニアリング分野にふさわしい「数学・自然科学及び科学技術に関する内容」基礎工学の知識・能力
 基礎工学として、①設計・システム科目群、②情報・論理系科目群、③材料・バイオ系科目群、④力学系科目群、⑤社会技術系科目群の5群からなり、各群から少なくとも1科目、合計最低6科目についての知識と能力

基準 1(2)(d)

- (1) 専門工学（工学（融合複合・新領域）における専門工学の内容は申請大学が規定する）の知識と能力
- (2) いくつかの工学の基礎的な知識・技術を駆使して実験を計画・遂行し、データを正確に解析し、工学的に考察し、かつ説明・説得する能力
- (3) 工学の基礎的な知識・技術を統合し、創造性を発揮して課題を探究し、組み立て、解決する能力
- (4) 技術者が経験する実務上の問題点と課題を理解し、適切に対応する基礎的な能力

6 ページに示した教育プログラムの6項目の学習・教育到達目標と、JABEE 基準の(a)から(i)の具体的な学習・教育すべき知識と能力との対応を表にすると、表1のようになります。

表1. 「生産システム工学」教育プログラムの学習・教育到達目標と、JABEE 基準の学習・教育すべき具体的な知識と能力（a～i）の対応

◎：主体的に対応、○：付随的に対応

		JABEE基準1(2), 基準2.1(1)の知識・能力												
		a	b	c	個別基準				e	f	g	h	i	
					2.1(1)	1(2)(d)								
						(1)	(2)	(3)						(4)
学習・教育到達目標	(1)	1-1								◎				
		1-2								◎				
		1-3								◎				
	(2)	2-1			◎			○						
		2-2						◎						
	(3)	3-1			◎									
		3-2				◎								
		3-3			○		◎		○					
		3-4					◎					○	◎	
	(4)	4-1	◎	○										
		4-2	◎	○										
		4-3												◎
		4-4												◎
	(5)	5-1	○	◎										
		5-2							◎					
	(6)	6-1						◎		○				
		6-2							◎			○		○
		6-3										◎	◎	

8. 「生産システム工学」教育プログラムの修了要件

教育プログラムを修了するためには、専攻科を修了し、次の各号の要件を全て満たさなければなりません。

学習・教育目標と科目との対応、および達成度評価方法と評価基準の関係については表3と表3別表-1から表3別表-3（10～13ページ）を参照して下さい。また、科目群分類については別表2を参照して下さい。

なお、下記の要件のうち2.から8.の要件は専攻科の修了要件でもありますので（5ページ参照）、これらの要件を満たせない場合専攻科を修了できません。

1. 学士の学位を取得すること（学士の学位の取得については22ページを参照）。
2. 教育プログラムにおいて、プログラム単位を124単位以上修得すること
3. 口頭で自分の研究内容を発表できること、学外での発表を目指すこと
4. インターンシップを経験し、実践的な課題解決のための基礎力を身につけること（注-ア）
5. 表3の「数学・自然科学・情報技術科目群」について、要件を満たして修得していること
6. 表3の「基礎工学の次の5科目群」について、各科目群から少なくとも1科目を含む7科目以上修得していること
 - ①設計・システム系科目群, ②情報・論理系科目群, ③材料・バイオ系科目群
 - ④力学系科目群, ⑤社会技術系科目群
7. 表3に示す「専門工学の次の4科目群（個別基準1(2)(d)-(1)～(4)）」について、表3に示す達成度評価基準を満たして科目を修得していること
 - (1) 専門工学の知識と能力科目群
 - (2) いくつかの工学の基礎的な知識・技術を駆使して実験を計画・遂行し、データを正確に解析し、工学的に考察し、かつ説明・説得する能力科目群
 - (3) 工学の基礎的な知識・技術を統合し、創造性を発揮して課題を探究し、組み立て、解決する能力科目群
 - (4) 技術者が経験する実務上の問題点と課題を理解し、適切に対応する基礎的な能力科目群
8. 上記の要件を含めて、表3に示す達成度評価基準をすべて満足していること

表2. 教育プログラムの修了要件についての補足説明

注 意	補 足 事 項
(ア)	インターンシップは、プログラム1年次(本科4年)からプログラム4年次(専攻科2年)までの4年間で延べ14日以上経験する必要があります。日数には、移動日や実習先の休日を含みません。
(イ)	平成26年度入学生までは、旧カリキュラムの履修生であるため、平成26年度入学生の修了要件を参照すること。

9. 学習・教育到達目標の達成度評価基準と科目群分類

9-1. JABEE 基準に対応する科目群の分類

JABEE では、学習・教育すべき知識と能力の内容（a）～（i）に対応する科目群を規定していますので、本校の教育プログラムでは科目構成を次の4つの区分に分類しています。

1. 人文・社会科学（語学を含む）
2. 数学・自然科学・情報技術
3. 基礎工学
4. 専門工学

表3に、平成27年度の専攻科入学者に対応したこれらの科目群分類を示しています。

表3別表1～3では、それぞれの学習・教育到達目標ごとに本科4年から専攻科2年までの4年間で履修することのできるすべての科目が記入されています（表中では、専攻科での開講科目をゴシック体で示しています。）

各科目の単位数、授業時間数そして具体的な目標や評価基準などの詳しい状況については、各科目のシラバスを見てください。

表3に、平成27年度専攻科入学生に対応した、本校の教育プログラムの学習・教育到達目標（7-2項、6ページ）のそれぞれの「大目標」と、具体的な「サブ目標」、それぞれのサブ目標の評価基準と科目群分類を示しています。

また、表3別表の1～3には、それぞれの学習・教育到達目標に対応した各学科・系の科目群が示されています。

表3にはまた、総合評価基準として本校の教育プログラムの修了要件も示しています。修了要件の詳細については8項（8ページ）に示しましたが、JABEE プログラムでは各科目の達成目標を満たして単位を修得するとともに、学士号の取得やインターンシップの経験など、総合的な評価基準を満たすことが必要になりますので、表3の「達成度評価基準」および「科目群分類」の欄の記載を必ず確認して下さい。

注意

○学習・教育到達目標と科目との対応

本科および専攻科で開講されている科目は、学習・教育到達目標の達成や修了要件の確認のために、幾つかの区分に分類されています。表3別表の1～3では、一つ一つの科目が表3の学習・教育到達目標のそれぞれのサブ目標に主体的に対応する場合は◎で、付随的に対応する場合は○で示されています。従って、それぞれの科目が複数のサブ目標に対応されています。一つ一つの科目と本校の学習・教育到達目標および JABEE 基準との対応は、シラバスにも記載されています。

なお、平成27年度の履修カリキュラムの改訂により、専攻科への入学年度によって対象科目が異なりますので、不明な場合には各系の専攻科委員に問い合わせして下さい。また、本校以外からの専攻科への入学生で、専攻科入学前に修得した単位の扱いについては15ページを参照して下さい。

表3 学習・教育到達目標の達成度評価基準（H27年度対応版）

学習・教育到達大目標	学習・教育到達目標	JABEE基準	達成度評価基準	科目群分類	
日本語のよみ書き能力を有し、国際的に協働できる技術者	1-1 F-1		f	主体的に対応する科目を3科目含んで、6科目以上を修得する	1-1, 2, 3に主体的に対応する科目群は、 <u>人文・社会科学（語学も含む）</u> に関する科目群とする
	1-2 F-2		f	主体的に対応する科目を4科目含んで、7科目以上を修得する	
	1-3 F-3		f	主体的に対応する科目を3科目含んで、8科目以上を修得する	
ICTに関する基本的技術の向上への応用技術者を身に付け、技術者	2-1 B-3		c d2-b	主体的に対応する科目を3科目含んで、5科目以上を修得する	2-1に対応する科目群は、 <u>情報技術に関する科目群</u> とする
	2-2 B-2		d2-b	主体的に対応する科目を1科目含んで、7科目以上を修得する	2-2に対応する専門工科学科目群は、 <u>②いくつかの工学の基礎的な知識・技術を駆使し、工学的に考察し、かつ説明・説明する能力科目群</u> とする
多分野にわたる技術の確かな知識と技能、及びその分野の専門技術に関する幅広い知識と能力を有し、複眼的視点から問題を捉え、産業技術分野への応用を推進できる技術者	3-1 B-1		c	主体的に対応する科目を8科目含んで、9科目以上修得する	3-1に主体的に対応する科目群は、 <u>数学・自然科学に関する科目群</u> とする
	3-2 C-1		d1	主体的に対応する科目を7科目含んで、基礎工学5科目群の各科目群から少なくとも1科目を含む7科目以上を修得する	基礎工学 ①設計システム系科目群； 生産システム基礎；生産デザイン論 ②情報・論理系科目群； 応用情報科学 ③材料・バイオ系科目群； 複合材料工学；生命基礎科学 ④力学系科目群； 計算応用力学 ⑤社会技術系科目群； 環境科学；環境分析技術；地球環境科学
	3-3 C-2		d2-a d2-c c	主体的に対応する科目を8科目含んで、14科目以上を修得する	3-3に主体的に対応する専門工科学科目群は、 <u>①専門工学の知識と能力科目群</u> とする
	3-4 C-3		d2-b h g	主体的に対応する科目を6科目含んで、7科目以上修得する	3-4に主体的に対応する専門工科学科目群は、 <u>②いくつかの工学の基礎的な知識・技術を駆使し、工学的に考察し、かつ説明・説明する能力科目群</u> とする
知性・倫理・価値観の醸成と、社会参加の意識を身に付け、技術者	4-1 A-1		a b	主体的に対応する科目を3科目含むこと	4-1, 2, 3に主体的に対応する科目群は、 <u>人文・社会科学（語学も含む）</u> に関する科目群とする
	4-2 A-2		a b	主体的に対応する科目を2科目含んで、5科目以上修得する	
	4-3 G-1		i	主体的に対応する科目を2科目含んで、3科目以上修得する	4-3, 4に主体的に対応する科目群は、 <u>チームワークに関する科目群</u> とする
	4-4 G-2		i	主体的に対応する科目を2科目含むこと	
広い視野と技術者としての責任感を持つ技術者	5-1 D-1		b a	主体的に対応する科目を2科目含んで、6科目以上修得する	5-1, 2に主体的に対応する専門工科学科目群は、 <u>④技術者が総論的・実務上の問題点と課題を理解し、適切に対応する基礎的な能力科目群</u> とする
	5-2 D-2		d2-d	主体的に対応する科目を2科目含んで、3科目以上修得する	
知的探求心を持って、問題解決に向けて主体的・創造的に取り組むことができる技術者	6-1 E-1		d2-c e	主体的に対応する科目を1科目含んで、7科目以上を修得する	6-1に対応する専門工科学科目群は、 <u>③工学の基礎的な知識・技術を駆使し、創造性を発揮して課題を探索し、組み立て、解決する能力科目群</u> とする
	6-2 C-4		e h d2-d i	主体的に対応する科目を4科目含むこと	6-2に主体的に対応する科目群は、 <u>デザイン能力科目群</u> とする
	6-3 E-2		g h	主体的に対応する科目を3科目含んで、6科目以上修得する	6-3に対応する科目群は、 <u>主体的・継続的に学習できる能力科目群</u> とする

表3 学習・教育到達目標の達成度評価対象科目一覧 (H27年度対応版) (生産システム工学専攻 機械知能系)

学習・教育到達大目標	学習・教育到達目標	JABEE基準	達成度評価対象科目				
			本科4年	本科5年	専攻科1年	専攻科2年	
国際的に活躍できる技術者	1-1 F-1	日本語による適切な文章表現及び口頭の意味伝達ができる	f	国語Ⅳ ◎	卒業研究 ◎	特別研究Ⅰ ◎	スピーチコミュニケーションⅠ ◎ 特別研究Ⅱ ◎ 応用プロジェクト ◎
	1-2 F-2	英語で書かれた技術文書の概要・要旨がつかめる	f	英語ⅤA ◎ 英語ⅤB ◎	総合英語A ◎ 総合英語B ◎ 技術英語 ◎	上級英語 ◎ 科学技術英語 ◎	スピーチコミュニケーションⅡ ◎ 応用プロジェクト ◎
	1-3 F-3	研究の英文概要を書くことができ、発表資料などに英語を用いることができる	f	英語ⅤA ◎ 英語ⅤB ◎	総合英語A ◎ 総合英語B ◎ 技術英語 ◎ 卒業研究 ◎	上級英語 ◎ 科学技術英語 ◎	スピーチコミュニケーションⅡ ◎ 特別研究Ⅱ ◎
学術的・技術的・工学的の由技術者を身につけた技術者	2-1 B-3	ICT技術を活用した計測技術を使い実験データを収集することができる	c d2-b	応用数学 ◎ 情報処理Ⅰ ◎ 情報処理Ⅱ ◎	数理解析 ◎	応用情報科学 ◎ 計算応用力学 ◎ 電子計測技術 ◎	計算機プログラミング ◎
	2-2 B-2	収集したデータや情報を数理的処理を用いて分析し専門工学での問題解決に繋げることができる	d2-b	情報処理Ⅰ ◎ 情報処理Ⅱ ◎ 機械知能システム工学実験Ⅱ ◎	卒業研究 ◎	生産システム工学実験 ◎ 情報通信技術 ◎ 特別研究Ⅰ ◎	特別研究Ⅱ ◎
多分野における技術の種々な知識・技能を有し、複眼的視点から問題を解決し、産業技術分野への活用を遂げることができる技術者	3-1 B-1	数学・自然科学の基礎知識を、専門分野の課題で活用することができる	c	多変数の微分積分学 ◎ 行列式と行列応用 ◎ 応用数学 ◎ 応用物理 ◎ 材料力学 ◎ 熱力学 ◎ 流体力学 ◎	数理解析 ◎	応用情報 ◎ 物理化学 ◎ 物性工学 ◎	特別研究Ⅱ ◎
	3-2 G-1	多様な専門分野の関連性を理解し、多面的に捉えることができる	d1	総合工学セミナーⅠ ◎ ※2 総合工学セミナーⅡ ◎ ※2	ロボットテクノロジー ◎ コンピュータネットワーク ◎	生命基礎科学 ◎ 応用情報科学 ◎ 計算応用力学 ◎	地球環境科学 ◎ 生産システム設計 ◎ 生産デザイン論 ◎ 複合材料工学 ◎
	3-3 G-2	基礎知識を活用して工学的問題を理解し、説明できる	d2-a d2-c c	計測工学 ◎ 電気磁気学 ◎ 機械力学 ◎ 材料力学 ◎ 熱力学 ◎ 流体力学 ◎	熱流体現象論 ◎ 制御工学 ◎ マテリアル学 ◎ 総合設計 ◎ 卒業研究 ◎ 塑性加工 ◎ エネルギー変換工学 ◎ 数値熱流体力学 ◎ デジタル信号処理 ◎ ロボットテクノロジー ◎ コンピュータネットワーク ◎ 環境エネルギー技術 ◎ 機械振動学 ◎ 組立システム ◎ 生体工学 ◎ ナノテクノロジー ◎ ソフトウェア工学概論 ◎ 数値解析 ◎ 画像処理 ◎	特別研究Ⅰ ◎ 創造設計工学 ◎ 固体力学 ◎ 流動論 ◎ 熱移動論 ◎ 高圧工学 ◎ 物性工学 ◎ 電磁気現象 ◎	技術開発と知財権 ◎ 特別研究Ⅱ ◎ 応用プロジェクト ◎ 数値設計工学 ◎ エネルギーシステム ◎ 複合材料 ◎ デジタル制御 ◎ センサ工学 ◎
	3-4 G-3	基礎的な実験技術を用いて、実験を企画・実行して結果の分析・評価ができる	d2-b h c, e	総合実習Ⅱ ◎ 機械知能システム工学実験Ⅱ ◎ 総合工学セミナーⅠ ◎ ※2 総合工学セミナーⅡ ◎ ※2	卒業研究 ◎	生産システム工学実験 ◎ 特別研究Ⅰ ◎	特別研究Ⅱ ◎ 応用プロジェクト ◎
知能体の調和した開発および社会・協調性を身につけた技術者	4-1 A-1	幅広い知識を身につけ、地球的視点から問題を捉えることができる	a b	国語Ⅳ ◎	経済学 ◎ 日本現代文学 ◎ 日本文学 ◎ 哲学 ◎ 歴史と文化 ◎ 社会と法 ◎	選択必修 地産地消論 ◎	郷土の文学と人間 ◎ 比較文化論 ◎
	4-2 A-2	異文化を理解し、価値観の多様性を認識することができる	a b	英語ⅤA ◎ 英語ⅤB ◎	総合英語A ◎ 総合英語B ◎	上級英語 ◎	スピーチコミュニケーションⅠ ◎ スピーチコミュニケーションⅡ ◎ 比較文化論 ◎
	4-3 G-1	社会参加への意欲と関心をもつことができる	i a, g	インターンシップ ◎ 進路セミナー ◎	歴史と文化 ◎ インターンシップ ◎	エンジニア養成セミナー ◎ 研究体験インターン ◎ 特別実習セミナー ◎ インターンシップⅠ ◎	研究体験インターン ◎ 特別実習セミナー ◎ インターンシップⅡ ◎
	4-4 G-2	グループでの活動に参加し、他のメンバーと協同して課題に取り組むことができる	i a, e, g, h	スポーツ科学 ◎ インターンシップ ◎	健康科学 ◎ インターンシップ ◎	インターンシップⅠ ◎	インターンシップⅡ ◎
広い視野と技術的の両方に対する意欲を持つ技術者	5-1 D-1	科学技術に関する倫理的問題について理解し、指摘することができる	b a	科学技術と現代社会 ◎	哲学 ◎ 生産システム ◎	技術倫理 ◎ 生命基礎科学 ◎ 科学技術者と法 ◎	技術開発と知財権 ◎ 地球環境科学 ◎ 生産システム設計 ◎
	5-2 D-2	実務上の問題を理解し、技術的・倫理的知識を適用することができる	d2-d b	インターンシップ ◎	社会と法 ◎ インターンシップ ◎	技術倫理 ◎ 科学技術者と法 ◎ エンジニア養成セミナー ◎ インターンシップⅠ ◎	技術開発と知財権 ◎ インターンシップⅡ ◎
知的探求心を持ち、問題解決に向けて主体的・創意的に取り組むことができる技術者	6-1 F-1	知的探求心と探求心を持って、幅広い分野の課題に取り組むことができる	d2-c e	総合実習Ⅱ ◎	総合設計 ◎ 塑性加工 ◎ エネルギー変換工学 ◎ 数値熱流体力学 ◎ デジタル信号処理 ◎ ロボットテクノロジー ◎ コンピュータネットワーク ◎	創造設計工学 ◎ 固体力学 ◎ 流動論 ◎ 熱移動論 ◎ 高圧工学 ◎ 電磁気現象 ◎ 情報通信技術 ◎ 電子計測技術 ◎ 研究体験インターン ◎	技術開発と知財権 ◎ 数値設計工学 ◎ エネルギーシステム ◎ センサ工学 ◎ 計算機プログラミング ◎
	6-2 G-4	得意とする専門分野の知識・技術と情報を駆使して、社会の要求に応じた問題解決の方法を企画・デザインすることができる	d2-d e d2-a i	機械設計製図Ⅱ ◎ 総合実習Ⅱ ◎ 総合工学セミナーⅠ ◎ ※2 総合工学セミナーⅡ ◎ ※2	マテリアル学 ◎ 生産システム ◎ 精密加工 ◎ 機械計算力学 ◎ シミュレーション ◎ 電気電子デバイス ◎ デジタル回路 ◎	生産システム工学実験 ◎ 創成実習技術 ◎ 総合工学セミナー ◎	特別研究Ⅱ ◎ 応用プロジェクト ◎ 複合材料 ◎ デジタル制御 ◎
	6-3 F-2	研究や学習状況を把握・記録して自主的・継続的に学習できる	g h	機械知能システム工学実験Ⅱ ◎ 総合工学セミナーⅠ ◎ ※2 総合工学セミナーⅡ ◎ ※2	卒業研究 ◎	生産システム工学実験 ◎ 特別研究Ⅰ ◎	特別研究Ⅱ ◎ 応用プロジェクト ◎

※1：ゴシック体の科目は、各学科・核専攻で共通で開講している科目 ※2：特別選択科目の全学科共通のテーマとして実施（4年、5年対象）
 ※3：イタリアック体の科目は、選択科目

表3 学習・教育目標の達成度評価対象科目一覧 (H27年度対応版) (生産システム工学専攻: 建築・土木系)

学習教育目標	達成度評価の視点	JABEE基準	達成度評価対象科目				
			本科4年	本科5年	専攻科1年	専攻科2年	
日本語および英語のコミュニケーション能力を有する技術者	F-1 F-1	日本語による適切な文章表現及び口頭の意思伝達ができる	f	国語Ⅳ(◎)	卒業研究(○)	特別研究Ⅰ(○)	スピーチコミュニケーションⅠ(◎) 特別研究Ⅱ(◎) 応用プロジェクト(○)
	I-2 F-2	英語で書かれた技術文書の概要・要旨がつかめる	f	英語Ⅳ A(○) 英語Ⅳ B(○)	総合英語A(○) 総合英語B(○) 技術英語(◎)	上級英語(◎) 科学技術英語(◎)	スピーチコミュニケーションⅡ(◎) 応用プロジェクト(○)
	I-3 F-3	研究の英文概要を書くことができ、発表資料などに英語を用いることができる	f	英語Ⅳ A(○) 英語Ⅳ B(○)	総合英語A(○) 総合英語B(○) 卒業研究(○) 技術英語(○)	上級英語(◎) 科学技術英語(○)	スピーチコミュニケーションⅡ(◎) 特別研究Ⅱ(◎)
ICTに関する基本的技術の中心となる応用技術の身に付いた技術者	2-1 F-3	ICT技術を活用した計測技術を使い実験データを収集することができる	c d2-b	応用数学(◎) 情報処理Ⅰ(○) 情報処理Ⅱ(○)	電気工学演習(○) 環境情報計測(○)	応用情報科学(◎) 計算応用力学(◎) 電算技術(○)	計測プログラミング(○)
	2-2 F-2	収集したデータや情報を数理的処理を用いて分析し専門工学での問題解決に繋げることができる	d2-b	建築社会工学実験Ⅱ(○) 情報処理Ⅰ(○) 情報処理Ⅱ(○)	建築社会工学実験Ⅲ(○) 建築社会工学実験Ⅳ(○) 電気工学演習(○) 卒業研究(○)	生産システム工学実験(◎) 特別研究Ⅰ(○) 情報通信技術(○)	特別研究Ⅱ(○)
多分野における技術の融合となる知識・技能、及びその分野の専門技術に関する知識と能力を持ち、複眼的視点から問題を解決する能力を持った技術者	3-1 F-1	数学・自然科学の基礎知識を、専門分野の課題で活用することができる	c	多変数の微分積分学(◎) 行列式と行列の応用(◎) 構造力学Ⅲ(◎) 応用数学(◎) 応用物理(◎)	応用数学演習(◎) 土木設計演習Ⅱ(○)	応用解析(◎) 物理化学(◎) 建設情報処理(◎)	特別研究Ⅱ(○)
	3-2 F-1	多様な専門分野の関連性を理解し、多面的に捉えることができる	d1	複合工学セミナーⅠ(○)*2 複合工学セミナーⅡ(○)*2 地域および都市計画(○)	地球環境工学(○) 情報化社会論(○) 環境保全工学(○) 地域社会工学(○)	生命基礎科学(◎) 応用情報科学(◎) 計算応用力学(◎)	地球環境科学(◎) 生産システム設計(◎) 生産デザイン論(◎) 複合材料工学(◎)
	3-3 G-2	基礎知識を活用して工学的問題を理解し、説明できる	d2-a d2-c c	構造力学Ⅲ(◎) 環境エネルギーシステム(◎) 鉄筋コンクリート工学(◎) 地域および都市計画(◎) 計画学(◎) 水理学(◎) 地盤工学(◎) 建築法規(◎) 建築計画Ⅰ(◎) 建築環境工学(◎)	鋼構造工学(◎) 地球環境工学(◎) 卒業研究(◎) 建築計画Ⅱ(◎) 建築史(◎) 建築設備(◎) 建築施工Ⅱ(◎) 防災工学(◎) 地域社会工学(◎) リモートセンシング(◎) 景観工学(◎) ネットワークシステム(◎) ソフトウェア工学概論(◎) 数値解析(◎) 画像処理(◎)	特別研究Ⅰ(◎) 電磁気現象(○) 建設素材工学(○) 振動解析学(◎) 地盤保全工学(○) 地域計画論(○)	技術開発と知的財産権(○) 特別研究Ⅱ(○) 応用プロジェクト(◎) 構造解析学(◎) 振動解析学(◎) 水環境工学(○) 空間計画学(○) 住環境工学(○)
	3-4 G-3	基礎的な実験技術を用いて、実験を企画・実行して結果の分析・評価ができる	d2-b h, g	建築社会工学実験Ⅱ(◎) ITデザイン演習(◎) 複合工学セミナーⅠ(○)*2 複合工学セミナーⅡ(○)*2	建築社会工学実験Ⅲ(◎) 卒業研究(◎) 建築社会工学実験Ⅳ(◎)	生産システム工学実験(◎) 特別研究Ⅰ(◎)	特別研究Ⅱ(◎) 応用プロジェクト(◎)
知体系的知識と専門技術の両方を身につけた技術者	4-1 A-1	幅広い知識を身につけ、地球の視点から問題を捉えることができる	a b	国語Ⅳ(◎)	経済学(◎) 日本現代文学(◎) 古典文学(◎) 哲学(◎) 歴史と文化(○) 社会と法(○)	地域経済論(○)	郷土の文学と人間(◎) 比較文化論(○)
	4-2 A-2	異文化を理解し、価値観の多様性を認識することができる	a b	英語Ⅳ A(◎) 英語Ⅳ B(◎)	総合英語A(○) 総合英語B(○)	上級英語(○)	スピーチコミュニケーションⅠ(○) スピーチコミュニケーションⅡ(○) 比較文化論(○)
	4-3 F-1	社会参加への意欲と関心をもつことができる	i	インターンシップ(◎) 道路セミナー(○)	歴史と文化(○) インターンシップ(◎)	研究技術インターン(○) 特別実習セミナー(○) エンジニア実践セミナー(○) インターンシップⅠ(◎)	研究技術インターン(○) 特別実習セミナー(○) インターンシップⅡ(◎)
	4-4 F-2	グループでの活動に参加し、他のメンバーと協同して課題に取り組むことができる	i	スポーツ科学(◎) インターンシップ(◎)	健康科学(◎) インターンシップ(◎)	インターンシップⅠ(◎)	インターンシップⅡ(◎)
広い視野と技術のあり方に対する価値観を身につけた技術者	5-1 D-1	科学技術に関する倫理的問題について理解し、指摘することができる	b a	科学技術と現代社会(◎)	哲学(○) 地球環境工学(○) 防災工学(○)	技術倫理(◎) 生命基礎科学(○) 科学技術者と法(○)	技術開発と知的財産権(○) 地球環境科学(○) 生産システム設計(○) 水環境工学(○) 住環境工学(○)
	5-2 D-2	実務上の問題を理解し、技術的・倫理的課題を適用することができる	d2-d	建築法規(○) 建築施工Ⅰ(○) インターンシップ(○)	社会と法(○) 土木施工法(○) 建築施工Ⅱ(○) インターンシップ(○)	技術倫理(◎) 科学技術者と法(○) エンジニア実践セミナー(○) インターンシップⅠ(○)	技術開発と知的財産権(◎) インターンシップⅡ(○)
知的探求心を持ち、主体的・創意的に問題に取り組むことができる技術者	F-1 F-1	知的好奇心と探求心を持って、幅広い分野の課題に取り組むことができる	d2-c e	環境エネルギーシステム(○) 土木設計演習Ⅰ(◎) 建築設計演習Ⅰ(◎)	地球環境工学(○) 土木設計演習Ⅱ(◎) 建築設計演習Ⅱ(◎) 防災工学(○) 環境保全工学(○) リモートセンシング(○)	環境施設設計演習(◎) 電磁気現象(○) 情報通信技術(○) 電子計測技術(○) 研究技術インターン(○)	技術開発と知的財産権(◎) 景観設計演習(◎) 計測プログラミング(○) 研究技術インターン(○)
	F-2 F-4	得意とする専門分野の知識・技術と情報を駆使して、社会の要求に応じた問題解決の方法を企画、デザインすることができる	e h d2-d i	ITデザイン演習(◎) 土木設計演習Ⅰ(○) 建築設計演習Ⅰ(○) 複合工学セミナーⅠ(○)*2 複合工学セミナーⅡ(○)*2	交通工学(◎) 河川海岸工学(◎) 環境衛生工学(◎) 土木施工法(◎) 土木構造設計(◎) 土木設計演習Ⅱ(○) 建築構造設計(◎) 建築施工Ⅱ(◎) 建築設備(◎) 建築設計演習Ⅱ(○)	生産システム工学実験(◎) 創成実践技術(◎) 建設素材工学(◎) 地盤保全工学(◎) 空間計画学(◎) 地域計画論(◎) 創成実践セミナー(○)	特別研究Ⅱ(◎) 応用プロジェクト(◎) 水環境工学(◎) 空間計画学(◎) 住環境工学(◎)
	F-3 F-2	研究や学習状況を把握・記録して自主的・継続的に学習できる	g h	建築社会工学実験Ⅱ(○) 土木設計演習Ⅰ(○) 建築設計演習Ⅰ(○) 複合工学セミナーⅠ(○)*2 複合工学セミナーⅡ(○)*2	建築社会工学実験Ⅲ(○) 建築社会工学実験Ⅳ(○) 卒業研究(◎) 土木設計演習Ⅱ(○) 建築設計演習Ⅱ(○)	生産システム工学実験(○) 特別研究Ⅰ(◎) 環境施設設計演習(○)	特別研究Ⅱ(◎) 応用プロジェクト(○) 景観設計演習(○)

※1:ゴシック体の科目は、各学科・核専攻で共通で開講している科目
 ※2:特別選択科目の全学科共通のテーマとして実施(4年,5年対象)
 ※3:イタリック体の科目は、選択科目

表3 学習・教育到達目標の達成度評価対象科目一覧 (H27年度対応版)

(生産システム工学専攻: 生物・化学系)

学習教育目標	達成度評価の観点	JABE基準	達成度評価対象科目			
			本科4年	本科5年	専攻科1年	専攻科2年
日本語の文章表現能力を高めること	1-1 F-1	F 3科目	国語Ⅳ ◎	卒業研究 ○ 生物工学セミナー ○ プレゼンテーション ◎	特別研究Ⅰ ○	スピーチコミュニケーションⅠ ◎ 特別研究Ⅱ ◎ 応用プロジェクト ○
	1-2 F-2	F 4科目	英語ⅤA ○ 英語ⅤB ○ 技術英語 ◎	総合英語A ○ 総合英語B ○	上級英語 ◎ 科学技術英語 ◎	スピーチコミュニケーションⅡ ◎ 応用プロジェクト ○
	1-3 F-3	F 3科目	英語ⅤA ○ 英語ⅤB ○ 技術英語 ◎	総合英語A ○ 総合英語B ○ 卒業研究 ○	上級英語 ◎ 科学技術英語 ○	スピーチコミュニケーションⅡ ◎ 特別研究Ⅱ ◎
工学への興味・関心を高め、ICTに関する基礎的技術の習得を図ること	2-1 B-3	c d2-b 5科目	情報処理Ⅰ ◎	応用数学 ◎ 情報処理Ⅱ ◎ プログラミング応用 ◎	応用情報科学 ◎ 計算応用力学 ◎ 情報通訳技術 ○	データマイニング概論 ◎ 計算機プログラミング ◎
	2-2 B-2	d2-b 5科目	生物化学基礎実験 ◎ 創造実験 ◎ 工業電子計測 ◎ 情報処理Ⅰ ○	卒業研究 ○ 生物工学セミナー ◎ データベース概論 ◎ 情報処理Ⅱ ○	生産システム工学実験 ◎ 特別研究Ⅰ ○ 自動制御技術 ○ 電子計測技術 ○	特別研究Ⅱ ○
多分野における基礎的知識と専門分野の課題で活用することができる	3-1 B-1	C 8科目	多変数の微積分学 ◎ 行列式と行列の応用 ◎ 分子生物学 ◎ 分析化学 ◎ 基礎物理化学Ⅰ ◎	応用数学 ◎ 応用物理 ◎ 基礎物理化学Ⅱ ◎ プレゼンテーション ○ 製図基礎 ◎ 数値解析 ◎	応用解析 ◎ 物理化学◎	
	3-2 G-1	d1 9科目	工業電子計測 ○	環境科学 ◎ 制御システム ◎ 化学工学Ⅱ ○	生命基礎科学 ◎ 応用情報科学 ◎ 計算応用力学 ◎ 自動制御技術 ◎	地球環境科学 ◎ 生産システム設計 ◎ 生産デザイン論 ◎ 複合材料工学 ◎
	3-3 G-2	d2-a d2-c c 8科目	生化学Ⅱ ◎ 分子生物学 ◎ タンパク質化学 ◎ 有機化学 ◎ 分析化学 ○ 化学工学Ⅰ ◎	卒業研究 ◎ 遺伝子工学基礎 ○ 微生物工学 ○ 生命情報概論 ◎ 食品学概論 ◎ 細胞機能工学 ◎	特別研究Ⅰ ◎ 分子細胞生物学 ◎ 無機化学 ◎ 有機反応化学 ◎ 生物化学 ◎ 電磁気現象 ○	技術開発と知的財産権 ○ 特別研究Ⅱ ○ 応用プロジェクト ◎ 有機反応化学 ◎ 応用生物化学 ◎ 計算機プログラミング ○
	3-4 G-3	d2-b h,c e 7科目	創造実験 ◎ 生物化学基礎実験 ○	卒業研究 ◎ 生物工学セミナー ◎	生産システム工学実験 ◎ 特別研究Ⅰ ◎	特別研究Ⅱ ◎
	3-5 G-4	a b 2科目	国語Ⅳ ◎ 複合工学セミナーⅠ ○ 複合工学セミナーⅡ ○	日本現代文学 ◎ 古典文学 ◎ 経済学 ◎ 哲学 ◎ 歴史と文化 ◎ 社会と法 ◎	地域経済論 ○	郷土の文学と人間 ◎ 比較文化論 ○
幅広い知識を身に付け、地球規模の視点から問題を捉えることができる	4-1 A-1	a b 2科目	英語ⅤA ◎ 英語ⅤB ◎	総合英語A ○ 総合英語B ○	上級英語 ○	スピーチコミュニケーションⅠ ○ スピーチコミュニケーションⅡ ◎ 比較文化論 ○
	4-2 A-2	a b 2科目	英語ⅤA ◎ 英語ⅤB ◎	総合英語A ○ 総合英語B ○	上級英語 ○	スピーチコミュニケーションⅠ ○ スピーチコミュニケーションⅡ ◎ 比較文化論 ○
	4-3 G-1	i a,g	科学技術と現代社会 ○ インターンシップ ○	歴史と文化 ○ インターンシップ ○	エンジニア実践セミナー ○ インターンシップⅠ ○ 研究技術インターン ○ 特別実習セミナー ○	インターンシップⅡ ○ 研究技術インターン ○ 特別実習セミナー ○
	4-4 G-2	i a,e,g,h	スポーツ科学 ◎ インターンシップ ◎ 複合工学セミナーⅠ ○ 複合工学セミナーⅡ ○	健康科学 ◎ インターンシップ ◎	インターンシップⅠ ◎	インターンシップⅡ ◎
幅広い知識を身に付け、専門的・倫理的な問題について理解し、指導することができる	5-1 D-1	b a 2科目	科学技術と現代社会 ◎	哲学 ○ 生命倫理学 ○ 環境科学 ○ 技術開発法規概論 ○	技術倫理 ◎ 生命基礎科学 ○ 科学技術者と法 ○	技術開発と知的財産権 ○ 地球環境科学 ○
	5-2 D-2	d2-d b 4科目	インターンシップ ○	社会と法 ○ 生命倫理学 ◎ 安全工学 ◎ 技術開発法規概論 ◎ インターンシップ ○	技術倫理 ◎ 科学技術者と法 ○ エンジニア実践セミナー ○ インターンシップⅠ ○	技術開発と知的財産権 ◎ インターンシップⅡ ○
知的探求心を持ち、主体的・創造的問題に取り組むことができる	6-1 F-1	d2-c e 7科目	分子生物学 ○ 生化学Ⅱ ○ 生物化学工学 ○ タンパク質化学 ○ 有機化学 ○ 工業電子計測 ○	生命情報概論 ○ 食品学概論 ○ 応用生体分子 ◎ 医薬品工学概論 ○ 分離技術 ◎ 細胞機能工学 ◎ 応用食品学 ◎ 分析技術概論 ○ 電子素子 ◎ 材料工学 ○ 製図基礎 ◎ プログラミング応用 ○ パターン認識 ◎ ソフトウェア工学概論 ◎ 数値解析 ◎ 画像処理 ◎	分子細胞生物学 ○ 応用微生物学 ○ 生物化学 ○ 無機化学 ○ 有機反応化学 ○ 自動制御技術 ○ 電磁気現象 ○ 情報通訳技術 ○ 電子計測技術 ○ 研究技術インターン ○	技術開発と知的財産権 ◎ 細胞工学概論 ○ 応用生物化学 ○ 環境分析化学 ○ プロセス化学 ○ プロセス化学 ○ データマイニング概論 ○ 計算機プログラミング ◎ 研究技術インターン ○
	6-2 G-4	d2-d e d2-a i 8科目	生物化学工学 ◎ 化学工学Ⅰ ○ 複合工学セミナーⅠ ◎ 複合工学セミナーⅡ ◎	遺伝子工学基礎 ◎ 微生物工学 ◎ 化学工学Ⅱ ◎ 分析技術概論 ◎ 応用食品学 ◎ 医薬品工学概論 ◎ 材料工学 ◎ 分離技術 ◎ 細胞機能工学 ◎	生産システム工学実験 ◎ 創造実験技術 ◎ 応用微生物学 ◎ 創成実践セミナー ○	特別研究Ⅱ ◎ 応用プロジェクト ◎ 環境分析化学 ◎ プロセス化学 ○ 細胞工学概論 ○
	6-3 F-2	g h 3科目	生物化学基礎実験 ○ 創造実験 ○	卒業研究 ◎ 生物工学セミナー ○	生産システム工学実験 ○ 特別研究Ⅰ ◎	特別研究Ⅱ ◎ 応用プロジェクト ○

10. 科目履修について

10-1. 履修計画

履修計画は、教育プログラムの修了要件（8ページ）を充分踏まえた計画としなければなりません。

本教育プログラムは、本科を卒業して専攻科を修了することが要件となっていますので、履修に際しては当然、本科の卒業要件、専攻科の修了要件、さらに大学評価・学位授与機構による学位授与要件を考慮に入れて科目選択の履修計画を立てることが必要です。

10-2. プログラム単位の認定

各授業科目の単位認定は、6ページの教育プログラムの学習・教育到達目標（1）～（6）と、7ページの JABEE 基準の学習・教育すべき知識と能力の内容（a）～（i）との対応を充分に考慮して、科目ごとに定められた授業目標と到達目標に達しているか否かによって認定されます。到達目標に達していれば合格として単位認定がなされます。

本科および専攻科の各教科のシラバスには、本校の学習・教育到達目標の（1）～（6）のサブ目標と JABEE 基準の（a）～（i）への対応が示されています。本校の学習・教育到達目標と JABEE 基準の学習・教育すべき知識と能力の対応は7ページの表1を参照してください。

後で示しますが、本校では本科と専攻科とそれぞれ独立して各授業科目の「単位」を認定しています。しかし、教育プログラムは“本科と専攻科を連続させた教育プログラム”ですので、混乱をさけるために、次のように単位の意味を定義して区別します。

- ① **本科単位**：本科開設科目の修得単位を表します。平成15年度までは50点以上の評点で合格。平成16年度以降は60点以上の評点で合格。
- ② **専攻科単位**：専攻科開設科目の修得単位を表します。60点以上の評点で合格。
- ③ **プログラム単位**：教育プログラムとして認定する単位を表します。
プログラムでは、合格点を60点としています。後述するように、専攻科単位とプログラム単位は同等です。

10-3. 他の高等教育機関等で修得した単位および編入学生が編入前に修得した単位の認定

- ① 教育プログラム履修対象期間（本科4，5年及び専攻科1，2年）に相当する期間中に他大学などで修得した単位については、原則として、本校のプログラム単位としては現在認めていません。しかし、実施時数の証明や評価基準が公開されているなどの状況を考慮して、専攻科委員会で個々のケースを審議してプログラム単位として認める場合もありますので、詳細については専攻科委員に相談してください。
- ② 工業高校等（農業高校を含む）及び普通高校から本科4年次に編入学した場合、編入学前に修得した単位は本校のプログラム単位としては認めていません。
- ③ 専攻科入学資格（5ページ参照）を満たした本校以外の出身者で本校専攻科に入学した（本校教育プログラムに途中編入してきた）場合や、本校本科の出身者で平成15年度以前に本科4，5年の単位を修得して本校専攻科に入学した場合、本校専攻科入学前の出身校で修得した単位については、本校のプログラム単位として次のような原則の下で、教務委員会において認定の判定を行います。なお、入学前に修得した科目の表4-1～表4-2の科目群の分類は、各科の専攻科委員が修得した科目のシラバスなどを参考にして分類します。

○ケース1. 出身校が JABEE 認定校である場合

- 1) 教育プログラムに掲げられた科目群に該当する科目については、出身校の JABEE 教育プログラムの評価をそのまま本校のプログラム単位として認めます。また、シラバス等により同等と確認できる科目であっても JABEE 基準の対応に相違のある修得科目については、21ページの参考資料2に示す再評価によって、学習・教育到達目標の達成度評価において、本校の教育プログラムに掲げられた科目として評価の対象とする場合があります。
- 2) 教育プログラムに掲げられた科目群に該当しない科目については、本校のプログラム単位としては認めません。

○ケース2. 出身校が JABEE 認定校以外の場合

- 1) 教育プログラムに掲げられた科目群に該当する科目で、その評価が60点以上の科目については、本校のプログラム単位として認めます。
- 2) 評価が60点未満の科目については、専攻科入学後、21ページの参考資料2に示す要領に従って関係科目担当教員が再評価します。各々100点満点とし、60点以上を合格とします。各々の平均点をもって評価点として、専攻科委員会において本校のプログラム単位として認定します。
- 3) ただし、評価が60点以上の評価点で修得した科目であっても、学力試験の得点などを個別に判定して試験、レポートおよび面接による判定を行う場合があります。
- 4) 教育プログラムに掲げられた科目群に該当しない科目については、本校のプログラム単位としては認めません。

○ケース3. 出身校が本校本科で平成15年度以前に本科4, 5年の単位を修得した場合

- 1) 平成15年度までは、本科単位の合格最低基準が50点以上、専攻科単位の合格最低基準が60点以上となっています。これにより、本科では評価点50点～64点が「可」、65点～79点が「良」、80点以上が「優」として評定されています。一方、専攻科では評価点60点～69点が「C」、70点～79点が「B」、80点以上が「A」と評定されています。
- 2) 教育プログラムではプログラム単位の合格基準を60点としていますので、専攻科で修得した専攻科単位は、そのままプログラム単位として認定されます（つまり、専攻科単位とプログラム単位は同等です）。一方、本科単位では、平成15年度までに修得した「可」評定の科目のうち、60点未満（50点以上59点以下）で修得した表3と表4に示すプログラム対応科目の本科単位については、そのままではプログラム単位として認められません。
- 3) しかし、このような科目を持つ教育プログラムの履修対象者（予定者を含む）に対しては、到達水準の保証を満すため、21ページの参考資料2に示す要領に従って教育プログラムとして再評価が可能です。
- 4) 再評価は、専攻科入学後に実施可能です。再評価を希望する学生は、担任または各科の専攻科委員に相談してアドバイスを受けた上で、再評価を必要とする教科の担当教員に申し出てください。再評価の結果、教育プログラムの到達水準に達したと評価された科目は、専攻科委員会で確認の上、プログラム単位として認定します。

○その他のケース

上記以外のケースの場合には、その都度判定します。

注意：

現在本科では、学年制に基づいた進級基準を採用しています。これにより、例えば4年次で開講されている科目については4年次に修得することが必須です。

従って、例えば4年次開講科目の再評価を専攻科入学後に受けて「生産システム工学」教育プログラムのプログラム単位として認定されても、本科4年次にさかのぼって本科単位の成績評定が修正されるものではありません。再評価によって認定された評定は、プログラム単位として評価・認定され、証明されます。

10-4. 本科4年・5年で修得したプログラム単位の証明について

本科の5年で卒業し、他の高等教育機関に編入する場合は、編入学する学校の JABEE プログラムへの途中編入となります。この場合、学校によっては、本科の4年と5年で修得したプログラム単位を受け入れて貰える場合があります。詳しくは、編入学先の教育機関の入学案内を確認した方がよいでしょう。

編入学前、あるいは編入学後にプログラム単位の証明書が必要となる場合は、本校から証明書を発行します。各科の専攻科委員に連絡してください。

11. 学修時間

11-1. 学修時間

学習保証時間の証明は、平成27年度入学生よりもとめられていません。しかし、単位の認定と授業時間の関係は、学修単位の考え方が適用されます。

本科では1回100分の講義、演習、実験を半期15回実施して1単位としていますので、1単位当たりの実施授業時数は30時間となります。

専攻科では半期15回を基本として、講義は1回100分、実習、演習は1回200分、実験（特別研究を含む）は1回300分の実施時間で2単位としています。したがって、専攻科では1単位あたりの授業時間は講義科目で15時間、実験、実習、演習科目で30時間となります。ただし、学修単位の考え方では、1単位45時間ですので、差に相当する時間は各学生の自学自習時間となります。

11-2. 学修時間と単位の認定

本校の教育プログラムに該当する一人一人の学生の学修時間は、**本科・専攻科ともに出席簿をもとに算出**します。

本科では、1単位あたりの出席時数が15回の実施回数の4/5以上であること。つまり、**1単位あたり実施授業時数で最低24時間以上受講することがプログラム単位の認定基準**です。これを本校の教育プログラムのプログラム単位認定のための「最低授業時数」とします。本科では、学年末の進級判定会議で一人一人の最低授業時数を調べてプログラム単位認定を行うので、**やむを得ない理由により最低授業時数を満たせない場合は、補講許可を受けたうえで補講を受けるなどの措置を受けて下さい。**

専攻科にもこの基準は適用され、半期15回の実施回数の4/5以上の出席（講義科目は2単位あたり欠課回数が3回以内で、最低24時間以上の受講）でプログラム単位を認定します。**やむを得ない理由により最低授業時数を満たせない場合は、補講許可を受けたうえで、各担当教員による補講を受講して下さい。**

12. 特別研究のテーマ選択と特別研究指導教員

専攻科特別研究は、講師以上で大学評価・学位授与機構の審査を受けた専攻科特別研究担当教員（以下「指導教員」という。）から提示されるテーマの中から興味あるテーマを選択し、研究室に配属され、指導教員の指導のもとに実施されます。**各指導教員の特別研究の予定テーマ一覧は、専攻科入学後のガイダンスで配布**します。

テーマの選択と指導教員への配属は、原則として、専攻科入学後のガイダンス期間に次のような手順で行い、専攻科委員会で確認します。詳細は、23ページからの参考資料3を参考して下さい。なお、指導教員は、個人である場合や補助教員を含めたグループである場合があります。また、指導教員は、特別研究の主査として評価を行います。

(A) 特別研究指導体制

- (1) 特別研究の指導は、大学評価・学位授与機構による審査を受けた指導教員が行います。
- (2) 指導教員は、研究指導上必要な場合、指導教員を補助する教員（以下、補助教員という）と共同で特別研究の指導にあたることができます。
- (3) 補助教員は、全教員の中から選任することができます。
- (4) 指導教員は、主査となり、大学評価・学位授与機構の審査を受けた副査となる教員を選定し、特別研究の評価を行います。

(B) 特別研究テーマの選択と研究室配属

- (1) 学生は、指導教員が提示する専攻科特別研究テーマについてのガイダンスを受けた後、研究テーマ、配属研究室の希望を各専攻の専攻科委員へ提出して下さい。
- (2) 各専攻の専攻科委員は、学生の希望結果を取りまとめ、学科内で調整のうえ、学科の議を経て、学生の研究テーマ、配属研究室の案を専攻科委員会へ提出します。
- (3) 専攻科委員会は、学生の研究テーマおよび配属研究室を承認します。
- (4) 配属決定後、やむを得ない特別な事情により配属研究室等を変更する必要がある場合には、再度(2)、(3)の手続きをとるものとします。（年度途中の変更も含む）

13. 学士の学位の取得について

学位は「大学評価・学位授与機構」という組織によって与えられます。

学士の学位の授与を受けようとする者は、学位規則第6条第1項の規定に基づく学士の学位の授与に関する規程（平成4年1月14日）に基づき、「大学評価・学位授与機構」の定める様式に従って、学修の成果等の必要書類を10月上旬に「大学評価・学位授与機構」に提出し、「大学評価・学位授与機構」の行う学修の成果等の審査または試験に合格することが必要です。

審査に合格した学生には「大学評価・学位授与機構」より学士の称号が授与されます。

本校本科または他高専等の概ね4年以上の科目を履修し、専攻科生産システム工学専攻の修了要件を満たして「大学評価・学位授与機構」に学位授与申請をおこない授与される学士の学位は、以下に示す6つの専攻の区分ごとに審査され授与されます。

機械工学，電気電子工学，建築学，土木工学，生物工学，応用化学

ただし、平成26年に学位規則第6条第1項の規定に特例が設けられ、専攻科の修了生に対する特別な審査の方法が適用される専攻科が審査により認定されています。これを特例適用認定専攻科と呼んでいます。生産システム工学専攻でも上記の6つの専攻の区分のうち

機械工学，電気電子工学，建築学，土木工学，生物工学

の5専攻区分で、特例適用認定専攻科としての認定を受けています。

平成26年度以降の入学生については、「応用化学」の専攻の区分を除く5専攻の区分で学位授与申請をおこなう特例適用認定専攻科の修了見込み学生となった場合は、必ず特例適用の審査の方法に従って学位授与申請がなされなければなりません。

「応用化学」の専攻の区分として学位授与申請しようとする修了見込みの学生の場合は、平成30年度以降に「応用化学」の専攻の区分で特例適用認定専攻科の認定をうけるまでは、学位規則第6条第1項の規定に基づく学士の学位の授与に関する規程が定める審査の方法に従って申請ができます。

その他、専攻科の制度が平成25年以前に変更となり、受講したカリキュラムが異なる場合などの理由で特例適用の申請の資格を満たさない修了見込み学生については、学位規則第6条第1項の規定に基づく学士の学位の授与に関する規程が定める審査の方法に従って申請ができる場合があります。この場合については、「大学評価・学位授与機構」が発行する資料に、より詳細な説明があります。

その他詳細については、「大学評価・学位授与機構」による学位に関する申請案内（専攻科2年生に配付します。また「大学評価・学位授与機構」のHP、本校学務課で閲覧できます）をよく読んで下さい。

学位授与要件の詳細や申請に必要な事項については、専攻科学生便覧に示すとともに、別途ガイダンスを実施していますが、疑問等があればいつでも遠慮なく専攻科委員に問い合わせして下さい。

【特例適用認定専攻科の修了見込み学生が行う学位授与申請の概要】

「大学評価・学位授与機構」の定めている特例適用認定専攻科の修了見込み者に対する学位授与の要件は次のとおりです。

- ① 高等専門学校卒業者（基礎資格）
- ② 「大学評価・学位授与機構」の認定する特例適用認定専攻科において、下記の単位を修得或いは修得見込みの者
 - イ. 2年以上にわたり、62単位以上を修得していること。
 - ロ. 特例適用認定専攻科が定める科目表に記載された、専門科目、関連科目、外国語科目、専攻外科目を体系的に履修し、「大学評価・学位授与機構」が定める修得単位の要件（具体的な修得単位の要件については、各専攻の区分ごとに必要な科

目群分類がなされた科目表が定められており、定められた科目群から修得すべき単位数の要件については学士の学位の特例に係る学位授与申請案内に詳しく説明がある)を満足すること。

(参考：本校のカリキュラムは、上記に記した科目群を体系的に履修できます。)

- ③ 「学修総まとめ科目の履修計画書」及び「学修総まとめ科目の成果の要旨」について、「大学評価・学位授与機構」の行う審査を受けること。ここでいう学修総まとめ科目は、生産システム工学専攻においては、2年次に履修する特別研究Ⅱです。
- ④ 「大学評価・学位授与機構」が定める期日までに、①と②について電子申請により申請を完了すること。なお、2年次10月に学位授与申請者の基礎情報、単位修得状況と2年次の科目(見込み科目として申請)、「学修総まとめ科目の履修計画書」を、2月に見込み科目の修得単位と「学修総まとめ科目の成果の要旨」を電子申請により申請する。
- ⑤ ①～④に加えて；もっとも重要な要件は、熊本高等専門学校専攻科生産システム工学専攻を修了することです。専攻科の修了を認定された学生は、「大学評価・学位授与機構」から、学士(工学)の学位を授与されます。

【学位規則第6条第1項の規定に基づく学士の学位の授与に関する規程が定める審査の方法に従って行う申請の概要(「応用化学」の専攻の区分で学位授与申請を行う修了見込み学生用)】

「大学評価・学位授与機構」の定めている高専の認定専攻科修了者に対する学位授与の要件は次のとおりです。

- ① 高等専門学校卒業者(基礎資格)
- ② 学位授与機構の認定する高専専攻科において、下記の単位を修得している者
 - イ. 2年以上にわたり、62単位以上を修得していること。
 - ロ. 専門の科目を体系的に履修していること。
 (参考：本校のカリキュラムは、専門の科目を体系的に履修できます。)
- ③ 学位授与機構の行う学修成果(レポート)の審査及び試験に合格すること。
- ④ 学位授与申請に必要な下記の書類(新しい学士への途-平成23年度版-参照)
 - (1) 学位授与申請書
 - (2) 卒業証明書(本科)(基礎資格を有する者である旨の証明書)
 - (3) ①単位修得状況申告書
 - ②単位修得証明書(修得した機関毎に作成したもの)
 - (4) 学修成果のレポート及び要旨(書式は「学士への途」に記載されています)
 - (5) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書
 - (6) 受験票、写真票
 - (7) その他審査手数料領収原符・領収証書、判定結果通知用封筒、受験票送付用封筒

学修成果のレポートおよび学位試験の評価結果については、例年2月中旬に本人宛に文書で通知されます。学位の取得は、教育プログラムの修了要件ですので、試験結果が判明したら必ず専攻科委員または指導教員に通知文書(コピー可)を提出して下さい。

学修成果の提出期日を厳守して下さい。

14. プログラムの総合評価について

8項（8ページ）に示した教育プログラムの修了要件の内、幾つかの要件は講義以外で達成する項目（総合評価の項目）です。以下に、補足説明を行います。

14-1. インターンシップについて（修了要件4）

修了要件として、実際に実習を行った期間が移動日や休日を含まない実時間で14日間以上であることが必要です。ただし、実習先は複数でも構いませんので、4年生から積極的に参加しましょう。実習後は、次の書類を必ず提出してください。この書類で日数確認を行います。

- 実習先から提出してもらう「インターンシップ証明書」
- 実習後に学生が作成する「インターンシップ報告書」

本科、専攻科共に単位認定を受ける場合は、これらの書類とインターンシップ報告会をもって評価を行います。また、他高専から本校の専攻科へ入学した学生で既に数日間のインターンシップに参加してきた学生は、その実習状況を報告して下さい。10-4項と同様で、専攻科委員会で審議した後に本校の修了要件として認めることが出来ます。他高専でのインターンシップの経験がない場合は、本校在籍中に14日間以上のインターンシップの経験が必要になります。

14-3. 学外での研究発表について（修了要件3）

修了要件では「口頭で自分の研究内容を発表できること。学外での発表を目指すこと。」とあります。今まで学生諸君が取り組んだ研究内容について、学会などに参加して学外での発表を目指しましょう。学外で発表すると、様々な意見を収集でき、今後の研究活動に非常にプラスになります。研究指導教員とよく相談して下さい。もしも、発表した場合は、その旨を各科の専攻科委員に連絡してください。

14-4. 総合評価と「生産システム工学」教育プログラムの修了について

教育プログラムでは、8項（8ページ）の要件の全てを満足することで修了認定の会議に諮られます。

特に上で説明した項目については、1年間のスケジュールで決まった時にしか実施されないものが含まれています。もしも、これらの一つでも達成できなかった場合は、教育プログラムを修了できません。これらの総合評価を達成するには、計画的に日々を過ごすことが大事になります。有意義に時間を使って貰いたいと思います。

参考資料 1. 日本技術者教育認定機構 (JABEE) について

日本技術者教育認定機構 (JABEE) とは、「高等教育機関で行なわれている教育活動の品質が満足すべきレベルにあること。また、その教育成果が技術者として活動するために必要な最低限度の知識や能力 (Minimum Requirement) の養成に成功していることを認定する」ことを目的に設立された非営利組織の技術者教育認定機構です。現在、全国の高等専門学校や大学が、JABEE による教育プログラムの認定を目指して、教育システムの見直しと改善を進めています。

JABEE についての詳しい事は、JABEE のホームページ (<http://www.jabee.org/>) に公開されていますが、JABEE の目的や JABEE の認定した教育プログラムを修了することの意味などについて、以下に抜粋します。

日本技術者教育認定制度とは

技術者教育プログラム認定の目的

A. 技術者教育認定制度が目指すもの

JABEE の主要な活動は、高等教育機関で行なわれている教育活動の品質が満足すべきレベルにあること、また、その教育成果が技術者として活動するために必要な最低限度の知識や能力 (Minimum Requirement) の養成に成功していることを認定することである。

JABEE の活動は教育機関に一定のカリキュラムや達成度を押し付けたり、教育機関の教育レベルを調べて順位付けし公表したりするものではない。むしろ、文部省の大学設置基準の大綱化に従い、各大学の個性を伸ばすことを目的としている。各教育機関に独自の教育理念と教育目標の公開を要請し、新しい教育プログラムや教育手法の開発を促進し、日本や世界で必要とされる多様な能力を持つ技術者の育成を支援するものである。

B. 日本技術者教育認定制度の求めるもの

JABEE は前節で紹介した理念を実現するために、各高等教育機関に次のような活動を求めている。

- (1) 大学や教育プログラムは、社会のニーズに一致する使命と目的を明示しなければならない。
- (2) 教育プログラムは、使命と目的に沿う具体的な教育目標を定義し、教育活動の成果がこれらの教育目標と日本技術者教育認定制度が求める教育成果を如何に満たしているかを示さなければならない。
- (3) 教育プログラムを継続的に改善する仕組みを持たなければならない。
 - a) 学生や就職先企業など顧客層のニーズを取り入れる方法
 - b) 教育活動を観察して教育成果を測定し分析する方法 (Assessment)
 - c) 教育プログラムが教育目標を達成しているか否かを判断する方法 (Evaluation)
 - d) 効果的な自己点検・教育改善システム (組織と活動)
- (4) 入学学生の質、教員、設備、大学のサポート、財務などの諸問題を教育プログラムの目標と結びつけて十分検討してあること。

C. 技術者の生涯キャリアー：JABEE プログラムと技術士資格

基礎高等教育を修了した技術者が、実務経験と継続専門教育 CPD を通じて能力開発 Prof. Development を続け、より高度な技術者へと成長する。またできるだけ多くの技術者が、適切な時期に国が定める技術者資格-技術士-を取得して公認された技術者としての地位を確立し、その後も仕事を続けながら技術士 CPD を通じて能力のアップデートを続ける。このような技術者キャリアーの一貫したシステムを完備することは、個人にとっても社会にとっても共に望ましい目標である。

我が国の技術士制度が、外国の技術者資格制度と整合性があり、またその基準が世界標準に適合するものであれば、わが国の資格と他国の資格との同等性を主張し、また容易に相互承認に導くことができる。国際的に整合性のある新しい技術者資格制度が、昨年技術士審議会で審議され、その答申に基づいた技術士法の改正案が本年 (注：2002 年) 4 月に国会で可決され公布された。施行は 2003 年 4 月からである。

その中で、文部科学大臣が指定する認定教育課程（＝JABEE 認定の技術者教育プログラム）の修了者は、技術者に必要な基礎教育を完了したものと見なされ、技術士第一次試験を免除されて直接「修習技術者」として実務修習に入ることができると規定されている。これにより、大学における基礎教育と技術者資格とのリンクが確保されたことになる。新しい技術者資格制度の概要は図のとおりである。

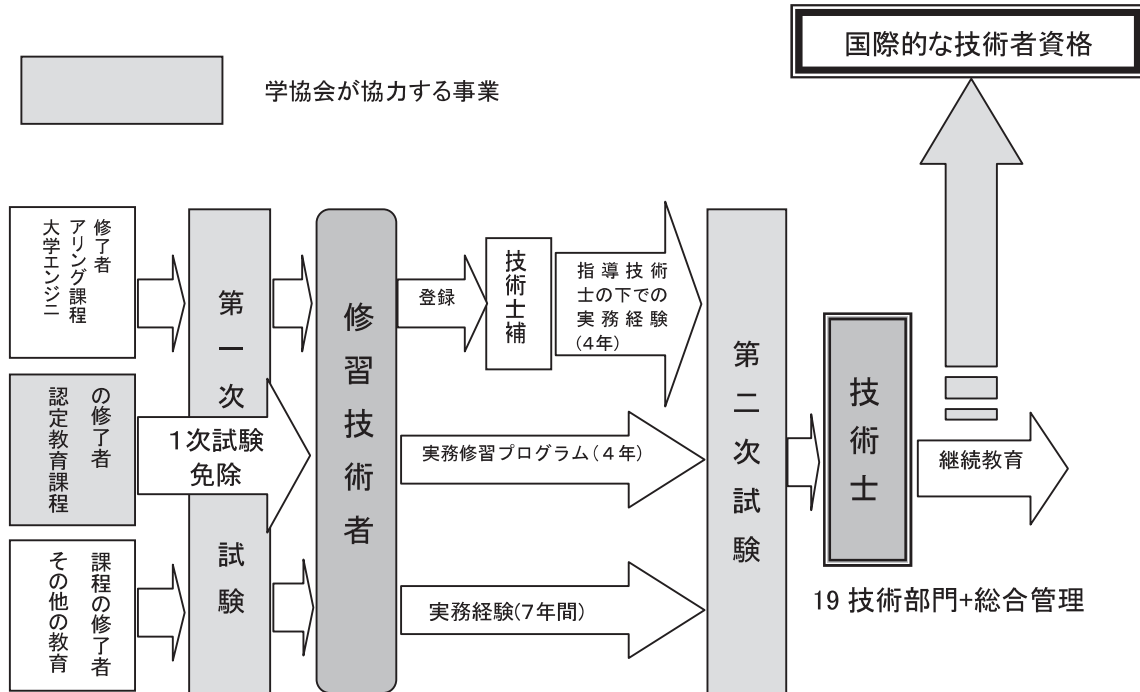


図 4. JABEE による教育プログラムの認定と、技術士試験の関連。
認定された教育プログラムの修了生は、技術士試験の第一次試験を免除され修習技術者となる。

技術士一次試験の免除と修習技術者について

2004 年 4 月より、JABEE 認定を受けた教育プログラムの修了生は、技術士一次試験が免除され、修習技術者の国家資格が取得できます。

本校のプログラムが認定されると、「応用理学」分野での技術士一次試験免除となる予定です。

「技術士法第三十一条の二第二項には「第一次試験の合格と同等であるものとして文部科学大臣が指定したものを修了した者は、第四条第二項の規定にかかわらず、技術士補となる資格を有する。」と規定されています。この「修了した者」とは、「認定された教育課程の修了者（JABEE の認定プログラム修了者のうち文部科学大臣が告示した教育課程の修了者）」を指します。「認定された教育課程の修了者」は、「修習技術者」となります。「修習技術者」には、「第一次試験合格者」と「認定された教育課程の修了者」が該当し、技術士第二次試験受験に必要な経験を積み、技術士第二次試験を受験することができます。技術士第二次試験合格後、技術士登録をすることで、技術士資格を得ることができます。

詳細は、日本技術士会の HP (<http://www.engineer.or.jp/>) を参照して下さい。

参考資料 2. 再評価について

履修登録前に修得した科目に対する「生産システム工学」教育プログラム単位の再評価に関する取扱い

平成27年2月17日制定

(趣旨)

第1 「生産システム工学」教育プログラム（以下「教育プログラムという」）1，2年（本科4年及び5年）に相当する期間中に学生が修得する科目について行われる，教育プログラム科目の再評価（以下再評価）について定める。

(再評価の実施)

第2 再評価は，教育プログラムの未修得科目の再評価を希望する専攻科及び本科の学生に対して実施する。

2 再評価は，以下の場合について行うことができる。

(a) 教育プログラムに掲げられた科目群に相当する科目で教育プログラムの合格基準60点と異なる合格基準で修得した科目を本校のプログラム単位として認める場合

(b) 学習・教育到達目標の達成度評価において，JABEE基準の対応に相違のある修得科目を，シラバス等により同等と確認できる本校の教育プログラムに掲げられた科目として評価の対象とする場合

3 再評価は，学科会議の審議を経て実施の可否を決定する。

4 再評価を行う科目は，全ての教育プログラム科目（講義，演習，実験実習など）とする。

5 再評価の回数は，3回までとする。

6 再評価教科担当教員は，必ずしも希望学生が受講したときの担当教員でなくてもよい。

(評価の内容)

第3 講義についての再評価はレポートに加え，口頭試問あるいは筆記試験を実施し，それぞれ60点以上の評価をもって合格とする。

2 演習，実験実習等についての再評価は，シラバスより実施内容および合格基準に同等性が認められる場合，合格とする。必要に応じて演習，実験又は実習を実施し，レポートまたは口頭試問において60点以上の評価をもって合格する。

3 最低学習保証時間を満たさない場合は，不足分の補講を実施する。

(再評価報告書)

第4 再評価を実施した担当教員は，再評価報告書を作成し，学科会議の審議を経て，学務課学務係に提出する。

2 再評価報告書には合否を明記し，レポート，（シラバス），口頭試問または筆記試験等の必要な各資料を添えるものとする。

(再評価の認定)

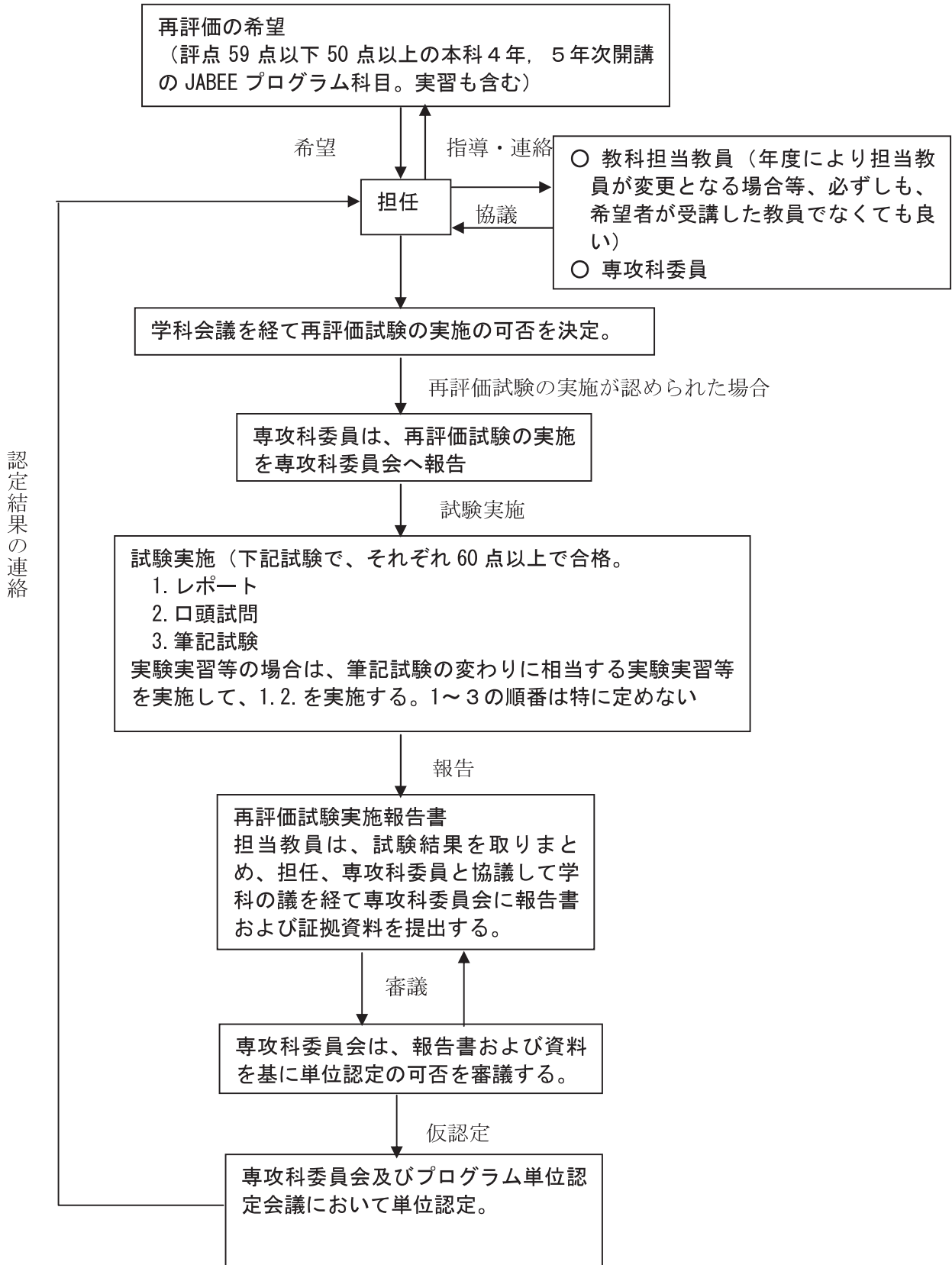
第5 提出された再評価報告書に基づいて，専攻科委員会及び教育プログラム単位認定会議において単位認定を審議する。

2 審議の結果，教育プログラム単位として承認された科目は，校長が認定する。

附 則

この取扱いは，平成27年4月1日から施行する。

○教育プログラム単位の再評価の流れ図



参考資料 3. 特別研究指導要項と配属の流れ**特別研究指導要項****1. 指導体制**

- (1) 特別研究の指導は、大学評価・学位授与機構による審査を受けた特別研究担当教員（以下、指導教員という）が行なう。
- (2) 指導教員は、研究指導上必要な場合、指導教員を補助する教員（以下、補助教員という）と共同で特別研究の指導にあたる事が出来る。
- (3) 補助教員は、全教員の中から選任することが出来る。
- (4) 指導教員は、主査となり、大学評価・学位授与機構による審査を受けた教員の中から副査となる教員を選定し、特別研究の評価を行なう。

2. 学生の研究室配属

- (5) 学生は、指導教員が提示する専攻科特別研究テーマについてのガイダンスを受けた後、研究テーマ、配属研究室内の希望を各専攻の専攻科委員へ提出する。
- (6) 各専攻の専攻科担当委員は、学生の希望結果を取りまとめ、学科内で調整のうえ、学科の議を経て、学生の研究テーマ、配属研究室内の案を専攻科委員会へ提出する。
- (7) 専攻科委員会は、学生の研究テーマ、配属研究室内を承認する。
- (8) 配属決定後、やむを得ない特別な事情により配属研究室内等を変更する必要がある場合には、再度(2)、(3)の手続きをとるものとする。（年度途中の変更も含む）

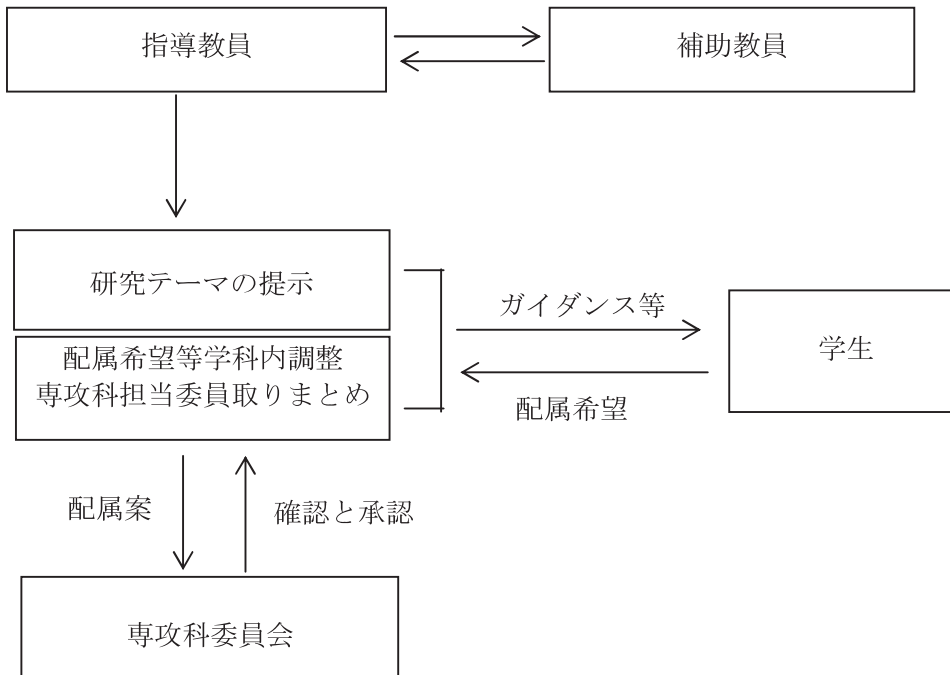
3. 特別研究の評価

- (1) 主査及び副査は、主に以下の事項について評価を行ない、総合評価を主査が取りまとめ評価報告書として専攻科委員会へ提出する。評価は、（個々の評価項目の評価に対する割合は別途定める）
 - (a) 研究論文（研究報告書）
 - (b) 研究発表（研究発表は中間発表なども含む）
 - (c) 学会発表等のある場合はその資料
 - (d) 研究実施時間の資料（研究実施記録（平成17年度までは研究ノート）の作成）
- (2) 提出された評価報告書について専攻科委員会で確認を行う。
- (3) 単位は、単位認定会議において認定する。

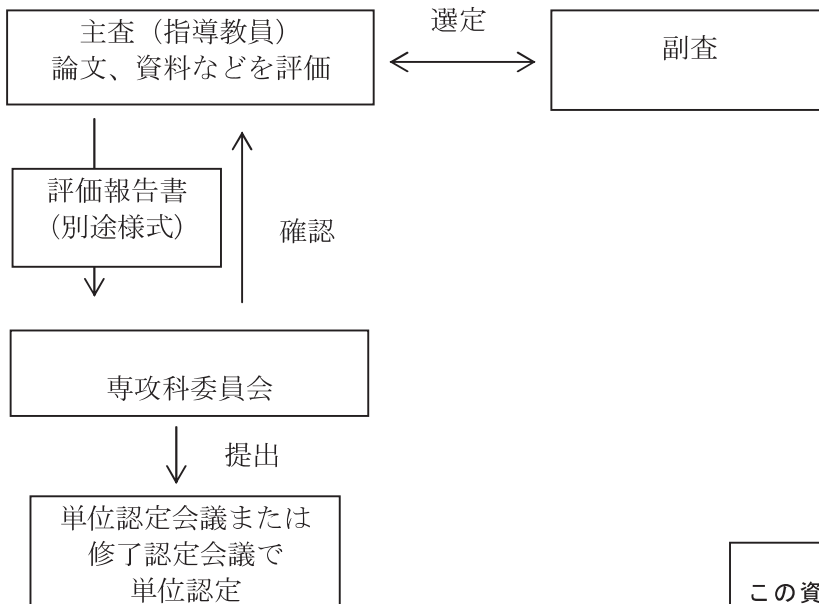
専攻科特別研究の配属の流れ

2004. 3. 11 専攻科委員会

(1) 配属決定の流れ



(2) 評価の流れ



この資料は、平成16年3月11日専攻科委員会で決定。平成16年3月教官会で承認されたものです。

特別研究 I 評価報告書 (1 年次)

平成 年度 熊本高等専門学校 専攻科 生産システム工学専攻

コース	<input type="checkbox"/> 機械知能系 <input type="checkbox"/> 建築・土木系 <input type="checkbox"/> 生物・化学系	指導教員名 (署名)	
学生氏名 (入学年度)			
研究題目			
総合評価点	I+II (100 点満点)		
評価委員 (署名)	主査	単位数 (1 年次)	4
	副査	評定 A : 80 点以上 B : 70~79 点 C : 60~69 点 D : 60 点未満	

研究時間総計 150 時間以上 (実時間)	
研究ノート確認 (確認者は, 主査, 副査)	署名

特別研究 I 評価データ

平成 年度 学生氏名

I：実施状況の評価（各項目評価は5点満点） 小計 I = 評価点合計① × 2.4（60点満点，小数点以下四捨五入）		小計 I	
	評価点	評価に対するコメント	
1. 自主性と計画性			
2. 文献・資料の調査と活用			
3. テーマ内容の理解度			
4. 創意工夫や問題解決への 取り組み			
5. 中間報告書作成 (出席状況を含む)			
指導教員評価点 合計①			

II：中間報告書の評価（各評価項目は5点満点） 小計 II = 評価点合計（②～⑤の合計） ÷ 評価者人数 （主査と副査は必ず評価者に含まれること。40点満点，少数以下四捨五入）				小計 II	
	主査評価点	副査評価点	(補助教員 I)	(補助教員 II)	
1. 目的の理解度					
2. 材料と方法（資料と方法等） の整合性と理解度					
3. 図表等のデータ整理					
4. 結果の理解度					
5. 到達目標への到達度					
6. 文章力					
7. 報告書の構成					
8. 面接による評価					
合計	②	③	④	⑤	

特別研究Ⅱ評価報告書（2年次）

平成 年度 熊本高等専門学校 専攻科 生産システム工学専攻

コース	<input type="checkbox"/> 機械知能系 <input type="checkbox"/> 建築・土木系 <input type="checkbox"/> 生物・化学系	指導教員名（署名）	
学生氏名 （入学年度）			
研究題目			
総合評価点	I+II+III (100点満点)		
評価委員 （署名）	主査	単位数（2年次）	6
	副査	評定 A：80点以上 B：70～79点 C：60～69点 D：60点未満	

研究時間総計 225時間以上(実時間)	
研究ノート確認 (確認者は、主査、副査)	署名

特別研究Ⅱ評価データ

平成 年度 学生氏名

I：実施状況の評価（各項目評価は5点満点） 小計 I = 評価点合計① × 2（50点満点）		小計 I
	評価点	評価に対するコメント
1. 自主性と計画性		
2. 文献・資料の調査と活用		
3. テーマの理解度		
4. 創意工夫 問題解決への取組み		
5. 報告書作成（出席状況および学会等での発表を含む）		
指導教員評価点 合計①		

II：研究論文の評価（各評価項目は5点満点） 小計 II = 評価点合計（②+③） × 0.6（30点満点，少数以下四捨五入）			小計 II
	主査評価点	副査評価点	
1. 目的の理解度			
2. 材料と方法（資料と方法など）の 整合性と理解度			
3. 図表等のデータ整理 結果の理解度			
4. 到達目標への到達度			
5. 文章力と論文の構成			
合計			

III：研究発表の評価（各評価項目は5点満点） 小計 III = 評価点合計（④～⑦の合計） × 0.8 ÷ 評価者人数 （主査と副査は必ず評価者に含まれること。20点満点，少数以下四捨五入）				小計 III
	主査評価点	副査評価点	（補助教員 I）	（補助教員 II）
1. 目的の理解度				
2. 材料と方法（資料と方法）の 整合性と理解度				
3. 図表等のデータ整理				
4. 結果の理解度（考察を含む）				
5. 到達目標への到達度				
合計	④	⑤	⑥	⑦

参考資料 6. 特別演習評価表

特別演習評価報告書

平成	年度	熊本高等専門学校 専攻科 生産システム工学専攻		
入学年度	年入学	指導教員名 (署名)		
コース	<input type="checkbox"/> 機械システムコース <input type="checkbox"/> 情報システムコース <input type="checkbox"/> 建設システムコース <input type="checkbox"/> 生物システムコース			
学生氏名				
研究題目				
総合評価点	(100 点満点)			
単位数	2 (2 年次)	評定 A : 80 点以上 B : 70~79 点 C : 60~69 点 D : 60 点未満		

研究時間総計	50 時間以上 (実時間)	時間
研究ノート確認 (確認者は指導教員)	署名	

学習・教育目標の自己点検について ー学習等達成度記録簿についてー

【目的】 学生に本校の学習・教育目標の達成度を年毎に自己点検をさせ、専攻科修了時には全て満足できるように学習指導・履修指導を行っていく。

【対象】 専攻科1年～専攻科2年

【記入要領】

〔卒業研究・特別研究テーマ〕

・本科での卒業研究、及び専攻科での特別研究での研究テーマ名、指導教員を記す。

〔学習記録〕

- ・専攻科在学中に次の3回のタイミング時に確認、記録をする。
 - 専攻科1年4月時： 本科卒業時点での自己点検、学習記録を整理する。
 - 専攻科2年4月時： 専攻科1年が終わった時点での自己点検、学習記録をまとめる。
 - 専攻科2年3月時： 専攻科修了時点での学習記録をまとめる。
- ・TOEIC や英検など、結果が分かった時点で随時記入は可能である。
- ・教員記入欄は、担任や指導教員が記録しておくべき特記事項があれば記入し署名も書く。

〔学習・教育到達目標の自己点検〕

- ・生産システム工学教育プログラムにおける学習・教育到達目標に対して自己点検を行う。
- ・記入するタイミングは〔学習記録〕と同じタイミングとする。
- ・修得科目は、別表に記されている科目の中で修得した科目数を年度毎に記す。

【その他】

- ① 当記録簿は、学生本人か教員のみが閲覧、記入が出来るものとする。他学生への閲覧は禁止する。
- ② 保管は学務係とし、学外への持ち出しは禁止する。
- ③ ただし、必要に応じて外部審査などで閲覧資料として提示することがある。
- ④ 記載内容に変更・修正が発生した場合は、原則として「見え消し」で対応することとする。

以上

【別紙】 「学習等達成度記録簿」様式（表・裏）

学習等達成度記録簿

学籍 番号		学 科	(本) 学科 ----- (専) 生産システム工学専攻	氏 名	
----------	--	--------	-----------------------------------	--------	--

○卒業研究・特別研究テーマ（5年次以上）

課 程	年 度	研究テーマ・タイトル
本 科	平成 年度	[卒業研究のテーマ名] 指導教員：_____
専 攻 科	平成 年度 ～ 平成 年度	[特別研究のテーマ名] 指導教員：_____

○学習記録

記入日 (年/月/日)		/ / (専攻科1年4月時)	/ / (専攻科2年4月時)	/ / (専攻科2年3月時)
項 目		平成 年度 本科 卒業	平成 年度 専攻科1年	平成 年度 専攻科2年 修了
修得 単位	必 修	-----	-----	-----
	選 択		-----	-----
インターンシップ		(会社) 日間	(会社) 日間	(会社) 日間
		(会社) 日間	(会社) 日間	(会社) 日間
TOEIC		点	点	点
英検		級	級	級
学外での研究発表		回	回	回
学習目標 (学習以外も可)		[専攻科での目標]	[専攻科2年での目標]	[プログラム修了時の達成度]
教員記入欄 (記入した教員は署名を書くこと) ※自由記述				

本点検シートについて

○ 本シートは、学務課に保管しています。本人に限り閲覧・記入は可能ですが、持ち帰りは出来ません。

本シートは、学生諸君の本校での学習支援、履修指導、カリキュラム検討、外部審査時の参考資料として用いますが、それ以外の用途では使用しません（個人の秘密は守ります）。

○学習・教育到達目標の自己点検

満足 まずまず 不十分

自己点検：「学習・教育到達目標」について、5点満点で自己点検をして下さい。 [5 ← 4 → 3 ← 2 → 1]

修得科目：各教育目標に対応する科目一覧から、修得した科目数を記入して下さい。(科目は別表参照)

大目標	サブ目標	平成 年 本科 5年・卒業		平成 年 専攻科 1年		平成 年 専攻科 2年・修了		修了 確認 (○)
		自己点検	修得科目	自己点検	修得科目	自己点検	修得科目	
(1) 日本語および英語 のコミュニケーション能力を有し、 国際的に活躍できる 技術者	1-1 日本語による適切な文章表現及び口頭の意思伝達ができる。							
	1-2 英語で書かれた技術文書の概要・要旨がつかめる。							
	1-3 研究の英文概要を書くことができ、発表資料などに英語を用いることができる。							
(2) ICTに関する基本的 技術および工学へ の応用技術を身に 付けた技術者	2-1 ICT技術を活用した計測技術を使い実験データを収集することができる。							
	2-2 収集したデータや情報を数理的処理を用いて分析し専門工学での問題解決に繋げることができる。							
(3) 多分野における技術の基礎となる知識と技能、及びその分野の専門技術に関する高度な知識と能力を持ち、複眼的な視点から問題を解決し、産業技術分野への活用を実践できる技術者	3-1 数学・自然科学の基礎知識を、専門分野の課題で活用することができる。							
	3-2 多様な専門分野の関連性を理解し、多面的に捉えることができる。							
	3-3 基礎知識を活用して工学的問題を理解し、説明できる。							
	3-4 基礎的な実験技術を用いて、実験を企画・実行して結果の分析・評価ができる。							
(4) 知徳耐の調和した 人間性および社会 性・協調性を身に 付けた技術者	4-1 幅広い知識を身につけ、地球的視点から問題を捉えることができる。							
	4-2 異文化を理解し、価値観の多様性を認識することができる。							
	4-3 社会参加への意欲と関心をもつことができる。							
	4-4 グループでの活動に参加し、他のメンバーと協調して課題に取り組むことができる。							
(5) 広い視野と技術の あり方に対する倫 理観を身に付け、 社会への貢献意識 を持つ技術者	5-1 科学技術に関する倫理的問題について理解し、指摘することができる。							
	5-2 実務上の問題を理解し、技術的・倫理的知識を適用することができる。							
(6) 知的探求心を持ち、 問題解決に向けて 主体的、創造的に 取り組むこと ができる技術者	6-1 知的好奇心と探求心を持って、幅広い分野の課題に取り組むことができる。							
	6-2 得意とする専門分野の知識、技術と情報を駆使して、社会の要求に応じた問題解決の方法を企画、デザインすることができる。							
	6-3 研究や学習状況を把握・記録して自主的・継続的に学習できる。							

参考資料 8. 「生産システム工学」教育プログラム関連規則等一覧

この手引きに記載した内については、教育プログラムに関連した本校の「規則」や「申し合わせ事項」として学生便覧やシラバスなどで公開されています。また、本校のホームページでも公開されていますので、必要に応じて参照して下さい。

主な関連規則などは以下の通りです。

種類	規則等の名称
学則	熊本高等専門学校学則（特に第11章専攻科）
規則	熊本高等専門学校専攻科生産システム工学専攻の授業科目の履修等に関する規則
	熊本高等専門学校「生産システム工学」教育プログラム履修規則
申し合わせ等	熊本高等専門学校の評価並びに進級及び卒業の認定等に関する基準
	熊本高等専門学校以外の大学等における学修に関する細則
	学習サポートの申し合わせ
	熊本高等専門学校八代キャンパス留学生の履修についての申し合わせ
	熊本高等専門学校八代キャンパスインターンシップ実施要項
	生産システム工学専攻及び「生産システム工学」教育プログラムの単位認定並びに修了認定に関する申し合わせ
	履修登録前に修得した科目に対する「生産システム工学」教育プログラム単位の再評価に関する取扱い

この表に示す規則等内容は、便覧等に公開されていますので常に最新の規則を確認して下さい。